

四半期報告書

(第10期第2四半期)

自 平成21年7月1日
至 平成21年9月30日

株式会社新生銀行

(E03530)

目次

	頁
表紙	
第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 事業の内容	3
3. 関係会社の状況	3
4. 従業員の状況	3
第2 事業の状況	4
1. 生産、受注及び販売の状況	4
2. 事業等のリスク	4
3. 経営上の重要な契約等	5
4. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	6
第3 設備の状況	25
第4 提出会社の状況	26
1. 株式等の状況	26
(1) 株式の総数等	26
(2) 新株予約権等の状況	27
(3) ライツプランの内容	55
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	55
(5) 大株主の状況	56
(6) 議決権の状況	57
2. 株価の推移	58
3. 役員の状況	58
第5 経理の状況	59
1. 中間連結財務諸表	60
(1) 中間連結貸借対照表	60
(2) 中間連結損益計算書	62
(3) 中間連結株主資本等変動計算書	63
(4) 中間連結キャッシュ・フロー計算書	66
2. その他	127
3. 中間財務諸表	128
(1) 中間貸借対照表	128
(2) 中間損益計算書	130
(3) 中間株主資本等変動計算書	131
4. その他	149
第二部 提出会社の保証会社等の情報	149

・中間監査報告書

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年11月26日
【四半期会計期間】	第10期第2四半期（自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日）
【会社名】	株式会社新生銀行
【英訳名】	Shinsei Bank, Limited
【代表者の役職氏名】	取締役会長 代表執行役社長 八城 政基
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町二丁目1番8号
【電話番号】	03-5511-5111（代表）
【事務連絡者氏名】	グループ財務管理部次長 中島 敦
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区内幸町二丁目1番8号
【電話番号】	03-5511-5111（代表）
【事務連絡者氏名】	グループ財務管理部次長 中島 敦
【縦覧に供する場所】	株式会社新生銀行大阪支店 （大阪市中央区瓦町三丁目5番7号） 株式会社新生銀行名古屋支店 （名古屋市中区栄三丁目1番1号） 株式会社新生銀行大宮支店 （さいたま市大宮区桜木町一丁目9番1号） 株式会社新生銀行ららぽーと支店 （千葉県船橋市浜町二丁目1番1号） 株式会社新生銀行横浜支店 （横浜市西区南幸一丁目9番13号） 株式会社新生銀行神戸支店 （神戸市中央区三宮町三丁目7番6号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間（連結）会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成19年度中間 連結会計期間	平成20年度中間 連結会計期間	平成21年度中間 連結会計期間	平成19年度	平成20年度
		(自平成19年 4月1日 至平成19年 9月30日)	(自平成20年 4月1日 至平成20年 9月30日)	(自平成21年 4月1日 至平成21年 9月30日)	(自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日)	(自平成20年 4月1日 至平成21年 3月31日)
連結経常収益	百万円	305,692	283,335	297,787	593,503	601,677
連結経常利益（△は連結経常損失）	百万円	22,914	△25,063	5,390	11,222	△163,316
連結中間純利益 （△は連結中間純損失）	百万円	23,186	△19,284	11,062	—	—
連結当期純利益 （△は連結当期純損失）	百万円	—	—	—	60,108	△143,084
連結純資産額	百万円	934,650	918,407	799,960	965,261	767,481
連結総資産額	百万円	12,423,448	12,446,276	12,183,520	11,525,762	11,949,196
1株当たり純資産額	円	352.71	338.12	312.05	364.35	284.95
1株当たり中間純利益金額 （△は1株当たり中間純損失金額）	円	15.72	△9.81	5.63	—	—
1株当たり当期純利益金額 （△は1株当たり当期純損失金額）	円	—	—	—	38.98	△72.85
潜在株式調整後1株当たり中間純利益 金額	円	12.72	—	—	—	—
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 金額	円	—	—	—	32.44	—
自己資本比率	%	5.3	5.3	5.0	6.2	4.7
連結自己資本比率（国内基準）	%	12.40	10.48	9.36	11.74	8.35
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	269,434	411,519	1,018,866	317,139	1,107,745
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△345,280	△619,656	△1,093,872	△191,205	△1,008,640
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△21,728	△19,651	△32,205	8,588	△21,721
現金及び現金同等物の中間期末（期 末）残高	百万円	173,925	178,127	376,046	405,926	483,259
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	4,750 [1,161]	7,273 [1,448]	6,254 [1,879]	5,245 [1,250]	7,006 [1,727]

(注) 1. 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 平成20年度中間連結会計期間及び平成20年度の潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの、連結中間(当期)純損失が計上されているため記載しておりません。また、平成21年度中間連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式は存在するものの、希薄化効果を有しないため記載しておりません。

なお、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

- 自己資本比率は、（（中間）期末純資産の部合計－（中間）期末新株予約権－（中間）期末少数株主持分）を（中間）期末資産の部の合計で除して算出しております。
- 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。
- 従業員数は、嘱託及び臨時従業員の平均雇用人員を〔 〕内に外書きで記載しております。なお、平成20年度中間連結会計期間及び平成21年度中間連結会計期間の平均臨時従業員数は、第2四半期連結会計期間における平均雇用人員数であります。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第8期中	第9期中	第10期中	第8期	第9期
決算年月		平成19年9月	平成20年9月	平成21年9月	平成20年3月	平成21年3月
経常収益	百万円	139,497	120,028	109,049	279,684	246,323
経常利益(△は経常損失)	百万円	23,515	△36,118	3,342	32,528	△164,860
中間純利益(△は中間純損失)	百万円	△2,156	△36,375	8,603	—	—
当期純利益(△は当期純損失)	百万円	—	—	—	53,203	△157,048
資本金	百万円	451,296	476,296	476,296	476,296	476,296
発行済株式総数	千株	普通株式 1,673,570 甲種優先株式 74,528	普通株式 2,060,346	普通株式 2,060,346	普通株式 2,060,346	普通株式 2,060,346
純資産額	百万円	644,523	665,289	616,491	732,703	564,836
総資産額	百万円	10,405,340	10,331,429	11,023,737	9,548,673	10,713,494
預金残高	百万円	5,192,831	5,764,965	7,080,519	5,287,941	6,637,831
債券残高	百万円	687,898	748,962	528,260	663,134	676,767
貸出金残高	百万円	5,335,172	5,660,152	4,922,887	5,356,363	5,168,004
有価証券残高	百万円	2,590,905	2,426,111	3,729,688	2,300,303	2,626,047
1株当たり配当額	円	普通株式 — 甲種優先株式 6.50	普通株式 —	普通株式 —	普通株式 2.94 甲種優先株式 6.50	普通株式 —
自己資本比率	%	6.2	6.4	5.6	7.7	5.3
単体自己資本比率(国内基準)	%	16.11	13.70	12.15	15.25	10.95
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,830 [222]	1,840 [327]	1,625 [229]	1,869 [270]	1,752 [286]

(注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 自己資本比率は、((中間)期末純資産の部合計 - (中間)期末新株予約権)を(中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。

3. 単体自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。

4. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員の平均雇用人員を[]内に外書きで記載しております。なお、平成20年9月及び平成21年9月の平均臨時従業員数は、第2四半期会計期間における平均雇用人員数であります。

2 【事業の内容】

当行グループは、平成21年9月30日現在、当行、子会社217社（うち株式会社アプラス、昭和リース株式会社、新生フィナンシャル株式会社等の連結子会社125社、非連結子会社92社）及び関連会社25社（持分法適用関連会社。日盛金融控股股份有限公司等）で構成され、銀行業務を中心に、証券業務、信託業務など総合的な金融サービスに係る事業を行っております。

当第2四半期連結会計期間において、当行グループ（当行及び当行の関係会社）が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成21年9月30日現在

従業員数（人）	6,254 [1,879]
---------	------------------

- (注) 1. 従業員数は、海外の現地採用者を含んでおります。
2. 嘱託及び臨時従業員数は、[]内に当第2四半期連結会計期間の平均人員を外書で記載しております。
3. 従業員数が当第2四半期連結会計期間において716名減少しましたのは、主として銀行業において早期退職支援制度を実施したことによるものであります。

(2) 当行の従業員数

平成21年9月30日現在

従業員数（人）	1,625 [229]
---------	----------------

- (注) 1. 嘱託及び臨時従業員数は、[]内に当第2四半期会計期間の平均人員を外書で記載しております。
2. 従業員数が当第2四半期会計期間において114名減少しましたのは、主として早期退職支援制度を実施したことによるものであります。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

2【事業等のリスク】

当行は、前連結会計年度の有価証券報告書において、「事業等のリスク」として当行及び当行グループの事業その他に関するリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項、及び必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項でも投資者の投資判断上重要であると考えられる事項（1から35まで）について記載いたしました。さらに第1四半期報告書においては、重要な変更があった事項（24、30）及び投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事項（36）について記載いたしました。

本四半期報告書においては、当第2四半期連結会計期間中に重要な変更があった事項について、以下のように記載いたします。このうち事項24及び36については、第1四半期報告書に記載したものと同一であります。なお、有価証券報告書からの変更点に関しては__罫で示しております。また、当該事項の変更点の前後について一部省略しております。本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は本四半期報告書提出日現在において判断したものであります。

24. 金融機関に対する監督官庁による広範な規制について

近年、わが国の金融サービス市場においては大幅な規制緩和が実施されていますが、当行は依然として、金融機関としての広範な法令上の制限及び監督官庁による監視を受けます。さらに、当行及び当行の関係会社は、金融当局による自己資本規制その他の銀行業務規制に加えて、業務範囲についての制限を受けており、これによって、ビジネスチャンスを追うことができません。当行及び当行のいくつかの関係会社は、業務全般及び貸出資産分類に関して、金融庁もしくはその他の政府機関により検査を受けております。関連法規及び規制の遵守を怠った場合には、当行又は当行のそれらの関係会社が銀行法第26条その他の法令に基づく「業務改善命令」や「業務停止命令」といった行政処分を受けることなどにより、当行又は当行のそれらの関係会社の業務に制限を受けたり、評価が悪化することがあります。

(中略)

さらに、当行は、経営健全化計画に係る平成19年3月期及び平成21年3月期の収益目標と実績とが大幅に乖離したことなどから、それぞれ平成19年6月28日及び平成21年7月28日に金融庁から業務改善命令を受けました（業務改善命令の詳細については、下記30.をご参照ください）。

(後略)

30. 当行の経営に対する政府の影響力について

(前略)

整理回収機構から公的資金を受ける際に、当行は、法律に基づき経営健全化計画を作成し、これを定期的に見直しするよう義務づけられました。当行は、平成19年3月期において、子会社であるアプラスの優先株式の減損と同社普通株式への投資損失引当金の計上並びに当時関連会社であったシンキの普通株式への投資損失引当金の計上等を主因として、当期純損失419億円を計上いたしました。この結果、当行が平成17年8月に提出した経営健全化計画における平成19年3月期当期純利益計画730億円を大きく下回ることとなり、当行は、平成19年6月28日に金融庁から業務改善命令を受けました。同命令により、当行は、業務改善計画書の提出、及びその後平成19年9月期を初回として同計画の履行が確保されていると認められるまでの間、四半期ごとに実施状況を報告することを求められました。これを受けて、当行は、平成19年7月27日に業務改善計画を提出し、また、当該計画の内容を反映した新たな経営健全化計画を平成19年8月に提出いたしました。また、平成21年3月期においても、米国・欧州そして日本における市場環境悪化の影響や、子会社アプラスに対する投資有価証券の減損処理などから、単体実質業務損失が653億円、単体当期純損失が1,570億円となり、経営健全化計画を大幅に下回る結果となったことから、平成21年7月28日に金融庁から業務改善命令を受けました。このため、平成21年9月に両業務改善命令に基づく業務改善計画を提出し、さらに平成21年10月30日に同計画の内容を盛り込んだ経営健全化計画を提出いたしました。当行は、同計画を達成するよう、より一層、各業務にお

る収益基盤の強化、経費の効率的運用を含めた業務の改善に向けて、全行が一丸となって業務に取り組んでまいり所存ですが、これが達成されないときはさらなる行政処分を受ける可能性があります。

(後略)

35. 当行本店の移転について

当行は、資産効率を最大限に高めるために常に当行グループの保有資産の見直しを行っております。このうち、現本店は、当行の業容拡大に伴い既に手狭となっており、また多様化した当行グループのビジネスにも十分対応できなくなってきた現状を踏まえ、本店の設置方法についても見直しを検討してまいりました。

こうした資産効率化・本店設置形態の見直しの観点から、当行は、平成20年3月に、当行の連結子会社であった有限会社ドルフィン・ジャパン・インベストメントの保有する当行本店不動産の信託受益権を売却いたしました。

今後につきましては、現本店売却後3年以内にその機能を移転する予定となっており、それまでは現本店を使用してまいります。移転先については、当行のビジネス戦略、お客様の利便性、当行グループの一体感の向上等、様々な要素を考慮に入れ、最適な立地を追求し、日本橋室町野村ビル(東京都中央区)とする予定であります。

尚、株式会社あおぞら銀行(東京都千代田区。以下「あおぞら銀行」という。)との合併協議において、合併後の新銀行の本店のあり方等全般について検討しているところであります。

36. あおぞら銀行との合併について

平成21年7月1日、当行は、あおぞら銀行と、株主の承認と関係当局の認可を前提に、対等比率による両行の合併に向けて合意し、同日付けでAlliance Agreement(統合契約)を締結いたしました。

現在、当行は、Alliance Agreement(統合契約)で企図されるあおぞら銀行との合併に向け、合併契約書の締結を含む合併に向けたあおぞら銀行との具体的な協議及び準備を進めております。しかしながら、合併の実施及び合併による効果の実現は、景気の変動、システムの調整・統合その他合併に向けての諸般の実務的対応の進捗状況、その他予期しない事態の発生等の影響を受け得ることから、合併の実施及び合併による効果の実現が想定どおりに達成されるという保証はありません。

3【経営上の重要な契約等】

平成21年7月1日、当行は、株式会社あおぞら銀行(東京都千代田区。以下「あおぞら銀行」という。)と、株主の承認と関係当局の認可を前提に、対等比率による両行の合併に向けて合意し、同日付けで、合併の方法、合併比率等、合併の基本的枠組みを定めるAlliance Agreement(統合契約)を締結いたしました。両行は、今後、Alliance Agreement(統合契約)に従って、現時点で未定となっている合併後の商号その他の事項につき協議を行う統合委員会及び両行最高経営責任者への助言を行う統合アドバイザーグループをそれぞれ設置し、合併契約書の締結を含む合併に向けた具体的な協議及び準備を進めてまいります。

Alliance Agreement(統合契約)においては、合併の方法、合併に係る割当ての内容その他の合併契約の内容として以下の通り合意しています。

(1) 合併の方法

当行を存続会社とし、あおぞら銀行を消滅会社とする吸収合併とします。

(2) 合併に係る割当ての内容

合併比率は1対1といたします。

これにより、あおぞら銀行の普通株式1株に対して当行の普通株式1株を、あおぞら銀行の第四回(甲種)優先株式1株に対して当行の丙種優先株式1株を、あおぞら銀行の第五回(丙種)優先株式1株に対して当行の丁種優先株式1株を、それぞれ割当て交付します。ただし、あおぞら銀行が保有する自己株式及び当行が保有するあおぞら銀行の普通株式(もしあれば)に対しては、割当て交付は行いません。また、あおぞら銀行又は新生銀行の発行済みの普通株式又は優先株式の併合、分割その他の変動が生じた場合、合併比率及び割当株式数は、それぞれ適切に調整されます。

(3) その他の合併契約の内容

合併契約書は、今後協議の上締結する予定です。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当行グループ（当行および連結子会社）が判断したものであります。

当中間期（平成21年4月1日～平成21年9月30日）においては、リーマン・ショック以降の世界的な金融市場の混乱・実体経済の急激な落ち込みといった状況から一部改善の兆しがあるものの、苦境を脱するに至っておらず、再び世界的な金融・経済危機に陥るリスクも指摘されております。日本経済についても、倒産件数は前年同期比では減少したものの依然高水準で推移、更に雇用情勢の悪化、不動産価格の下落等、全体的に厳しい状況が続いており、先行き不透明感は拭えません。こうした中、今夏の総選挙により誕生した民主党を中心とする連立政権による今後の経済運営に注目が集まっております。

以上のような状況にあつて、国内の金利動向については、長期金利（10年国債利回り）は、一時1.5%に達した後、景気の先行き懸念等から9月末は1.3%を下回りましたが、その後、国債増発懸念等が影響して金利上昇圧力が強まっております。一方、短期金利は引き続き低水準で推移しております。次に、日経平均株価は、9月末の終値は1万133円23銭となっており、3月末に比べて2,000円以上の上昇となったものの、10月に入って一時1万円を切るなど、本格的な回復には程遠い水準で推移しております。さらに、ドル円相場は、当期中の大半は90円～100円のレンジで推移したものの、9月後半になって一時80円台に突入し、以降も円高ドル安に振れるリスクを意識した展開となっており、今後の景気の先行きへの影響が懸念されております。

このような経営環境下、当行は以下の通り業務を遂行してまいりました。

まず、法人向け業務や子会社の昭和リース株式会社（以下「昭和リース」。）などによるコマースファイナンスを展開する法人・商品部門においては、特に法人向け業務につき、前連結会計年度に自己勘定による投資を含む海外投融資等により多額の損失を計上したこと等を踏まえ、基本に立ち返り、お客さまを中心とした商品・サービスの提供に注力する方針であり、そのために、リスクの高い海外投融資の削減、事業法人部署の改編および中小企業向け取引推進のための部署の新設、投資銀行業務における各ビジネスの見直し、リスク管理体制の再構築を行いました。また、昭和リースにおいては引き続き業務の効率化及び収益拡大に努めております。

次に、リテールバンキングとコンシューマーファイナンスを展開する個人部門においては、リテールバンキングでは、引き続き各種預金・投信・保険商品等幅広い金融商品をお客さまに提供しております。このうち、預金においては、預入期間が2週間で普通預金の金利より有利な金利設定となる円預金「2週間満期預金」の取り扱いを開始いたしました。また、コンパクトな店舗で専門スタッフによる資産運用相談サービスを提供する「新生コンサルティングスポット」について、6月から8月にかけて関西圏で開設したのに続き、首都圏での展開も開始しており、9月には鎌倉（神奈川県）に開設し、さらに11月に津田沼（千葉県）にも開設いたしました。このような施策の効果もあつて、リテールバンキングのお客さまの預金は増加しており、当行の安定的な調達基盤の確立にも大いに貢献しております。

また、コンシューマーファイナンスについては、引き続き当行グループとしての収益力・競争力の向上に向けた施策を講じております。このうち、連結子会社である株式会社アプラス（以下「アプラス」。）においては平成22年4月1日に事業持株会社に移行（アプラスの商号を株式会社アプラスフィナンシャルに変更予定）することとしております。また、連結子会社であるシンキ株式会社（以下「シンキ」。）については、この3月に当行及び連結子会社である新生フィナンシャル株式会社（旧GEコンシューマー・ファイナンス株式会社。以下「新生フィナンシャル」。）が共同でTOBを実施したのに続き、完全支配化手続を行い、既に完了いたしました。なお、シンキは7月5日をもって上場廃止となっております。

当行は7月1日に株式会社あおぞら銀行との間で来年に予定される両行株主総会の承認と関係当局の認可等を前提として、対等比率による合併に向けて合意し、Alliance Agreement（統合契約）を締結しており、現在、両行で設立した統合委員会等を通じて合併に向けた具体的な協議及び準備を推進しております。

当行は、平成19年3月期の収益実績が経営健全化計画の目標値を大幅に下回ったことから同年6月に金融庁から業務改善命令を受け、同年8月に経営健全化計画を修正しましたが、さらに平成21年3月期の収益実績が目標値と大幅に乖離したことから、同年7月に再び同庁より業務改善命令を受けました。このため、平成21年9月に両業務改善命令に基づく業務改善計画を同庁宛提出し、さらに同年10月30日に同計画の内容を盛り込んだ経営健全化計画を提出いたしました。今後は、新経営健全化計画における目標達成に向け、全行一丸となって業務に取り組んでまいります。

(1) 業績の状況

<連結経営成績>

以上のような事業の経過のもと、当中間連結会計期間の連結経営成績は以下の通りとなりました。なお、連結会社は銀行業以外に一部で証券・信託等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業全体の業績を記載しております。

当中間期においては、経常収益は2,977億円（前中間期比144億円増加）、経常費用は2,923億円（同比160億円減少）となり、経常利益は53億円（前中間期は経常損失250億円）となりました。

このうち、新生フィナンシャル株式会社（平成20年9月に買収）の収益寄与等により、資金利益は1,094億円（前中間期比388億円増加）となりました。一方、非資金利益（ネットの役務取引等利益、特定取引利益、その他業務利益）については、国内外の金融市場の正常化が遅れるなど、厳しい状況が続きましたが、債務担保証券（CLO）等の売却益をその他業務利益に計上したこともあり、トータルでは前中間期を上回りました。また、国内の景気低迷の影響等から当行本体および子会社における不良債権が増加したこと等から、与信関連費用の計上を余儀なくされましたが、前中間期に比べると減少しております。さらに、人件費・物件費といった経費については、業務合理化等を推進した結果、新生フィナンシャルを除いたベースで削減しております。

次に、特別損益は147億円（同比11億円減少）となりました。このうち、特別利益は当行劣後債の消却益等です。さらに、法人税等5億円（損）、法人税等調整額33億円（損）、少数株主利益51億円（損）を計上した結果、当中間純利益は110億円（前中間期は中間純損失192億円）となりました。

このうち、特に当第2四半期連結会計期間（平成21年7月1日～平成21年9月30日）においては、個人部門の業績については、リテールバンキング、コンシューマー・ファイナンスとも概ね順調に推移しております。一方、法人・商品部門につきましては、金融市場の回復の遅れ等の影響を受けましたが、有価証券の売却益の計上、減損の減少等により、収益は前第2四半期連結会計期間（前年同期）に比べて改善しております。これらの結果、当第2四半期連結会計期間における四半期純利益は58億円となり、前年同期の四半期純損失が301億円であったのに対して、大きく改善いたしました。

<連結財政状態>

当中間期末の連結財政状態につきましては、総資産は12兆1,835億円（前連結会計年度末比2,343億円増加）、純資産は7,999億円（同比324億円増加）となりました。

主要な勘定残高につきましては、貸出金は資金需要の未回復、適正なリスク管理の実践等により5兆4,699億円（同比4,069億円減少）となりましたが、当第1四半期末に比べると1,284億円増加しております。また、有価証券は国債運用分の増加により3兆2,822億円（同比1兆1,080億円増加）となりました。一方、預金・譲渡性預金については、引き続き当行の安定的な資金調達基盤である個人分の預金が増加していること等から7兆465億円（同比7,743億円増加）となっており、また債券・社債は7,327億円（同比2,092億円減少）となっております。

不良債権につきましては、一部の国内不動産関連融資における債務者区分の下落等により、金融再生法ベースの開示債権（単体）では、当中間期末で1,816億円（前年度末1,458億円）、不良債権比率3.41%（同2.51%）となっております。

なお、当中間期末での銀行法に基づく連結自己資本比率（国内基準）は9.36%、Tier I比率は7.00%となっております。

国内・海外別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況（残高・構成比）

業種別	平成20年9月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内（除く特別国際金融取引勘定分）	6,438,539	100.00
製造業	224,008	3.48
農業	2	0.00
林業	—	—
漁業	2,800	0.04
鉱業	4,605	0.07
建設業	15,315	0.24
電気・ガス・熱供給・水道業	66,830	1.04
情報通信業	47,525	0.74
運輸業	362,980	5.64
卸売・小売業	129,018	2.00
金融・保険業	1,179,993	18.33
不動産業	1,270,066	19.72
各種サービス業	373,263	5.80
地方公共団体	301,192	4.68
その他	2,460,936	38.22
海外及び特別国際金融取引勘定分	141,168	100.00
政府等	1,291	0.92
金融機関	—	—
その他	139,876	99.08
合計	6,579,707	—

業種別	平成21年9月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内（除く特別国際金融取引勘定分）	5,369,799	100.00
製造業	257,203	4.79
農業、林業	2	0.00
漁業	2,600	0.05
鉱業、採石業、砂利採取業	3,240	0.06
建設業	9,343	0.17
電気・ガス・熱供給・水道業	39,674	0.74
情報通信業	20,165	0.37
運輸業、郵便業	313,900	5.85
卸売業、小売業	126,099	2.35
金融業、保険業	1,107,851	20.63
不動産業	929,865	17.32
各種サービス業	266,660	4.97
地方公共団体	168,362	3.13
その他	2,124,829	39.57
海外及び特別国際金融取引勘定分	100,179	100.00
政府等	1,559	1.56
金融機関	—	—
その他	98,619	98.44
合計	5,469,978	—

- (注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。
 2. 「海外」とは、海外連結子会社であります。
 3. 日本標準産業分類の改訂（平成19年11月）に伴い、第1四半期連結会計期間から業種の表示を一部変更しております。

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1. 損益の概要 (単体)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
業務粗利益	23,174	50,583	27,409
経費 (除く臨時処理分)	38,993	34,611	△4,382
人件費	14,255	12,459	△1,795
物件費	22,999	20,379	△2,619
税金	1,739	1,771	32
業務純益 (一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	△15,819	15,972	31,791
のれん償却額	—	—	—
業務純益 (一般貸倒引当金繰入前)	△15,819	15,972	31,791
一般貸倒引当金繰入額	23,234	1,515	△21,718
業務純益	△39,053	14,457	53,510
実質業務純益	△8,223	18,541	26,764
うち債券関係損益	△15,049	16,243	31,293
臨時損益	7,255	△8,067	△15,323
株式関係損益	302	△508	△811
金銭の信託運用損益	7,595	2,568	△5,027
不良債権処理損失	△318	6,947	7,265
貸出金償却	2,001	3,644	1,643
個別貸倒引当金繰入額	△2,580	3,289	5,870
特定海外債権引当勘定繰入額	△0	△0	△0
その他の債権売却損等	262	13	△248
その他臨時損益	△960	△3,180	△2,219
経常利益 (△は経常損失)	△36,118	3,342	39,461
特別損益	△2,937	10,209	13,146
うち固定資産処分損益	△503	△181	321
税引前中間純利益 (△は税引前中間純損失)	△39,056	13,551	52,608
法人税、住民税及び事業税	△3,574	257	3,832
法人税等調整額	894	4,691	3,797
中間純利益 (△は中間純損失)	△36,375	8,603	44,978

(注) 1. 業務粗利益 = (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 役員取引等収支 + 特定取引収支 + その他業務収支

2. 実質業務純益 = 業務粗利益 + 金銭の信託運用損益 - 経費 (除く臨時処理分)

金銭の信託運用損益は臨時損益に含まれますが、当行が注力している投資銀行業務部門の損益であることから、本来業務にかかる損益ととらえております。

3. 業務純益 = 業務粗利益 - 経費 (除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額

4. 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除されているものであります。

5. 臨時損益とは、中間損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

6. 債券関係損益 = 国債等債券売却益 - 国債等債券売却損 - 国債等債券償却

7. 株式関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却

8. 前中間会計期間の貸倒引当金は全体で20,652百万円の繰入超 (なお、一般貸倒引当金については23,234百万円の繰入) となっております。また当中間会計期間の貸倒引当金は全体で4,804百万円の繰入超 (なお、一般貸倒引当金については1,515百万円の繰入) となっております。

2. 利鞘（国内業務部門）（単体）

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回 ①	1.47	1.30	△0.17
貸出金利回	1.74	1.69	△0.05
有価証券利回	1.14	0.77	△0.37
(2) 資金調達原価 ②	1.72	1.49	△0.23
資金調達利回 ③	0.77	0.73	△0.04
預金利回	0.74	0.76	0.02
債券利回	0.63	0.73	0.10
(3) 総資金利鞘 ①-②	△0.25	△0.19	0.06
(4) 資金運用利回-資金調達利回 ①-③	0.70	0.57	△0.13

(注) 1. 「国内業務部門」とは本邦店の居住者向け円建諸取引であります（但し特別国際金融取引勘定を除く）。

2. 預金には譲渡性預金を含んでおります。

3. ROE（単体）

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
実質業務純益ベース	△2.35	6.28	8.63
業務純益ベース（一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前）	△4.52	5.41	9.93
業務純益ベース（一般貸倒引当金繰入前）	△4.52	5.41	9.93
業務純益ベース	△11.17	4.90	16.06
中間純利益ベース	△10.40	2.91	13.31

4. 預金・債券・貸出金の状況（単体）

(1) 預金・債券・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
預金（末残）	6,509,444	7,459,160	949,716
預金（平残）	6,184,417	7,383,010	1,198,592
債券（末残）	748,962	528,260	△220,702
債券（平残）	689,560	619,015	△70,545
貸出金（末残）	5,660,152	4,922,887	△737,265
貸出金（平残）	5,476,579	4,794,067	△682,511

(注) 預金には譲渡性預金を含んでおります。

(2) 個人・法人別預金残高 (国内)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
個人	4,216,479	5,562,627	1,346,147
法人	1,535,653	1,517,296	△18,356
合計	5,752,132	7,079,924	1,327,791

(注) 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

(3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	909,498	817,425	△92,073
住宅ローン残高	909,291	816,723	△92,567
その他ローン残高	207	701	494

(4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	① 百万円	3,107,214	2,694,245	△412,968
総貸出金残高	② 百万円	5,570,199	4,868,329	△701,870
中小企業等貸出金比率	①/② %	55.78	55.34	△0.44
中小企業等貸出先件数	③ 件	70,257	69,259	△998
総貸出先件数	④ 件	70,722	69,682	△1,040
中小企業等貸出先件数比率	③/④ %	99.34	99.39	0.05

(注) 1. 貸出金残高には、海外店分及び特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2. 中小企業等とは、資本金3億円（ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円）以下の会社又は常用する従業員が300人（ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人）以下の会社及び個人であります。

5. 債務の保証（支払承諾）の状況（単体）

○ 支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数 (件)	金額 (百万円)	口数 (件)	金額 (百万円)
手形引受	—	—	—	—
信用状	—	—	—	—
保証	75	11,321	46	8,497
計	75	11,321	46	8,497

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。また、平成21年9月30日分については、「告示」の特例である平成20年金融庁告示第79号に基づき算出しております。

また、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては基礎的内部格付手法を採用するとともに、マーケット・リスク規制を導入しております。

連結自己資本比率（国内基準）

項目		平成20年9月30日	平成21年9月30日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目 (Tier 1)	資本金	476,296	476,296
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	43,554	43,554
	利益剰余金	277,311	163,651
	自己株式（△）	72,558	72,558
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額（△）	—	—
	その他有価証券の評価差損（△）	58,600	—
	為替換算調整勘定	832	861
	新株予約権	1,507	1,580
	連結子法人等の少数株主持分	169,860	172,600
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	153,931	160,771
	営業権相当額（△）	—	—
	のれん相当額（△）	146,511	125,377
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	48,810	40,768
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額（△）	14,612	11,149
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額(△)	14,618	17,180
	繰延税金資産の控除前の基本的項目計 (上記各項目の合計額)	—	—
	繰延税金資産の控除金額（△）	—	—
計 (A)	613,652	591,509	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 (注1)	80,879	83,194	

項目		平成20年 9月30日	平成21年 9月30日
		金額 (百万円)	金額 (百万円)
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%相当額	—	—
	一般貸倒引当金	13,858	12,542
	適格引当金が期待損失額を上回る額	—	—
	負債性資本調達手段等	513,168	277,109
	うち永久劣後債務 (注2)	179,139	55,344
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 (注3)	334,029	221,764
	計	527,027	289,652
	うち自己資本への算入額 (B)	499,824	289,652
準補完的項目 (Tier 3)	短期劣後債務	—	—
	うち自己資本への算入額 (C)	—	—
控除項目	控除項目 (注4) (D)	110,826	89,646
自己資本額	(A) + (B) + (C) - (D) (E)	1,002,651	791,514
リスク・アセ ット等	資産 (オン・バランス) 項目	7,066,666	6,399,028
	オフ・バランス取引等項目	1,666,092	1,234,585
	信用リスク・アセットの額 (F)	8,732,759	7,633,614
	マーケット・リスク相当額に係る額 ((H) / 8%) (G)	369,331	355,802
	(参考) マーケット・リスク相当額 (H)	29,546	28,464
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((J) / 8%) (I)	456,856	459,854
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (J)	36,548	36,788
	旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額 が新所要自己資本の額を上回る額に25.0を乗じて得た 額 (K)	—	—
	計 ((F) + (G) + (I) + (K)) (L)	9,558,947	8,449,271
連結自己資本比率 (国内基準) = E / L × 100 (%)		10.48	9.36
(参考) Tier 1 比率 = A / L × 100 (%)		6.41	7.00

- (注) 1. 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等 (海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。) であります。
2. 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率（国内基準）

項目		平成20年 9 月 30 日	平成21年 9 月 30 日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目 (Tier 1)	資本金	476,296	476,296
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	43,558	43,558
	その他資本剰余金	—	—
	利益準備金	11,035	11,035
	その他利益剰余金	264,091	152,021
	その他	153,931	160,771
	自己株式（△）	72,558	72,558
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額（△）	—	—
	その他有価証券の評価差損（△）	58,471	—
	新株予約権	1,507	1,580
	営業権相当額（△）	—	—
	のれん相当額（△）	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額（△）	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額（△）	14,019	11,031
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額(△)	20,912	20,807
	繰延税金資産の控除前の基本的項目計 （上記各項目の合計額）	—	—
	繰延税金資産の控除金額（△）	—	—
計 (A)	784,459	740,867	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 (注1)	80,879	83,194	
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券 (注1)	153,931	160,771	
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%相当額	—	—
	一般貸倒引当金	3,156	3,499
	適格引当金が期待損失額を上回る額	—	—
	負債性資本調達手段等	432,168	266,109
	うち永久劣後債務 (注2)	98,139	44,344
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 (注3)	334,029	221,764
	計	435,325	269,608
うち自己資本への算入額 (B)	435,325	269,608	

項目		平成20年 9月30日	平成21年 9月30日
		金額 (百万円)	金額 (百万円)
準補完的項目 (Tier 3)	短期劣後債務	—	—
	うち自己資本への算入額 (C)	—	—
控除項目	控除項目 (注 4) (D)	80,875	60,634
自己資本額	(A) + (B) + (C) - (D) (E)	1,138,909	949,840
リスク・アセ ット等	資産 (オン・バランス) 項目	6,824,570	6,632,948
	オフ・バランス取引等項目	898,205	639,439
	信用リスク・アセットの額 (F)	7,722,776	7,272,388
	マーケット・リスク相当額に係る額 ((H) / 8%) (G)	350,053	341,123
	(参考) マーケット・リスク相当額 (H)	28,004	27,289
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((J) / 8%) (I)	235,668	199,869
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (J)	18,853	15,989
	旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額 が新所要自己資本の額を上回る額に25.0を乗じて得た 額 (K)	—	—
	計 ((F) + (G) + (I) + (K)) (L)	8,308,497	7,813,381
単体自己資本比率 (国内基準) = E / L × 100 (%)		13.70	12.15
(参考) Tier 1 比率 = A / L × 100 (%)		9.44	9.48

(注) 1. 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等 (海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。) であります。

2. 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3. 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4. 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(*) 優先出資証券の概要

当行は、「海外特別目的会社の発行する優先出資証券」を以下のとおり発行し、連結自己資本比率（国内基準）における「基本的項目」の中の「うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券」及び単体自己資本比率（国内基準）における「基本的項目」の中の「その他」「うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券」に計上しております。

発行体	Shinsei Finance (Cayman) Limited	Shinsei Finance II (Cayman) Limited
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券	同左
償還期日	定めなし	同左
任意償還	平成28年7月以降の各配当支払日に任意償還可能（但し、金融庁の事前承認が必要）	同左
発行総額	675百万米ドル	579百万米ドル
払込日	平成18年2月23日	平成18年3月23日
配当支払日	毎年7月20日（但し、当該日が営業日でない場合は翌営業日とする）	毎年7月25日（但し、当該日が営業日でない場合は翌営業日とする）
配当率	平成28年7月の配当支払日までの配当期間については固定配当率（年6.418%）が適用される。それ以降の配当期間については変動配当率が適用されるとともにステップアップ配当が付与される。	平成28年7月の配当支払日までの配当期間については固定配当率（年7.16%）が適用される。それ以降の配当期間については変動配当率が適用される。なお、ステップアップ配当は付与されない。
配当支払に関する条件概要	以下の強制的配当停止事由及び任意配当停止事由のいずれにも該当しない場合、本優先出資証券に対して満額の配当が行われる。	同左
	強制的配当停止事由 破産事由、更生事由、清算事由、民事再生事由、支払不能事由、政府による宣言（注1）が発生した場合には、配当の支払は停止される。配当可能利益制限又は優先株式配当制限が適用される場合には、その適用に応じて配当は停止又は減額される。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。	同左
	配当可能利益制限 当行の配当可能金額（前年度末の配当可能利益から当年度に当行優先株式（注2）に対して行われた又は行われる配当を控除した額。本優先出資証券と類似する証券が存在する場合は配当可能金額はさらに調整される。）が本優先出資証券の当年度の配当額を下回る場合には、その配当可能金額を上限として本優先出資証券に対する配当は支払われる。当年度に配当可能金額が無い場合には、配当は支払われない。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。	同左
	優先株式配当制限 当行優先株式への配当が減額又は支払われない場合には、本優先出資証券に対する配当も同割合に減額され又は支払われない。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。	同左

発行体	Shinsei Finance (Cayman) Limited	Shinsei Finance II (Cayman) Limited
配当支払に関する条件概要(続き)	<p>任意配当停止事由</p> <p>当行は以下のいずれかの場合にはその裁量により配当を停止もしくは減額（監督事由でない場合）することができる。但し、下記(2)の場合でも、当行が当行優先株式に配当を行う場合には、同割合で本優先出資証券に対しても配当を支払うものとする。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。</p> <p>(1)監督事由（注3）が発生した場合。</p> <p>(2)直近に終了した会計年度について当行が当行普通株式に対する配当を行わない場合。</p>	同左
残余財産請求権	当行優先株式と実質的に同順位	同左

発行体	Shinsei Finance III (Cayman) Limited	
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券	同左
償還期日	定めなし	同左
任意償還	平成26年7月以降の各配当支払日に任意償還可能（但し、金融庁の事前承認が必要）	同左
発行総額	19,000百万円	20,100百万円
払込日	平成21年3月30日	同左
配当支払日	毎年7月23日（但し、当該日が営業日でない場合は翌営業日とする）	同左
配当率	平成26年7月の配当支払日までの配当期間については固定配当率（年5.5%）が適用される。それ以降の配当期間については変動配当率が適用される。なお、ステップアップ配当は付与されない。	平成31年7月の配当支払日までの配当期間については固定配当率（年5.0%）が適用される。それ以降の配当期間については変動配当率が適用されるとともにステップアップ配当が付与される。
配当支払に関する条件概要	以下の強制的配当停止事由及び任意配当停止事由のいずれにも該当しない場合、本優先出資証券に対して満額の配当が行われる。	同左
	強制的配当停止事由 破産事由、更生事由、清算事由、民事再生事由、支払不能事由、政府による宣言（注1）が発生した場合には、配当の支払は停止される。配当可能利益制限又は優先株式配当制限が適用される場合には、その適用に応じて配当は停止又は減額される。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。	同左
	配当可能利益制限 当行の配当可能金額（前年度末の配当可能利益から当年度に当行優先株式（注2）に対して行われた又は行われる配当を控除した額。本優先出資証券と類似する証券が存在する場合は配当可能金額はさらに調整される。）が本優先出資証券の当年度の配当額を下回る場合には、その配当可能金額を上限として本優先出資証券に対する配当は支払われる。当年度に配当可能金額が無い場合には、配当は支払われない。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。	同左
	優先株式配当制限 当行優先株式への配当が減額又は支払われない場合には、本優先出資証券に対する配当も同割合に減額され又は支払われない。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。	同左

発行体	Shinsei Finance III (Cayman) Limited	
配当支払に関する条件概要(続き)	<p>任意配当停止事由</p> <p>当行は以下のいずれかの場合にはその裁量により配当を停止もしくは減額（監督事由でない場合）することができる。但し、下記(2)の場合でも、当行が当行優先株式に配当を行う場合には、同割合で本優先出資証券に対しても配当を支払うものとする。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。</p> <p>(1) 監督事由（注3）が発生した場合。</p> <p>(2) 直近に終了した会計年度について当行が当行普通株式に対する配当を行わない場合。</p>	同左
残余財産請求権	当行優先株式と実質的に同順位	同左

発行体	Shinsei Finance IV (Cayman) Limited	
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券	同左
償還期日	定めなし	同左
任意償還	平成26年7月以降の各配当支払日に任意償還可能（但し、金融庁の事前承認が必要）	同左
発行総額	2,500百万円	6,600百万円
払込日	平成21年3月30日	同左
配当支払日	毎年7月23日（但し、当該日が営業日でない場合は翌営業日とする）	同左
配当率	平成31年7月の配当支払日までの配当期間については固定配当率（年5.0%）が適用される。それ以降の配当期間については変動配当率が適用されるとともにステップアップ配当が付与される。	平成26年7月の配当支払日までの配当期間については固定配当率（年5.5%）が適用される。それ以降の配当期間については変動配当率が適用される。なお、ステップアップ配当は付与されない。
配当支払に関する条件概要	以下の強制的配当停止事由及び任意配当停止事由のいずれにも該当しない場合、本優先出資証券に対して満額の配当が行われる。	同左
	強制的配当停止事由 破産事由、更生事由、清算事由、民事再生事由、支払不能事由、政府による宣言（注1）が発生した場合には、配当の支払は停止される。配当可能利益制限又は優先株式配当制限が適用される場合には、その適用に応じて配当は停止又は減額される。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。	同左
	配当可能利益制限 当行の配当可能金額（前年度末の配当可能利益から当年度に当行優先株式（注2）に対して行われた又は行われる配当を控除した額。本優先出資証券と類似する証券が存在する場合は配当可能金額はさらに調整される。）が本優先出資証券の当年度の配当額を下回る場合には、その配当可能金額を上限として本優先出資証券に対する配当は支払われる。当年度に配当可能金額が無い場合には、配当は支払われない。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。	同左
	優先株式配当制限 当行優先株式への配当が減額又は支払われない場合には、本優先出資証券に対する配当も同割合に減額され又は支払われない。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。	同左

以下の優先出資証券は、平成21年10月2日に発行しております。平成21年9月末基準の自己資本比率計算には含まれません。

発行体	Shinsei Finance V (Cayman) Limited	
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券	同左
償還期日	定めなし	同左
任意償還	平成27年7月以降の各配当支払日に任意償還可能（但し、金融庁の事前承認が必要）	同左
発行総額	4,000百万円	5,000百万円
払込日	平成21年10月2日	同左
配当支払日	毎年7月23日（但し、当該日が営業日でない場合は翌営業日とする）	同左
配当率	平成27年7月の配当支払日までの配当期間については固定配当率（年5.5%）が適用される。それ以降の配当期間については変動配当率が適用される。なお、ステップアップ配当は付与されない。	変動配当率（円LIBOR（12ヶ月物）+4.55%）が適用される。なお、ステップアップ配当は付与されない。
配当支払に関する条件概要	以下の強制的配当停止事由及び任意配当停止事由のいずれにも該当しない場合、本優先出資証券に対して満額の配当が行われる。	同左
	強制的配当停止事由 破産事由、更生事由、清算事由、民事再生事由、支払不能事由、政府による宣言（注1）が発生した場合には、配当の支払は停止される。配当可能利益制限又は優先株式配当制限が適用される場合には、その適用に応じて配当は停止又は減額される。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。	同左
	配当可能利益制限 当行の配当可能金額（前年度末の配当可能利益から当年度に当行優先株式（注2）に対して行われた又は行われる配当を控除した額。本優先出資証券と類似する証券が存在する場合は配当可能金額はさらに調整される。）が本優先出資証券の当年度の配当額を下回る場合には、その配当可能金額を上限として本優先出資証券に対する配当は支払われる。当年度に配当可能金額が無い場合には、配当は支払われない。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。	同左
	優先株式配当制限 当行優先株式への配当が減額又は支払われない場合には、本優先出資証券に対する配当も同割合に減額され又は支払われない。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。	同左

発行体	Shinsei Finance V (Cayman) Limited	
配当支払に関する条件概要(続き)	<p>任意配当停止事由</p> <p>当行は以下のいずれかの場合にはその裁量により配当を停止もしくは減額（監督事由でない場合）することができる。但し、下記(2)の場合でも、当行が当行優先株式に配当を行う場合には、同割合で本優先出資証券に対しても配当を支払うものとする。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。</p> <p>(1) 監督事由（注3）が発生した場合。</p> <p>(2) 直近に終了した会計年度について当行が当行普通株式に対する配当を行わない場合。</p>	同左
残余財産請求権	当行優先株式と実質的に同順位	同左

- (注) 1. 破産事由：破産法に基づく破産手続の開始決定
更生事由：会社更生法に基づく会社更生手続の開始決定
清算事由：会社法に基づく解散や清算手続の開始
民事再生事由：民事再生法に基づく民事再生手続の開始決定
支払不能事由：①債務不履行又はその恐れのある場合、又は当該配当により債務不履行又はその恐れのある場合。
②債務超過であるか又は当該配当により債務超過となる場合。
政府による宣言：監督当局が、当行が支払不能又は債務超過の状態にあること、あるいは当行を公的管理下に置くこと、又は第三者に譲渡することを宣言した場合。
2. 当行により直接発行され、配当支払に関して最も優先順位の高い優先株式。
3. 当行の自己資本比率又は基本的項目の比率が、銀行規制により要求される最低水準を下回っているか、又は当該配当により下回ることとなる場合。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1. から3. までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成20年9月30日	平成21年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	264	1,162
危険債権	82	376
要管理債権	178	278
正常債権	57,877	51,440

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間におけるキャッシュ・フローにつきましては、営業活動によるキャッシュ・フローは、貸出金の増加、債券の減少等に対して、債券貸借取引支払保証金の減少及び債券貸借取引受入担保金の増加等により3,534億円の収入（前第2四半期連結会計期間は1,513億円の支出）、投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得が売却・償還を上回ったこと等により1,202億円の支出（同476億円の支出）、財務活動によるキャッシュ・フローは、劣後特約付社債の償還、少数株主への配当及び払戻し等により183億円の支出（同121億円の支出）となりました。

現金及び現金同等物の残高は、前第2四半期連結会計期間末比1,979億円増加し、3,760億円となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、当行グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間中に新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画は次のとおりであります。

	会社名	事業 (部門) の別	店舗名 その他	所在地	区分	設備の内容	投資予定金額 (百万円)		資金調 達方法	着手年月	完了予定月
							総額	既支払額			
当行	—	銀行部門	日本橋室町 野村ビル (注2)	東京都 中央区 日本橋	新設	オフィス (賃借)	7,543	178	自己 資金	平成21年11月	平成22年11月

(注1) 上記金額には、消費税は含んでおりません。また、IT関連投資分は含まれておりません。

(注2) 当行現本店の機能の移転先として予定しております。

尚、株式会社あおぞら銀行との合併協議において、合併後の新銀行の本店のあり方等全般について検討しているところであります。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	4,000,000,000
計	4,000,000,000

②【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成21年9月30日)	提出日現在発行数 (株) (平成21年11月26日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	2,060,346,891	2,060,346,891	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式であり、単元株式数は、1,000株であります。
計	2,060,346,891	2,060,346,891	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21並びに会社法第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

(イ) 平成16年6月24日第4期定時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	5,450 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,450,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき684円 (注)3
新株予約権の行使期間	自平成18年7月1日 至平成26年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき684円とし、そのうち1株につき342円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者は、平成18年7月1日から平成19年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・その他の条件については、平成16年6月24日開催の第4期定時株主総会及び同日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役(社外取締役を除く)・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役(社外取締役を除く)・従業員との間で締結した新株予約権付与契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(ロ) 平成16年6月24日第4期定時株主総会決議及び平成16年9月17日開催の取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	7 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	7,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき646円 (注)3
新株予約権の行使期間	自平成18年7月1日 至平成26年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき646円とし、そのうち1株につき323円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者は、平成18年7月1日から平成19年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・その他の条件については、平成16年6月24日開催の第4期定時株主総会及び平成16年9月17日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役(社外取締役を除く)・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役(社外取締役を除く)・従業員との間で締結した第2回新株予約権付与契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}} \\ (\text{株式併合の場合は減少株式数を減じる})$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(ハ) 平成16年6月24日第4期定時株主総会決議及び平成16年12月2日開催の取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	25 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	25,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき697円 (注)3
新株予約権の行使期間	自平成18年7月1日 至平成26年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき697円とし、そのうち1株につき349円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者は、平成18年7月1日から平成19年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・その他の条件については、平成16年6月24日開催の第4期定時株主総会及び平成16年12月2日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役(社外取締役を除く)・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役(社外取締役を除く)・従業員との間で締結した第3回新株予約権付与契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}} \\ (\text{株式併合の場合は減少株式数を減じる})$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(二) 平成16年6月24日第4期定時株主総会決議及び平成17年5月24日開催の取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	250 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	250,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき551円 (注)3
新株予約権の行使期間	自平成18年7月1日 至平成26年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき551円とし、そのうち1株につき276円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者は、平成18年7月1日から平成19年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・その他の条件については、平成16年6月24日開催の第4期定時株主総会及び平成17年5月24日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役(社外取締役を除く)・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役(社外取締役を除く)・従業員との間で締結した第4回新株予約権付与契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}} \quad (\text{株式併合の場合は減少株式数を減じる})$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(ホ) 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	2,759 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,759,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき601円 (注)3
新株予約権の行使期間	自平成19年7月1日 至平成27年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき601円とし、そのうち1株につき301円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者は、平成19年7月1日から平成20年6月30日までの間は、原則として付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第5回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び同日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第5回新株予約権付与契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}} \\ (\text{株式併合の場合は減少株式数を減じる})$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(へ) 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	1,921 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,921,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき601円 (注)3
新株予約権の行使期間	自平成17年7月1日 至平成27年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき601円とし、そのうち1株につき301円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成19年7月1日以降とし、さらに平成19年7月1日から平成20年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第6回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び同日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第6回新株予約権付与契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
 2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}} \\ \text{(株式併合の場合は減少株式数を減じる)}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(ト) 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	711 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	711,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき601円 (注)3
新株予約権の行使期間	自平成19年7月1日 至平成27年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき601円とし、そのうち1株につき301円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成20年7月1日以降とし、さらに平成20年7月1日から平成22年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第7回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び同日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第7回新株予約権付与契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}} \\ \text{(株式併合の場合は減少株式数を減じる)}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(チ) 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	237 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	237,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき601円 (注)3
新株予約権の行使期間	自平成17年7月1日 至平成27年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき601円とし、そのうち1株につき301円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成20年7月1日以降とし、さらに平成20年7月1日から平成22年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第8回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び同日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第8回新株予約権付与契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}} \\ \text{(株式併合の場合は減少株式数を減じる)}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(リ) 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び平成17年9月23日開催の取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	108 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	108,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき697円 (注)3
新株予約権の行使期間	自平成19年7月1日 至平成27年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき697円とし、そのうち1株につき349円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者は、平成19年7月1日から平成20年6月30日までの間は、原則として付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第9回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び平成17年9月23日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第9回新株予約権付与契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}} \\ (\text{株式併合の場合は減少株式数を減じる})$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(ヌ) 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び平成17年9月23日開催の取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	36 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	36,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき697円 (注)3
新株予約権の行使期間	自平成19年7月1日 至平成27年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき697円とし、そのうち1株につき349円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成20年7月1日以降とし、さらに平成20年7月1日から平成22年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第10回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び平成17年9月23日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第10回新株予約権付与契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}} \\ \text{(株式併合の場合は減少株式数を減じる)}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(ル) 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び平成18年5月23日開催の取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	2,898 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,898,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき825円 (注)3
新株予約権の行使期間	自平成20年6月1日 至平成27年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき825円とし、そのうち1株につき413円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者は、原則として平成20年6月1日から平成21年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第13回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び平成18年5月23日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第13回新株予約権付与契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}} \\ (\text{株式併合の場合は減少株式数を減じる})$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(ヲ) 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び平成18年5月23日開催の取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	2,044 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,044,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき825円 (注)3
新株予約権の行使期間	自平成18年6月1日 至平成27年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき825円とし、そのうち1株につき413円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成20年6月1日以降とし、さらに平成20年6月1日から平成21年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第14回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び平成18年5月23日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第14回新株予約権付与契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
 2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}} \\ \text{(株式併合の場合は減少株式数を減じる)}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(ワ) 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び平成18年5月23日開催の取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	766 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	766,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき825円 (注)3
新株予約権の行使期間	自平成20年6月1日 至平成27年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき825円とし、そのうち1株につき413円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成21年6月1日以降とし、さらに平成21年6月1日から平成23年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第15回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び平成18年5月23日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第15回新株予約権付与契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}} \\ \text{(株式併合の場合は減少株式数を減じる)}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(カ) 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び平成18年5月23日開催の取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	37 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	37,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき825円 (注)3
新株予約権の行使期間	自平成18年6月1日 至平成27年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき825円とし、そのうち1株につき413円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成21年6月1日以降とし、さらに平成21年6月1日から平成23年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第16回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び平成18年5月23日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第16回新株予約権付与契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}} \\ \text{(株式併合の場合は減少株式数を減じる)}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(ヨ) 平成18年6月27日第6期定時株主総会決議及び平成19年5月9日開催の取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	1,839 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,839,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき555円 (注)3
新株予約権の行使期間	自平成21年6月1日 至平成29年5月8日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき555円とし、増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成21年6月1日以降とし、さらに平成21年6月1日から平成23年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第17回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・権利行使日の前取引日における東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値が600円を超えるときにおいてのみ、行使可能とする。ただし、当行の甲種及び乙種優先株式(優先株式の取得条項又は取得請求権に基づく当行による取得の対価として当行普通株式が交付された場合には当該普通株式を含む。)を、預金保険機構もしくは株式会社整理回収機構、又は、その承継者として指定された者が保有しなくなった場合はこの限りではない。 ・その他の条件については、平成18年6月27日開催の第6期定時株主総会及び平成19年5月9日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結する第17回新株予約権付与契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当行が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付される。(注)4

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式の併合、株式の分割又は株式無償割当を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式の併合、分割又は無償割当の比率}$$

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 本新株予約権発行日以降、当行が株式の併合又は分割及び株主に対する割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{株式の併合又は分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{株式の分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

(株式の併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. この場合に、交付されうる新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。

①新株予約権の目的である株式

合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式。

②新株予約権の目的である株式の数

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。

③新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

④新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等

合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。

⑤譲渡制限

新株予約権の譲渡については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。

(タ) 平成18年6月27日第6期定時株主総会決議及び平成19年5月9日開催の取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	1,072 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,072,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき555円 (注)3
新株予約権の行使期間	自平成19年6月1日 至平成29年5月8日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき555円とし、増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成21年6月1日以降とし、さらに平成21年6月1日から平成23年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第18回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・権利行使日の前取引日における東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値が600円を超えるときにおいてのみ、行使可能とする。ただし、当行の甲種及び乙種優先株式(優先株式の取得条項又は取得請求権に基づく当行による取得の対価として当行普通株式が交付された場合には当該普通株式を含む。)を、預金保険機構もしくは株式会社整理回収機構、又は、その承継者として指定された者が保有しなくなった場合はこの限りではない。 ・その他の条件については、平成18年6月27日開催の第6期定時株主総会及び平成19年5月9日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結する第18回新株予約権付与契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当行が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付される。(注)4

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式の併合、株式の分割又は株式無償割当を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式の併合、分割又は無償割当の比率}$$

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 本新株予約権発行日以降、当行が株式の併合又は分割及び株主に対する割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{株式の併合又は分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{株式の分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

(株式の併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. この場合に、交付されうる新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。

①新株予約権の目的である株式

合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式。

②新株予約権の目的である株式の数

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。

③新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

④新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等

合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。

⑤譲渡制限

新株予約権の譲渡については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。

(レ) 平成19年6月20日第7期定時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	140 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	140,000 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき527円 (注) 3
新株予約権の行使期間	自 平成21年7月1日 至 平成29年6月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき527円とし、増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、平成21年7月1日から平成23年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第19回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・権利行使日の前取引日における東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値が600円を超えるときにおいてのみ、行使可能とする。ただし、当行の甲種及び乙種優先株式(優先株式の取得条項又は取得請求権に基づく当行による取得の対価として当行普通株式が交付された場合には当該普通株式を含む。)を、預金保険機構もしくは株式会社整理回収機構、又は、その承継者として指定された者が保有しなくなった場合はこの限りではない。 ・その他の条件については、平成19年6月20日開催の第7期定時株主総会及び同日開催の取締役会決議に基づき、当行と本新株予約権者との間で締結する第19回新株予約権付与契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当行が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付される。(注) 4

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式の併合、株式の分割又は株式無償割当を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式の併合、分割又は無償割当の比率}$$

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 本新株予約権発行日以降、当行が株式の併合又は分割及び株主に対する割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{株式の併合又は分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{株式の分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

(株式の併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. この場合に、交付されうる新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。

①新株予約権の目的である株式

合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式。

②新株予約権の目的である株式の数

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。

③新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

④新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等

合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。

⑤譲渡制限

新株予約権の譲渡については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。

(ソ) 平成19年6月20日第7期定時株主総会決議及び平成20年5月14日開催の取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	2,028 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,028,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき416円(注)3
新株予約権の行使期間	自平成22年6月1日 至平成30年5月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき416円とし、増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成22年6月1日以降とし、さらに平成22年6月1日から平成24年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第20回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・本新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。 ・権利行使日の前取引日における東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値が600円を超えるときにおいてのみ、行使可能とする。ただし、当行の甲種および乙種優先株式の取得請求権の行使に基づく当行による取得の対価として交付された当行普通株式を、預金保険機構もしくは株式会社整理回収機構、又は、その承継者として指定された者が保有しなくなった場合はこの限りではない。 ・その他の条件については、平成19年6月20日開催の第7期定時株主総会及び平成20年5月14日開催の取締役会決議に基づき、当行と本新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結する第20回新株予約権付与契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・本新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当行が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付される。(注)4

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式の併合、株式の分割又は株式無償割当を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式の併合、分割又は無償割当の比率}$$

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 本新株予約権発行日以降、当行が株式の併合又は分割及び株主に対する割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{株式の併合又は分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{株式の分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

(株式の併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. この場合に、交付されうる新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。

①新株予約権の目的である株式

合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式。

②新株予約権の目的である株式の数

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。

③新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

④新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等

合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。

⑤譲渡制限

新株予約権の譲渡については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。

(ツ) 平成19年6月20日第7期定時株主総会決議及び平成20年5月14日開催の取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	1,018 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,018,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき416円(注)3
新株予約権の行使期間	自平成20年6月1日 至平成30年5月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき416円とし、増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成22年6月1日以降とし、さらに平成22年6月1日から平成24年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第21回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・本新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。 ・権利行使日の前取引日における東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値が600円を超えるときにおいてのみ、行使可能とする。ただし、当行の甲種および乙種優先株式の取得請求権の行使に基づく当行による取得の対価として交付された当行普通株式を、預金保険機構もしくは株式会社整理回収機構、又は、その承継者として指定された者が保有しなくなった場合はこの限りではない。 ・その他の条件については、平成19年6月20日開催の第7期定時株主総会及び平成20年5月14日開催の取締役会決議に基づき、当行と本新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結する第21回新株予約権付与契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・本新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当行が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付される。(注)4

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式の併合、株式の分割又は株式無償割当を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式の併合、分割又は無償割当の比率}$$

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 本新株予約権発行日以降、当行が株式の併合又は分割及び株主に対する割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{株式の併合又は分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{株式の分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

(株式の併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. この場合に、交付されうる新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。

①新株予約権の目的である株式

合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式。

②新株予約権の目的である株式の数

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。

③新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

④新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等

合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。

⑤譲渡制限

新株予約権の譲渡については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。

(ネ) 平成20年6月25日第8期定時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	203 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	203,000 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき407円(注) 3
新株予約権の行使期間	自平成22年7月1日 至平成30年6月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき407円とし、増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、平成22年7月1日から平成24年6月30日までの間は、付与された本新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限るものとする。ただし、第22回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・本新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。 ・権利行使日の前取引日における東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値が600円を超えるときにおいてのみ、行使可能とする。ただし、当行の甲種および乙種優先株式の取得請求権の行使に基づく当行による取得の対価として交付された当行普通株式を、預金保険機構もしくは株式会社整理回収機構、又は、その承継者として指定された者が保有しなくなった場合はこの限りではない。 ・その他の条件については、平成20年6月25日開催の第8期定時株主総会及び同日開催の当行取締役会決議に基づき、当行と本新株予約権者との間で締結する第22回新株予約権付与契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当行が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付される。(注) 4

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式の併合、株式の分割又は株式無償割当を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1円未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式の併合、分割又は無償割当の比率}$$

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 本新株予約権発行日以降、当行が株式の併合又は分割及び株主に対する割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{株式の併合又は分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{株式の分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}} \\ \text{(株式の併合の場合は減少株式数を減じる)}$$

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. この場合に、交付されうる新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。

①新株予約権の目的である株式

合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式。

②新株予約権の目的である株式の数

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。

③新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

④新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等

合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。

⑤譲渡制限

新株予約権の譲渡については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。

(ナ) 平成20年6月25日第8期定時株主総会決議及び平成20年11月12日開催の取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	81 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数 1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	81,000 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき221円(注) 3
新株予約権の行使期間	自平成22年12月1日 至平成30年11月11日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき221円とし、増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、平成22年12月1日から平成24年11月30日までの間は、付与された本新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限るものとする。ただし、第23回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・本新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。 ・権利行使日の前取引日における東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値が600円を超えるときにおいてのみ、行使可能とする。ただし、当行の甲種および乙種優先株式の取得請求権の行使に基づく当行による取得の対価として交付された当行普通株式を、預金保険機構もしくは株式会社整理回収機構、又は、その承継者として指定された者が保有しなくなった場合はこの限りではない。 ・その他の条件については、平成20年6月25日開催の第8期定時株主総会及び平成20年11月12日開催の当行取締役会決議に基づき、当行と本新株予約権者との間で締結する第23回新株予約権付与契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・本新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当行が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付される。(注) 4

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式の併合、株式の分割又は株式無償割当を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1円未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式の併合、分割又は無償割当の比率}$$

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社がある事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 本新株予約権発行日以降、当行が株式の併合又は分割及び株主に対する割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{株式の併合又は分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{株式の分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

(株式の併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. この場合に、交付されうる新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。

①新株予約権の目的である株式

合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式。

②新株予約権の目的である株式の数

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。

③新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

④新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等

合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。

⑤譲渡制限

新株予約権の譲渡については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。

- (3) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
平成21年7月1日～ 平成21年9月30日	—	2,060,346	—	476,296,960	—	43,558,337

(5) 【大株主の状況】

平成21年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する所有株式 数の割合 (%)
SATURN IV SUB LP (JPMCB 380111) (常任代理人 株式会社みずほコーポレ ト銀行 兜町証券決済業務室)	WALKER HOUSE, 87 MARY STREET, GEORGETOWN, GRAND CAYMAN KYI-9002 CAYMAN ISLANDS (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	322,964	15.67
預金保険機構	東京都千代田区有楽町1丁目12番1号 新有楽町ビルディング内	269,128	13.06
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町2丁目46番1号	200,000	9.70
SATURN JAPAN III SUB C.V. (JPMCB 380113) (常任代理人 株式会社みずほコーポレ ト銀行 兜町証券決済業務室)	717 FIFTH AVENUE, 26TH FLOOR NEW YORK, NY 10022 USA (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	110,449	5.36
株式会社新生銀行	東京都千代田区内幸町2丁目1番8号	96,427	4.68
J. クリストファー フラワーズ	NEW YORK, NY 10022 U. S. A.	91,297	4.43
SATURN V C.V. (JPMCB 380114) (常任代理人 株式会社みずほコーポレ ト銀行 兜町証券決済業務室)	717 FIFTH AVENUE, 26TH FLOOR NEW YORK, NY 10022 USA (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	70,708	3.43
GOLDMAN. SACHS & CO. REG (常任代理人 ゴールドマン・サックス証 券株式会社)	85 BROAD STREET NEW YORK. NY. USA (東京都港区六本木6丁目10-1六本木ヒルズ森タ ワー)	51,533	2.50
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	45,598	2.21
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT (常任代理人シティバンク銀行株式会社)	AESCHENVORSTADT 48 CH-4002 BASEL SWITZERLAND (東京都品川区東品川2丁目3番14号)	42,582	2.06
日本トラスティ・サービス信託銀行株式 会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	35,692	1.73
計	—	1,336,381	64.86

(注) 1. 当行の知り得る範囲で、実質所有により記載しております。

2. J. クリストファー フラワーズ氏は、当行の取締役であります。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成21年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 96,427,000	—	単元株式数1,000株
完全議決権株式 (その他)	普通株式 1,963,760,000	1,963,760	(注) 1
単元未満株式	普通株式 159,891	—	(注) 2
発行済株式総数	2,060,346,891	—	—
総株主の議決権	—	1,963,760	—

(注) 1. 株式会社証券保管振替機構名義の株式が8,000株 (議決権8個) 含まれております。

2. 当行所有の自己株式が438株含まれております。

② 【自己株式等】

平成21年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
株式会社新生銀行	東京都千代田区内幸町 二丁目1番8号	96,427,000	—	96,427,000	4.68
計	—	96,427,000	—	96,427,000	4.68

(注) 上記「①発行済株式」の「完全議決権株式 (自己株式等)」の内訳であります。

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高（円）	145	147	165	161	166	158
最低（円）	102	126	129	119	139	135

（注）最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3【役員の状態】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の変動は次のとおりであります。

(1) 取締役の状態

該当事項はありません。

(2) 執行役の状態

① 新任執行役

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株) (注) 2	就任年月日
執行役	大阪 支店長	松崎 孝夫	昭和30年9月25日生	昭和54年4月 当行入行 平成11年9月 当行東京営業第二部長 平成13年8月 当行営業第十一部長 平成14年4月 当行首都圏営業第一部長 平成16年4月 当行第五営業統轄部長 平成17年5月 当行ストラテジービジネス ユニット2 ユニット長 平成19年12月 当行ビジネスプロモーション ユニット2 ユニット長 平成21年5月 当行大阪支店長兼大阪公共・ 金融法人部長 平成21年7月 当行大阪支店長 平成21年10月 当行執行役大阪支店長（現職）	(注) 1	0	平成21年10月1日

(注) 1 平成21年10月1日から平成22年3月期に係る定時株主総会終結後最初に開催される取締役会の終結の時までであります。

(注) 2 所有株式数は、平成21年9月30日現在であります。

② 退任執行役

該当事項はありません。

(3) 役職の変動

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
常務執行役	法人営業統轄本部長	常務執行役	総合企画部長兼 法人営業統轄本部長	船山 範雄	平成21年9月16日
常務執行役	法人営業統轄本部長	執行役	法人営業統轄本部長	中村 行男	平成21年10月1日

第5【経理の状況】

1. 当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
2. 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
なお、前中間連結会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。
3. 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
なお、前中間会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）は、改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。
4. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間連結会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）及び当中間連結会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）及び当中間会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）の中間財務諸表については、有限責任監査法人トーマツの中間監査を受けております。
なお、有限責任監査法人トーマツは、有限責任監査法人へ移行したことにより、平成21年7月1日付で監査法人トーマツから名称を変更しております。

1 【中間連結財務諸表】
 (1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度の要約 連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部			
現金預け金	※9 278,461	※9 476,047	※9 605,089
コールローン及び買入手形	199,000	19,569	—
債券貸借取引支払保証金	19,057	4,402	280
買入金銭債権	※9 454,635	※9 361,501	※9 408,035
特定取引資産	※2 285,162	※2, ※9 253,000	※2, ※9 375,107
金銭の信託	377,205	329,130	348,840
有価証券	※1, ※2, ※9, ※17 1,994,372	※1, ※2, ※9, ※17 3,282,207	※1, ※2, ※9, ※17 2,174,198
貸出金	※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8, ※9, ※10 6,579,707	※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8, ※9, ※10 5,469,978	※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8, ※9, ※10 5,876,910
外国為替	※7 22,449	※7 12,775	※7 37,138
リース債権及びリース投資資産	※9 252,628	※9 224,025	※9 232,554
その他資産	※3, ※4, ※5, ※6, ※9, ※11 1,109,799	※3, ※4, ※5, ※6, ※9, ※11 1,023,735	※3, ※4, ※5, ※6, ※9, ※11 1,125,768
有形固定資産	※9, ※12 53,727	※9, ※12 55,838	※9, ※12 50,964
無形固定資産	※13, ※14 228,587	※13, ※14 197,468	※13, ※14 209,175
債券繰延資産	153	166	161
繰延税金資産	30,941	19,887	22,254
支払承諾見返	695,538	652,445	675,225
貸倒引当金	△135,150	△198,659	△192,511
資産の部合計	12,446,276	12,183,520	11,949,196
負債の部			
預金	※9 5,671,149	※9 6,667,868	※9 6,012,455
譲渡性預金	744,479	378,641	259,659
債券	748,262	527,560	675,567
コールマネー及び売渡手形	※9 480,870	※9 100,469	※9 281,513
売現先勘定	—	※9 156,382	※9 53,805
債券貸借取引受入担保金	※9 485,292	※9 764,367	※9 569,566
コマーシャル・ペーパー	—	※9 99	※9 198
特定取引負債	178,912	194,280	307,562
借入金	※9, ※15 1,062,712	※9, ※15 800,239	※9, ※15 1,012,324
外国為替	20	9	4
短期社債	90,100	42,300	11,500
社債	※16 407,416	※16 205,222	※9, ※16 266,489
その他負債	669,301	※9 745,833	※9 819,900
賞与引当金	7,191	6,141	10,425
役員賞与引当金	201	72	318
退職給付引当金	9,521	9,903	18,219
役員退職慰労引当金	228	180	234
利息返還損失引当金	256,298	119,512	193,850
固定資産処分損失引当金	7,291	6,933	7,559
訴訟損失引当金	—	3,662	3,662

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度の要約 連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
特別法上の引当金	4	4	4
繰延税金負債	13,074	1,426	1,665
支払承諾	※9 695,538	※9 652,445	※9 675,225
負債の部合計	11,527,868	11,383,559	11,181,714
純資産の部			
資本金	476,296	476,296	476,296
資本剰余金	43,554	43,554	43,554
利益剰余金	277,311	163,651	152,855
自己株式	△72,558	△72,558	△72,558
株主資本合計	724,604	610,944	600,147
その他有価証券評価差額金	△58,600	3,128	△38,813
繰延ヘッジ損益	△2,779	△2,081	△2,996
為替換算調整勘定	832	861	1,297
評価・換算差額等合計	△60,547	1,908	△40,511
新株予約権	1,507	1,580	1,808
少数株主持分	252,842	185,528	206,037
純資産の部合計	918,407	799,960	767,481
負債及び純資産の部合計	12,446,276	12,183,520	11,949,196

(2) 【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度の要約 連結損益計算書 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
経常収益	283,335	297,787	601,677
資金運用収益	124,451	151,455	303,421
(うち貸出金利息)	98,053	130,214	256,180
(うち有価証券利息配当金)	20,937	16,840	37,997
役務取引等収益	28,888	24,941	52,676
特定取引収益	5,227	4,121	11,918
その他業務収益	※1 112,470	※1 108,262	※1 211,588
その他経常収益	※2 12,297	※2 9,006	※2 22,071
経常費用	308,399	292,397	764,993
資金調達費用	53,900	42,051	100,425
(うち預金利息)	22,463	27,931	47,426
(うち借入金利息)	8,658	6,023	17,001
(うち社債利息)	7,318	3,716	11,509
役務取引等費用	11,646	14,040	26,162
特定取引費用	6,219	996	16,582
その他業務費用	※3 100,487	※3 72,935	※3 244,914
営業経費	※4 83,281	※4 98,835	※4 199,597
その他経常費用	※5 52,864	※5 63,538	※5 177,311
経常利益又は経常損失(△)	△25,063	5,390	△163,316
特別利益	※6 20,271	※6 17,699	※6 100,947
特別損失	※7 4,402	※7 2,938	※7 56,684
税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間純損失(△)	△9,194	20,151	△119,054
法人税、住民税及び事業税	2,412	515	3,466
法人税等調整額	△596	3,381	7,004
法人税等合計	1,815	3,897	10,471
少数株主利益	8,274	5,190	13,558
中間純利益又は中間純損失(△)	△19,284	11,062	△143,084

(3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の
	(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	連結株主資本等変動 計算書 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	476,296	476,296	476,296
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	476,296	476,296	476,296
資本剰余金			
前期末残高	43,558	43,554	43,558
当中間期変動額			
自己株式の処分	△4		△4
当中間期変動額合計	△4	—	△4
当中間期末残高	43,554	43,554	43,554
利益剰余金			
前期末残高	302,535	152,855	302,535
当中間期変動額			
剰余金の配当	△5,773		△5,773
中間純利益又は中間純損失(△)	△19,284	11,062	△143,084
連結子会社増加による減少高		△0	
連結子会社減少による減少高	△165	△266	△822
当中間期変動額合計	△25,223	10,796	△149,680
当中間期末残高	277,311	163,651	152,855
自己株式			
前期末残高	△72,566	△72,558	△72,566
当中間期変動額			
自己株式の取得	△0	△0	△0
自己株式の処分	9		9
当中間期変動額合計	8	△0	8
当中間期末残高	△72,558	△72,558	△72,558
株主資本合計			
前期末残高	749,823	600,147	749,823
当中間期変動額			
剰余金の配当	△5,773		△5,773
中間純利益又は中間純損失(△)	△19,284	11,062	△143,084
自己株式の取得	△0	△0	△0
自己株式の処分	5		5
連結子会社増加による減少高		△0	
連結子会社減少による減少高	△165	△266	△822
当中間期変動額合計	△25,218	10,796	△149,676
当中間期末残高	724,604	610,944	600,147

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度の 連結株主資本等変動 計算書 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	△35,073	△38,813	△35,073
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△23,526	41,941	△3,739
当中間期変動額合計	△23,526	41,941	△3,739
当中間期末残高	△58,600	3,128	△38,813
繰延ヘッジ損益			
前期末残高	△1,057	△2,996	△1,057
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△1,722	914	△1,938
当中間期変動額合計	△1,722	914	△1,938
当中間期末残高	△2,779	△2,081	△2,996
為替換算調整勘定			
前期末残高	1,872	1,297	1,872
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△1,040	△435	△575
当中間期変動額合計	△1,040	△435	△575
当中間期末残高	832	861	1,297
評価・換算差額等合計			
前期末残高	△34,258	△40,511	△34,258
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△26,289	42,420	△6,253
当中間期変動額合計	△26,289	42,420	△6,253
当中間期末残高	△60,547	1,908	△40,511
新株予約権			
前期末残高	1,257	1,808	1,257
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	250	△227	550
当中間期変動額合計	250	△227	550
当中間期末残高	1,507	1,580	1,808
少数株主持分			
前期末残高	248,437	206,037	248,437
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	4,404	△20,509	△42,399
当中間期変動額合計	4,404	△20,509	△42,399
当中間期末残高	252,842	185,528	206,037

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の
	(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	連結株主資本等変動 計算書 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
純資産合計			
前期末残高	965,261	767,481	965,261
当中間期変動額			
剰余金の配当	△5,773		△5,773
中間純利益又は中間純損失(△)	△19,284	11,062	△143,084
自己株式の取得	△0	△0	△0
自己株式の処分	5		5
連結子会社増加による減少高		△0	
連結子会社減少による減少高	△165	△266	△822
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△21,634	21,682	△48,103
当中間期変動額合計	△46,853	32,479	△197,779
当中間期末残高	918,407	799,960	767,481

(4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の連結キ
	(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	ャッシュ・フロー 計算書 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間純損失 (△)	△9,194	20,151	△119,054
減価償却費（リース賃貸資産を除く）	6,337	7,373	15,158
のれん償却額	3,872	6,798	42,578
無形資産償却額	1,861	4,022	5,880
減損損失	1	73	1,456
持分法による投資損益（△は益）	261	4,373	2,717
貸倒引当金の増減（△）	△10,732	6,148	46,628
賞与引当金の増減額（△は減少）	△8,928	△4,290	△5,602
退職給付引当金の増減額（△は減少）	△461	△8,317	8,236
利息返還損失引当金の増減額（△は減少）	△8,455	△74,337	△68,420
固定資産処分損失引当金の増減額（△は減少）	2,722	—	—
その他の引当金の増減額（△は減少）	—	△832	6,622
資金運用収益	△124,451	△151,455	△303,421
資金調達費用	53,900	42,051	100,425
有価証券関係損益（△）	18,075	△14,455	101,796
金銭の信託の運用損益（△は運用益）	587	1,728	3,030
為替差損益（△は益）	△9,541	8,638	△5,594
固定資産処分損益（△は益）	△9,769	1,572	△8,787
社債等消却益	—	△11,869	△75,106
特定取引資産の純増（△）減	30,125	123,344	△59,820
特定取引負債の純増減（△）	△26,098	△113,282	102,551
貸出金の純増（△）減	△213,158	384,141	439,904
預金の純増減（△）	441,705	655,010	783,011
譲渡性預金の純増減（△）	167,289	118,981	△317,530
債券の純増減（△）	85,828	△148,006	13,132
借入金（劣後特約付借入金を除く）の純増減（△）	△35,914	△212,155	△77,753
社債（劣後特約付社債を除く）の純増減（△）	△4,229	△12,110	△14,572
預け金（無利息預け金を除く）の純増（△）減	2,973	21,279	△18,445
コールローン等の純増（△）減	△196,985	△19,569	2,014
買入金銭債権の純増（△）減	7,693	47,638	35,423
債券貸借取引支払保証金の純増（△）減	△303	△4,121	18,473
コールマネー等の純増減（△）	△151,246	△78,467	△296,798
コマーシャル・ペーパーの純増減（△）	—	△98	198
債券貸借取引受入担保金の純増減（△）	336,871	194,800	421,144
外国為替（資産）の純増（△）減	△4,596	—	△19,286
外国為替（負債）の純増減（△）	△18	—	△34
外国為替の純増（△）減	—	24,368	—
短期社債（負債）の純増減（△）	16,500	30,800	△62,100
信託勘定借の純増減（△）	2,546	804	1,699

(単位：百万円)

	前連結会計年度の連結キ ヤッシュ・フロー 計算書		
	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
資金運用による収入	126,484	151,795	307,784
資金調達による支出	△52,829	△30,252	△99,252
売買目的有価証券の純増(△)減	26,153	10,468	45,761
運用目的の金銭の信託の純増(△)減	△6,402	15,711	12,957
リース債権及びリース投資資産の純増(△)減	2,266	12,352	22,799
その他	△44,359	10,561	124,297
小計	416,378	1,021,365	1,114,103
法人税等の支払額	△4,859	△2,498	△6,358
営業活動によるキャッシュ・フロー	411,519	1,018,866	1,107,745
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出	△1,486,268	△2,412,429	△2,770,791
有価証券の売却による収入	637,384	829,007	1,081,186
有価証券の償還による収入	776,679	496,069	1,316,087
金銭の信託の設定による支出	△25,865	△19,317	△43,677
金銭の信託の解約及び配当による収入	26,020	21,421	49,363
有形固定資産(リース賃貸資産を除く)の取得による支出	△1,732	△2,094	△4,391
有形固定資産(リース賃貸資産を除く)の売却による収入	19,357	—	19,598
子会社株式の取得による支出	—	△485	△70,405
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	△573,308	—	※2 △574,179
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	13,989	—	13,989
その他	△5,913	△6,043	△25,420
投資活動によるキャッシュ・フロー	△619,656	△1,093,872	△1,008,640
財務活動によるキャッシュ・フロー			
劣後特約付借入金の返済による支出	—	—	△6,000
劣後特約付社債の償還による支出	△2,786	△18,362	△39,706
少数株主からの払込による収入	1,480	—	50,247
少数株主への子会社減資による支出	△329	—	—
少数株主への払戻による支出	—	△4,816	△6,143
配当金の支払額	△5,773	—	△5,773
少数株主への配当金の支払額	△12,245	△9,027	△14,349
自己株式の取得による支出	△0	△0	△0
自己株式の売却による収入	4	—	4
財務活動によるキャッシュ・フロー	△19,651	△32,205	△21,721
現金及び現金同等物に係る換算差額	△11	△1	△50
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△227,799	△107,212	77,332
現金及び現金同等物の期首残高	405,926	483,259	405,926
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 178,127	※1 376,046	※1 483,259

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社 116社 主要な会社名 株式会社アプラス 昭和リース株式会社 シンキ株式会社 GEコンシューマー・ファイナ ンス株式会社 新生信託銀行株式会社 新生証券株式会社 なお、Shinsei Asset Management (India) Private Limited他6社は設立により、 GEコンシューマー・ファイナ ンス株式会社他10社(注)は株式取 得により、KNE 2 Loan Gm bH は支配権の獲得により、当中間 連結会計期間から連結しており ます。 また、Shinsei Capital (USA), Ltd. 他4社は清算によ り、昭和オートレタリース株 式会社及びサールサービス株 式会社は株式売却により、連結 の範囲から除外しております。 (注) GEコンシューマー・フ ァイナンス株式会社及びその子 会社5社は、平成20年9月22日 付で当行の子会社となったこと から、当中間連結会計期間は貸 借対照表のみを連結しておりま す。</p> <p>(2) 非連結子会社 105社 主要な会社名 華和国際租賃有限公司 子会社エス・エル・パシフィ ック株式会社他70社は、匿名組 合方式による賃貸事業を行う営 業者であり、その資産及び損益 は実質的に匿名組合員に帰属 し、当該子会社及びその親会社 には帰属しないものであり、か つ、当該子会社との間に重要な 取引がないため、中間連結財務 諸表規則第5条第1項第2号に より、連結の範囲から除外して おります。 また、その他の非連結子会社 は、その資産、経常収益、中間 純損益(持分に見合う額)、利 益剰余金(持分に見合う額)及 び繰延ヘッジ損益(持分に見合 う額)等からみて、連結の範囲 から除いても企業集団の財政状</p>	<p>(1) 連結子会社 125社 主要な会社名 株式会社アプラス 昭和リース株式会社 シンキ株式会社 新生フィナンシャル株式会社 新生信託銀行株式会社 新生証券株式会社 なお、株式会社アプラスパー ソナルローン他3社は設立によ り、有限会社エス・エル・アス トロは重要性が増加したこと により、当中間連結会計期間から 連結しております。 また、株式会社アプラスビジ ネスサービス他3社は清算によ り、株式会社エス・エス・ソリ ューションズは昭和リース株式 会社との合併により、ビッグス カイ2008-1特定目的会社は実 質的な支配力の喪失により、連 結の範囲から除外しておりま す。</p> <p>(2) 非連結子会社 92社 主要な会社名 エス・エル・パシフィック株 式会社 子会社エス・エル・パシフィ ック株式会社他66社は、匿名組 合方式による賃貸事業を行う営 業者であり、その資産及び損益 は実質的に匿名組合員に帰属 し、当該子会社及びその親会社 には帰属しないものであり、か つ、当該子会社との間に重要な 取引がないため、中間連結財務 諸表規則第5条第1項第2号に より、連結の範囲から除外して おります。 また、その他の非連結子会社 は、その資産、経常収益、中間 純損益(持分に見合う額)、利 益剰余金(持分に見合う額)及 び繰延ヘッジ損益(持分に見合 う額)等からみて、連結の範囲</p>	<p>(1) 連結子会社 126社 主要な連結子会社名は、「第 1 企業概況4. 関係会社の 状況」に記載しているため省略 しました。 なお、Shinsei Asset Management (India) Private Limited他15社は設立により、 新生フィナンシャル株式会社他 11社(注)は株式取得により、 KNE 2 Loan Gm bH他4社は支 配権の獲得により、Gabbro Limitedは重要性が増加したこ とにより、当連結会計年度から 連結しております。 また、Shinsei Capital (USA), Ltd. 他5社は清算によ り、昭和オートレタリース株 式会社及びサールサービス株 式会社は株式売却により、株式 会社ワイエムエス・シックス他 2社は重要性が減少したこと により、パン信販株式会社はシン キ株式会社との合併により、連 結の範囲から除外しております。 (注) 新生フィナンシャル株式 会社及びその子会社5社は、平 成20年9月22日付で当行の子 会社となったことから、損益計算 書については同年10月1日以 降の分を連結しております。 なお、旧GEコンシューマー・ ファイナンス株式会社は、平成 21年4月1日付で新生フィナン シャル株式会社に社名変更して おります。</p> <p>(2) 非連結子会社 99社 主要な会社名 エス・エル・パシフィック株 式会社 子会社エス・エル・パシフィ ック株式会社他68社は、匿名組 合方式による賃貸事業を行う営 業者であり、その資産及び損益 は実質的に匿名組合員に帰属 し、当該子会社及びその親会社 には帰属しないものであり、か つ、当該子会社との間に重要な 取引がないため、連結財務諸表 規則第5条第1項第2号によ り、連結の範囲から除外して おります。 また、その他の非連結子会社 は、その資産、経常収益、当期 純損益(持分に見合う額)、利 益剰余金(持分に見合う額)及 び繰延ヘッジ損益(持分に見合 う額)等からみて、連結の範囲</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。	から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。	から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。
2. 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 0社</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 30社 主要な会社名 Hillcot Holdings Limited 日盛金融控股股份有限公司 なお、Woori SB Tenth Asset Securitization Specialty Co., Ltd.他2社は設立により、当中間連結会計期間から持分法を適用しております。 また、新生マッコーリーアドバイザリー株式会社は清算により、Servicegesellschaft Kreditmanagement GmbH及び昭和レンタリース盛岡株式会社は株式売却により、持分法の適用対象から除外しております。</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 105社 主要な会社名 華和国際租賃有限公司 子会社エス・エル・パシフィック株式会社他70社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者であり、その資産及び損益は実質的に匿名組合員に帰属し、当該会社及びその親会社には帰属しないものであり、かつ、当該会社との間に重要な取引がないため、中間連結財務諸表規則第7条第1項第2号により、持分法の対象から除いております。 その他の持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 0社</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 0社</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 25社 主要な会社名 Hillcot Holdings Limited 日盛金融控股股份有限公司 なお、TYC Company Limited 他2社は清算により、SB-HSH Seed Holding Limited及び Indian Infrastructure Development Seed Asset Limitedは株式売却により、持分法の適用対象から除外しております。</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 92社 主要な会社名 エス・エル・パシフィック株式会社 子会社エス・エル・パシフィック株式会社他66社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者であり、その資産及び損益は実質的に匿名組合員に帰属し、当該会社及びその親会社には帰属しないものであり、かつ、当該会社との間に重要な取引がないため、中間連結財務諸表規則第7条第1項第2号により、持分法の対象から除いております。 その他の持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 0社</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 0社</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 30社 主要な会社名 Hillcot Holdings Limited 日盛金融控股股份有限公司 なお、Woori SB Tenth Asset Securitization Specialty Co., Ltd.他2社は設立により、当連結会計年度から持分法を適用しております。 また、新生マッコーリーアドバイザリー株式会社は清算により、Servicegesellschaft Kreditmanagement GmbH及び昭和レンタリース盛岡株式会社は株式売却により、持分法の適用対象から除外しております。</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 99社 主要な会社名 エス・エル・パシフィック株式会社 子会社エス・エル・パシフィック株式会社他68社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者であり、その資産及び損益は実質的に匿名組合員に帰属し、当該会社及びその親会社には帰属しないものであり、かつ、当該会社との間に重要な取引がないため、連結財務諸表規則第10条第1項第2号により、持分法の対象から除いております。 その他の持分法非適用の非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 0社</p>
3. 連結子会社の（中間）決算日等に関する事項	<p>(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。</p> <p>6月末日 52社 9月末日 64社</p>	<p>(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。</p> <p>3月末日 1社 6月末日 49社 7月末日 1社 8月末日 4社 9月末日 70社</p>	<p>(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。</p> <p>9月末日 1社 12月末日 49社 1月末日 1社 2月末日 3社 3月末日 72社</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(2) 6月末日を中間決算日とする連結子会社のうち5社については、9月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の連結子会社については、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。</p> <p>中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p>	<p>(2) 9月末日以外の日を中間決算日とする連結子会社のうち9社については、9月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の連結子会社については、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。</p> <p>中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p>	<p>(2) 3月末日以外の日を決算日とする連結子会社のうち9社については、3月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の連結子会社については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。</p> <p>連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p>
4. 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 買入金銭債権の評価基準及び評価方法</p> <p>売買目的の買入金銭債権(特定取引を除く)の評価は、時価法により行っております。</p> <p>(2) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p> <p>なお、特定取引資産及び特定取引負債に含まれる派生商品のみなし決済額の見積に当たり、流動性リスク及び信用リスクを加味した評価を行っております。</p>	<p>(1) 買入金銭債権の評価基準及び評価方法</p> <p>同左</p> <p>(2) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>同左</p>	<p>(1) 買入金銭債権の評価基準及び評価方法</p> <p>同左</p> <p>(2) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という)の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p> <p>なお、特定取引資産及び特定取引負債に含まれる派生商品のみなし決済額の見積に当たり、流動性リスク及び信用リスクを加味した評価を行っております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(3) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ) 有価証券の評価は、売買目的有価証券(特定取引を除く)については時価法(売却原価は移動平均法により算定)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法(定額法)により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(ロ) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(イ)と同じ方法により行っております。</p>	<p>(3) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ) 同左</p> <p>(ロ) 同左</p>	<p>(3) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ) 有価証券の評価は、売買目的有価証券(特定取引を除く)については時価法(売却原価は移動平均法により算定)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法(定額法)により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(ロ) 同左</p>
	<p>(4) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(4) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左</p>	<p>(4) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左</p>
	<p>(5) 減価償却の方法 ① 有形固定資産(リース資産を除く) 有形固定資産の減価償却は、建物及び当行の動産のうちパソコン以外の電子計算機(ATM等)については主として定額法、その他の動産については主として定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物：3年～50年 その他：2年～15年 ② 無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産のうち無形資産は、株式会社アプラス、昭和リース株式会社、シンキ株式会社及びGEコンシューマー・ファイナンス株式会社並びにそれらの連結子会社に対する支配権獲得時における全面時価評価法の適用により計上されたものであり、償却方法及び償却期間は次のとおりであります。</p>	<p>(5) 減価償却の方法 ① 有形固定資産(借手側のリース資産を除く) 有形固定資産の減価償却は、建物及び当行の動産のうちパソコン以外の電子計算機(ATM等)については主として定額法、その他の動産については主として定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物：3年～50年 その他：2年～15年 ② 無形固定資産(借手側のリース資産を除く) 無形固定資産のうち無形資産は、株式会社アプラス、昭和リース株式会社、シンキ株式会社及び新生フィナンシャル株式会社並びにそれらの連結子会社に対する支配権獲得時における全面時価評価法の適用により計上されたものであり、償却方法及び償却期間は次のとおりであります。</p>	<p>(5) 減価償却の方法 ① 有形固定資産(借手側のリース資産を除く) 有形固定資産の減価償却は、建物及び当行の動産のうちパソコン以外の電子計算機(ATM等)については主として定額法、その他の動産については主として定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物：3年～50年 その他：2年～15年 ② 無形固定資産(借手側のリース資産を除く) 無形固定資産のうち無形資産は、株式会社アプラス、昭和リース株式会社、シンキ株式会社及び新生フィナンシャル株式会社並びにそれらの連結子会社に対する支配権獲得時における全面時価評価法の適用により計上されたものであり、償却方法及び償却期間は次のとおりであります。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																																										
	(株式会社アプラス)	(株式会社アプラス)	(株式会社アプラス)																																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>償却方法</th> <th>償却期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>商標価値</td> <td>定額法</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>商権価値 (顧客関係)</td> <td>級数法</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>商権価値 (加盟店関係)</td> <td>級数法</td> <td>20年</td> </tr> </tbody> </table>		償却方法	償却期間	商標価値	定額法	10年	商権価値 (顧客関係)	級数法	10年	商権価値 (加盟店関係)	級数法	20年	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>償却方法</th> <th>償却期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>商標価値</td> <td>定額法</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>商権価値 (顧客関係)</td> <td>級数法</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>商権価値 (加盟店関係)</td> <td>級数法</td> <td>20年</td> </tr> </tbody> </table>		償却方法	償却期間	商標価値	定額法	10年	商権価値 (顧客関係)	級数法	10年	商権価値 (加盟店関係)	級数法	20年	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>償却方法</th> <th>償却期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>商標価値</td> <td>定額法</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>商権価値 (顧客関係)</td> <td>級数法</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>商権価値 (加盟店関係)</td> <td>級数法</td> <td>20年</td> </tr> </tbody> </table>		償却方法	償却期間	商標価値	定額法	10年	商権価値 (顧客関係)	級数法	10年	商権価値 (加盟店関係)	級数法	20年						
	償却方法	償却期間																																											
商標価値	定額法	10年																																											
商権価値 (顧客関係)	級数法	10年																																											
商権価値 (加盟店関係)	級数法	20年																																											
	償却方法	償却期間																																											
商標価値	定額法	10年																																											
商権価値 (顧客関係)	級数法	10年																																											
商権価値 (加盟店関係)	級数法	20年																																											
	償却方法	償却期間																																											
商標価値	定額法	10年																																											
商権価値 (顧客関係)	級数法	10年																																											
商権価値 (加盟店関係)	級数法	20年																																											
	(昭和リース株式会社)	(昭和リース株式会社)	(昭和リース株式会社)																																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>償却方法</th> <th>償却期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>商標価値</td> <td>定額法</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>商権価値 (顧客関係)</td> <td>級数法</td> <td>20年</td> </tr> <tr> <td>契約価値 (保守契約関係)</td> <td>定額法</td> <td>契約残存年数による</td> </tr> <tr> <td>契約価値 (サブリース契約関係)</td> <td>定額法</td> <td>契約残存年数による</td> </tr> </tbody> </table>		償却方法	償却期間	商標価値	定額法	10年	商権価値 (顧客関係)	級数法	20年	契約価値 (保守契約関係)	定額法	契約残存年数による	契約価値 (サブリース契約関係)	定額法	契約残存年数による	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>償却方法</th> <th>償却期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>商標価値</td> <td>定額法</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>商権価値 (顧客関係)</td> <td>級数法</td> <td>20年</td> </tr> <tr> <td>契約価値 (サブリース契約関係)</td> <td>定額法</td> <td>契約残存年数による</td> </tr> </tbody> </table>		償却方法	償却期間	商標価値	定額法	10年	商権価値 (顧客関係)	級数法	20年	契約価値 (サブリース契約関係)	定額法	契約残存年数による	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>償却方法</th> <th>償却期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>商標価値</td> <td>定額法</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>商権価値 (顧客関係)</td> <td>級数法</td> <td>20年</td> </tr> <tr> <td>契約価値 (保守契約関係)</td> <td>定額法</td> <td>契約残存年数による</td> </tr> <tr> <td>契約価値 (サブリース契約関係)</td> <td>定額法</td> <td>契約残存年数による</td> </tr> </tbody> </table>		償却方法	償却期間	商標価値	定額法	10年	商権価値 (顧客関係)	級数法	20年	契約価値 (保守契約関係)	定額法	契約残存年数による	契約価値 (サブリース契約関係)	定額法	契約残存年数による
	償却方法	償却期間																																											
商標価値	定額法	10年																																											
商権価値 (顧客関係)	級数法	20年																																											
契約価値 (保守契約関係)	定額法	契約残存年数による																																											
契約価値 (サブリース契約関係)	定額法	契約残存年数による																																											
	償却方法	償却期間																																											
商標価値	定額法	10年																																											
商権価値 (顧客関係)	級数法	20年																																											
契約価値 (サブリース契約関係)	定額法	契約残存年数による																																											
	償却方法	償却期間																																											
商標価値	定額法	10年																																											
商権価値 (顧客関係)	級数法	20年																																											
契約価値 (保守契約関係)	定額法	契約残存年数による																																											
契約価値 (サブリース契約関係)	定額法	契約残存年数による																																											
	(シンキ株式会社)	(シンキ株式会社)	(シンキ株式会社)																																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>償却方法</th> <th>償却期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>商標価値</td> <td>定額法</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>商権価値 (顧客関係)</td> <td>級数法</td> <td>10年</td> </tr> </tbody> </table>		償却方法	償却期間	商標価値	定額法	10年	商権価値 (顧客関係)	級数法	10年	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>償却方法</th> <th>償却期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>商標価値</td> <td>定額法</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>商権価値 (顧客関係)</td> <td>級数法</td> <td>10年</td> </tr> </tbody> </table>		償却方法	償却期間	商標価値	定額法	10年	商権価値 (顧客関係)	級数法	10年	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>償却方法</th> <th>償却期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>商標価値</td> <td>定額法</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>商権価値 (顧客関係)</td> <td>級数法</td> <td>10年</td> </tr> </tbody> </table>		償却方法	償却期間	商標価値	定額法	10年	商権価値 (顧客関係)	級数法	10年															
	償却方法	償却期間																																											
商標価値	定額法	10年																																											
商権価値 (顧客関係)	級数法	10年																																											
	償却方法	償却期間																																											
商標価値	定額法	10年																																											
商権価値 (顧客関係)	級数法	10年																																											
	償却方法	償却期間																																											
商標価値	定額法	10年																																											
商権価値 (顧客関係)	級数法	10年																																											
	(GEコンシューマー・ファイナンス株式会社)	(新生フィナンシャル株式会社)	(新生フィナンシャル株式会社)																																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>償却方法</th> <th>償却期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>商標価値</td> <td>定額法</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>商権価値 (顧客関係)</td> <td>級数法</td> <td>10年</td> </tr> </tbody> </table>		償却方法	償却期間	商標価値	定額法	10年	商権価値 (顧客関係)	級数法	10年	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>償却方法</th> <th>償却期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>商標価値</td> <td>定額法</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>商権価値 (顧客関係)</td> <td>級数法</td> <td>10年</td> </tr> </tbody> </table>		償却方法	償却期間	商標価値	定額法	10年	商権価値 (顧客関係)	級数法	10年	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>償却方法</th> <th>償却期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>商標価値</td> <td>定額法</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>商権価値 (顧客関係)</td> <td>級数法</td> <td>10年</td> </tr> </tbody> </table>		償却方法	償却期間	商標価値	定額法	10年	商権価値 (顧客関係)	級数法	10年															
	償却方法	償却期間																																											
商標価値	定額法	10年																																											
商権価値 (顧客関係)	級数法	10年																																											
	償却方法	償却期間																																											
商標価値	定額法	10年																																											
商権価値 (顧客関係)	級数法	10年																																											
	償却方法	償却期間																																											
商標価値	定額法	10年																																											
商権価値 (顧客関係)	級数法	10年																																											
	<p>また、のれん及び負ののれんの償却については、主として20年間で均等償却しております。但し、重要性の乏しいものについては、発生年度に一括償却しております。</p> <p>上記以外の無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年または8年）に基づいて償却しております。</p> <p>③ リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。</p>	<p>また、のれん及び負ののれんの償却については、主として20年間で均等償却しております。但し、重要性の乏しいものについては、発生年度に一括償却しております。</p> <p>上記以外の無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年または8年）に基づいて償却しております。</p> <p>③ リース資産（借手側） 同左</p>	<p>また、のれん及び負ののれんの償却については、主として20年間で均等償却しております。但し、重要性の乏しいものについては、発生年度に一括償却しております。</p> <p>上記以外の無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年または8年）に基づいて償却しております。</p> <p>③ リース資産（借手側） 同左</p>																																										

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(6) 繰延資産の処理方法 当行の繰延資産は、次のとおり処理しております。</p> <p>(イ) 社債発行費 社債発行費はその他資産に計上し、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。</p> <p>また、社債は償却原価法(定額法)に基づいて算定された価額をもって中間連結貸借対照表価額としております。</p> <p>(ロ) 債券発行費用 債券発行費用は債券繰延資産として計上し、債券の償還期間にわたり定額法により償却しております。</p> <p>連結子会社の創立費及び株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。</p> <p>また、連結子会社の社債発行費は、主としてその他資産に計上し、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。</p>	<p>(6) 繰延資産の処理方法 当行の繰延資産は、次のとおり処理しております。</p> <p>(イ) 社債発行費 同左</p> <p>(ロ) 債券発行費用 同左</p> <p>同左</p>	<p>(6) 繰延資産の処理方法 当行の繰延資産は、次のとおり償却しております。</p> <p>(イ) 社債発行費 社債発行費はその他資産に計上し、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。</p> <p>また、社債は償却原価法(定額法)に基づいて算定された価額をもって連結貸借対照表価額としております。</p> <p>(ロ) 債券発行費用 同左</p> <p>同左</p>
	<p>(7) 貸倒引当金の計上基準 当行及び国内信託銀行子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という)に係る債権については、以下の大口債務者に係る債権を除き、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>当行では破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者及び従来よりキャッシュ・フロー一見積法(後述)による引当を</p>	<p>(7) 貸倒引当金の計上基準 当行及び国内信託銀行子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という)に係る債権については、以下の大口債務者に係る債権を除き、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>当行では破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者及び従来よりキャッシュ・フロー一見積法(後述)による引当を</p>	<p>(7) 貸倒引当金の計上基準 当行及び国内信託銀行子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という)に係る債権については、以下の大口債務者に係る債権を除き、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>当行では破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者及び従来よりキャッシュ・フロー一見積法(後述)による引当を</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>行っていた債務者で、今後の債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債務者のうち、与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。また、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者のうち与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、個別に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部門が資産査定を実施し、当該部門から独立した資産査定管理部門が査定結果を検証しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>国内信託銀行子会社以外の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p> <p>なお、当行及び一部の連結子会社では破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は138,903百万円であります。</p>	<p>行っていた債務者で、今後の債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債務者のうち、与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。また、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者のうち与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、個別に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部門が資産査定を実施し、当該部門から独立した資産査定管理部門が査定結果を検証しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>国内信託銀行子会社以外の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p> <p>なお、当行及び一部の連結子会社では破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は161,705百万円であります。</p>	<p>行っていた債務者で、今後の債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債務者のうち、与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。また、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者のうち与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、個別に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部門が資産査定を実施し、当該部門から独立した資産査定管理部門が査定結果を検証しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>国内信託銀行子会社以外の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p> <p>なお、当行及び一部の連結子会社では破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は158,361百万円であります。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	(8) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。	(8) 賞与引当金の計上基準 同左	(8) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
	(9) 役員賞与引当金の計上基準 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。	(9) 役員賞与引当金の計上基準 同左	(9) 役員賞与引当金の計上基準 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
	(10) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間による定額法により損益処理 数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額を主としてそれぞれの発生年度から損益処理 なお、当行の会計基準変更時差異(9,081百万円)については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。	(10) 退職給付引当金の計上基準 同左	(10) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間による定額法により損益処理 数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額を主としてそれぞれの発生年度から損益処理 なお、当行の会計基準変更時差異(9,081百万円)については、15年による按分額を費用処理しております。
	(11) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員退職慰労引当金は、一部の連結子会社の役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。	(11) 役員退職慰労引当金の計上基準 同左	(11) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員退職慰労引当金は、一部の連結子会社の役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(12) 利息返還損失引当金の計上基準</p> <p>連結子会社の利息返還損失引当金は、将来の利息返還の請求に伴う損失に備え、過去の返還実績等を勘案した必要額を計上しております。</p> <p>なお、GEコンシューマー・ファイナンス株式会社（以下、「GECF」）を買収した際に当行がGEジャパン・ホールディングス株式会社（旧GEジャパン・ホールディングス合同会社）と締結したGECF株式譲渡契約において、買収後のGECFの過払利息返還額について、双方の負担割合を取り決めているため、GECFの利息返還損失引当金の算定に際しては、当該契約条項を勘案しております。</p>	<p>(12) 利息返還損失引当金の計上基準</p> <p>連結子会社の利息返還損失引当金は、将来の利息返還の請求に伴う損失に備え、過去の返還実績等を勘案した必要額を計上しております。</p> <p>なお、新生フィナンシャル株式会社を買収した際に当行がGEジャパン・ホールディング株式会社（旧GEジャパン・ホールディング合同会社）と締結した新生フィナンシャル株式譲渡契約において、買収後の新生フィナンシャル株式会社の過払利息返還額について、双方の負担割合を取り決めているため、新生フィナンシャル株式会社の利息返還損失引当金の算定に際しては、当該契約条項を勘案しております。</p>	<p>(12) 利息返還損失引当金の計上基準</p> <p>同左</p>
	<p>(13) 固定資産処分損失引当金の計上基準</p> <p>固定資産処分損失引当金は、将来移転を予定している当行及び一部の連結子会社の本店並びに当行目黒フィナンシャルセンターについて見込まれる原状回復費用等の額を、契約書等に基づき合理的に算出して計上しております。</p>	<p>(13) 固定資産処分損失引当金の計上基準</p> <p>同左</p>	<p>(13) 固定資産処分損失引当金の計上基準</p> <p>同左</p>
	<p>—————</p>	<p>(14) 訴訟損失引当金の計上基準</p> <p>訴訟損失引当金は、係争中の訴訟に係る損失に備えるため、損失負担見込額を計上しております。</p>	<p>(14) 訴訟損失引当金の計上基準</p> <p>同左</p>
	<p>(15) 特別法上の引当金の計上基準</p> <p>特別法上の引当金は、国内証券連結子会社の金融商品取引責任準備金であり、証券先物取引等に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第46条の5第1項の定めるところにより算出した額を計上しております。</p>	<p>(15) 特別法上の引当金の計上基準</p> <p>同左</p>	<p>(15) 特別法上の引当金の計上基準</p> <p>同左</p>
	<p>(16) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>当行の外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す非連結子会社株式及び関連会社株式を除き、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。</p>	<p>(16) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>同左</p>	<p>(16) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>当行の外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す非連結子会社株式及び関連会社株式を除き、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(17) 重要なヘッジ会計の方法 (イ) 金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。</p> <p>「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。</p> <p>また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してございました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、移行後の各連結会計年度において従来の基準に従い、ヘッジ手段の残存期間にわたり、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は8百万円(税効果額控除前)であります。</p> <p>一部の連結子会社のヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジまたは金利スワップの特例処理によっております。</p>	<p>(17) 重要なヘッジ会計の方法 (イ) 金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。</p> <p>「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p> <p>また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してございました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、移行後の各連結会計年度において従来の基準に従い、ヘッジ手段の残存期間にわたり、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は1百万円(税効果額控除前)であります。</p> <p>一部の連結子会社のヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジまたは金利スワップの特例処理によっております。</p>	<p>(17) 重要なヘッジ会計の方法 (イ) 金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は繰延ヘッジによっております。</p> <p>「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p> <p>また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してございました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、移行後の各連結会計年度において従来の基準に従い、ヘッジ手段の残存期間にわたり、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は4百万円(税効果額控除前)であります。</p> <p>一部の連結子会社のヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジまたは金利スワップの特例処理によっております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジまたは時価ヘッジによっております。</p> <p>「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という)に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、外貨建有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。</p> <p>(ハ) 連結会社間取引等 デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識または繰延処理を行っております。</p>	<p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 同左</p> <p>(ハ) 連結会社間取引等 同左</p>	<p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 同左</p> <p>(ハ) 連結会社間取引等 同左</p>
	<p>(18) 消費税等の会計処理 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>(18) 消費税等の会計処理 同左</p>	<p>(18) 消費税等の会計処理 同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(19) その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項</p> <p>(イ) 連結納税制度の適用 当行及び一部の国内連結子会社は、当行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。</p> <p>(ロ) 信販業務の収益計上方法 信販業務の収益の計上は、期日到来基準とし、主として次の方法によっております。 (アドオン方式契約) 総合・個品あっせん 7・8分法 信用保証(保証料契約時一括受領) 7・8分法 信用保証(保証料分割受領) 定額法 (残債方式契約) 総合・個品あっせん 残債方式 信用保証(保証料分割受領) 残債方式 (注) 計上方法の内容は次のとおりであります。</p> <p>① 7・8分法とは、手数料総額を分割回数の積数で按分し、各返済期日到来の都度積数按分額を収益計上する方法であります。</p> <p>② 残債方式とは、元本残高に対して一定率の料率で手数料を算出し、各返済期日の都度算出額を収益計上する方法であります。</p> <p>(ハ) リース業務の収益計上方法 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用については、リース期間中の各期に受け取るリース料を各期においてリース収益として計上し、当該金額からリース期間中の各期に配分された利息相当額を差し引いた額をリース原価として処理しております。</p>	<p>(19) その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項</p> <p>(イ) 連結納税制度の適用 同左</p> <p>(ロ) 信販業務の収益計上方法 同左</p> <p>(ハ) リース業務の収益計上方法 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用については、リース期間中の各期に受け取るリース料を各期においてリース収益として計上し、当該金額からリース期間中の各期に配分された利息相当額を差し引いた額をリース原価として処理しております。</p> <p>なお、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号)適用初年度開始前に取引が開始した所有権移転外ファイナンス・リース取引については、同会計基準適用初年度の前年度末(平成20年3月31日)における固定資産の適正な帳簿価額(減価償却累計額控除後)をリース投資資産の同会計基準適用初年度期首の価額として計上しております。これにより、リース取引を主たる事業とする連結子会社において、原則的な処理を行った場合に比べ、税金等調整前中間純利益は1,383百万円増加しております。</p>	<p>(19) その他連結財務諸表作成のための重要な事項</p> <p>(イ) 連結納税制度の適用 同左</p> <p>(ロ) 信販業務の収益計上方法 同左</p> <p>(ハ) リース業務の収益計上方法 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用については、リース期間中の各期に受け取るリース料を各期においてリース収益として計上し、当該金額からリース期間中の各期に配分された利息相当額を差し引いた額をリース原価として処理しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	(二) 消費者金融業務の収益計 上方法 消費者金融專業連結子会社の 貸出金に係る未収利息について は、利息制限法上限利率または 約定利率のいずれか低い利率に より計上しております。	(二) 消費者金融業務の収益計 上方法 同左	(二) 消費者金融業務の収益計 上方法 同左
5. (中間) 連結キャッシュ・フ ロー計算書における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計 算書における資金の範囲は、中間 連結貸借対照表上の「現金預け 金」のうち現金及び無利息預け金 であります。	同左	連結キャッシュ・フロー計算書 における資金の範囲は、連結貸借 対照表上の「現金預け金」のうち 現金及び無利息預け金でありま す。

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用し、通常の売買取引に準じた会計処理によっております。</p> <p>これによる中間連結損益計算書に与える影響は軽微であります。</p> <p>(借手側)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。</p> <p>なお、平成20年3月31日以前に取引が開始した当該取引については、前連結会計年度末日における未経過リース料残高又は未経過リース料残高相当額(利息相当額控除後)を取得価額とし、当期首に取得したものととしてリース資産に計上しております。</p> <p>(貸手側)</p> <p>従来、「有形固定資産」中の有形リース資産及び「無形固定資産」中の無形リース資産として表示していた所有権移転外ファイナンス・リース取引については、所有権移転ファイナンス・リース取引と合わせて、「リース債権及びリース投資資産」として表示しております。</p> <p>従来、中間連結キャッシュ・フロー計算書に「リース資産の取得・売却等による純支出」、「リース資産減価償却費」及び「リース資産処分損益」として表示していたものについては、営業活動によるキャッシュ・フローの「リース債権及びリース投資資産の純増減」及び「その他」に含めて表示しております。</p> <p>また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用については、リース期間中の各期に受け取るリース料を各期においてリース収益として計上し、当該金額からリース期間中の各期に配分された利息相当額を差し引いた額をリース原価として処理しております。</p> <p>なお、平成20年3月31日以前に取引が開始した所有権移転外ファイナンス・リース取引については、前連結会計年度末日における固定資産の適正な帳簿価額(減価償却累計額控除後)をリース投資資産の当期首の価額として計上しております。これにより、リース取引を主たる事業とする連結子会社において、原則的な処理を行った場合に比べ、税金等調整前中間純損失は10,973百万円増加しております。</p>	<p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び適用指針を適用し、通常の売買取引に準じた会計処理によっております。</p> <p>これによる連結損益計算書に与える影響は軽微であります。</p> <p>(借手側)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。</p> <p>なお、平成20年3月31日以前に取引が開始した当該取引については、前連結会計年度末日における未経過リース料残高又は未経過リース料残高相当額(利息相当額控除後)を取得価額とし、当期首に取得したものととしてリース資産に計上しております。</p> <p>(貸手側)</p> <p>従来、「有形リース資産」及び「無形リース資産」に含めて表示していた所有権移転外ファイナンス・リース取引については、所有権移転ファイナンス・リース取引と合わせて、「リース債権及びリース投資資産」として表示しております。</p> <p>従来、連結キャッシュ・フロー計算書の営業活動によるキャッシュ・フローに「リース資産の取得・売却等による純支出」、「リース資産減価償却費」及び「リース資産処分損益(△益)」として表示していたものについては、「リース債権及びリース投資資産の純増(△)減」及び「その他」に含めて表示しております。</p> <p>また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用については、リース期間中の各期に受け取るリース料を各期においてリース収益として計上し、当該金額からリース期間中の各期に配分された利息相当額を差し引いた額をリース原価として処理しております。</p> <p>なお、平成20年3月31日以前に取引が開始した所有権移転外ファイナンス・リース取引については、前連結会計年度末日における固定資産の適正な帳簿価額(減価償却累計額控除後)をリース投資資産の当期首の価額として計上しております。これにより、リース取引を主たる事業とする連結子会社において、原則的な処理を行った場合に比べ、税金等調整前当期純損失は10,220百万円増加しております。</p>	<p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び適用指針を適用し、通常の売買取引に準じた会計処理によっております。</p> <p>これによる連結損益計算書に与える影響は軽微であります。</p> <p>(借手側)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。</p> <p>なお、平成20年3月31日以前に取引が開始した当該取引については、前連結会計年度末日における未経過リース料残高又は未経過リース料残高相当額(利息相当額控除後)を取得価額とし、当期首に取得したものととしてリース資産に計上しております。</p> <p>(貸手側)</p> <p>従来、「有形リース資産」及び「無形リース資産」に含めて表示していた所有権移転外ファイナンス・リース取引については、所有権移転ファイナンス・リース取引と合わせて、「リース債権及びリース投資資産」として表示しております。</p> <p>従来、連結キャッシュ・フロー計算書の営業活動によるキャッシュ・フローに「リース資産の取得・売却等による純支出」、「リース資産減価償却費」及び「リース資産処分損益(△益)」として表示していたものについては、「リース債権及びリース投資資産の純増(△)減」及び「その他」に含めて表示しております。</p> <p>また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用については、リース期間中の各期に受け取るリース料を各期においてリース収益として計上し、当該金額からリース期間中の各期に配分された利息相当額を差し引いた額をリース原価として処理しております。</p> <p>なお、平成20年3月31日以前に取引が開始した所有権移転外ファイナンス・リース取引については、前連結会計年度末日における固定資産の適正な帳簿価額(減価償却累計額控除後)をリース投資資産の当期首の価額として計上しております。これにより、リース取引を主たる事業とする連結子会社において、原則的な処理を行った場合に比べ、税金等調整前当期純損失は10,220百万円増加しております。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
		<p>(債券の保有目的区分の変更に関する当 面の取扱い)</p> <p>「債券の保有目的区分の変更に関する当 面の取扱い」(実務対応報告第26号平成20年12 月5日)が平成20年12月5日に公表されたこ とに伴い、当連結会計年度から同実務対応報 告を適用し、平成20年10月1日付で「その他 有価証券」の一部を「満期保有目的の債券」 の区分に変更しております。これにより、従 来の区分で保有した場合に比べ、「有価証 券」及び「その他有価証券評価差額金」はそ れぞれ8,598百万円増加しております。なお、 区分変更した債券の概要等については、 「(有価証券関係)」の「6. 保有目的を変 更した有価証券」に記載しております。</p>

【表示方法の変更】

<p>前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)</p>
<p>(中間連結損益計算書関係) 資金調達費用については、その重要性に鑑み、従来内訳表示していた「債券利息」(当中間連結会計期間2,232百万円)に替えて「社債利息」(前中間連結会計期間7,882百万円)を内訳表示しております。</p>	<p>—————</p>
<p>—————</p>	<p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係) 従来、営業活動によるキャッシュ・フローに「固定資産処分損失引当金の増減額(△は減少)」(当中間連結会計期間533百万円)として表示していたものについては、重要性が乏しいため、当中間連結会計期間においては「その他の引当金の増減額(△は減少)」に含めて表示しております。また、「外国為替(負債)の純増減(△)」(同5百万円)として表示していたものについては、重要性が乏しいため、当中間連結会計期間から「外国為替(資産)の純増(△)減」(同24,363百万円)と合わせ、「外国為替の純増(△)減」として表示しております。 従来、投資活動によるキャッシュ・フローに「有形固定資産(リース貸貸資産を除く)の売却による収入」(同28百万円)として表示していたものについては、重要性が乏しいため、当中間連結会計期間から「その他」に含めて表示しております。</p>

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
<p>※1. 有価証券には非連結子会社及び関連会社の株式42,042百万円及び出資金7,360百万円を含んでおります。</p> <p>※2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券、現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券及びデリバティブ取引の担保として受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は17,846百万円、当中間連結会計期間末に当該処分をせず所有しているものは63,741百万円であります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、破綻先債権額は26,488百万円、延滞債権額は64,853百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、破綻先債権額は617百万円、延滞債権額は3,279百万円であります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は1,539百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、3カ月以上延滞債権は1,692百万円であります。</p> <p>※5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は73,401百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、貸出条件緩和債権額は9,482百万円であります。</p>	<p>※1. 有価証券には非連結子会社及び関連会社の株式35,107百万円及び出資金4,361百万円を含んでおります。</p> <p>※2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券、現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券及びデリバティブ取引の担保として受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当中間連結会計期間末に当該処分をせず所有しているものは43,047百万円であります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、破綻先債権額は33,771百万円、延滞債権額は192,269百万円あります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、破綻先債権額は444百万円、延滞債権額は3,816百万円あります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は26,406百万円あります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、3カ月以上延滞債権は987百万円あります。</p> <p>※5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は62,581百万円あります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、貸出条件緩和債権額は10,442百万円あります。</p>	<p>※1. 有価証券には非連結子会社及び関連会社の株式33,188百万円及び出資金5,150百万円を含んでおります。</p> <p>※2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券、現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券及びデリバティブ取引の担保として受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は76,017百万円、当連結会計年度末に当該処分をせず所有しているものは54,083百万円あります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、破綻先債権額は39,549百万円、延滞債権額は178,540百万円あります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、破綻先債権額は766百万円、延滞債権額は4,318百万円あります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は5,917百万円あります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、3カ月以上延滞債権額は1,030百万円あります。</p> <p>※5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は59,669百万円あります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、貸出条件緩和債権額は9,437百万円あります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)																																																																																																
<p>※6. 貸出金のうち、破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は166,282百万円です。</p> <p>「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は15,073百万円です。</p> <p>なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>※6. 貸出金のうち、破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は315,029百万円です。</p> <p>「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は15,691百万円です。</p> <p>なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>※6. 貸出金のうち、破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は283,677百万円です。</p> <p>「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は15,552百万円です。</p> <p>なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>																																																																																																
<p>※7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,772百万円です。</p>	<p>※7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,627百万円です。</p>	<p>※7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,276百万円です。</p>																																																																																																
<p>※8. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金元本の当中間連結会計期間末残高の総額は、62,160百万円です。</p> <p>原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、106,266百万円です。</p>	<p>※8. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金元本の当中間連結会計期間末残高の総額は、45,892百万円です。</p> <p>原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、79,230百万円です。</p>	<p>※8. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金元本の当中間連結会計年度末残高の総額は50,839百万円です。</p> <p>原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、78,450百万円です。</p>																																																																																																
<p>※9. 担保に供している資産は次のとおりです。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="1" data-bbox="199 1212 566 1452"> <tr><td>現金預け金</td><td>783百万円</td></tr> <tr><td>買入金銭債権</td><td>47,380百万円</td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>711,901百万円</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>181,469百万円</td></tr> <tr><td>リース債権及びリース投資資産</td><td>26,349百万円</td></tr> <tr><td>その他資産</td><td>939百万円</td></tr> <tr><td>有形固定資産</td><td>2,361百万円</td></tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="1" data-bbox="199 1496 566 1692"> <tr><td>預金</td><td>1,596百万円</td></tr> <tr><td>コールマネー及び売渡手形</td><td>110,000百万円</td></tr> <tr><td>債券貸借取引受入</td><td></td></tr> <tr><td>担保金</td><td>470,080百万円</td></tr> <tr><td>借入金</td><td>98,281百万円</td></tr> <tr><td>支払承諾</td><td>907百万円</td></tr> </table>	現金預け金	783百万円	買入金銭債権	47,380百万円	有価証券	711,901百万円	貸出金	181,469百万円	リース債権及びリース投資資産	26,349百万円	その他資産	939百万円	有形固定資産	2,361百万円	預金	1,596百万円	コールマネー及び売渡手形	110,000百万円	債券貸借取引受入		担保金	470,080百万円	借入金	98,281百万円	支払承諾	907百万円	<p>※9. 担保に供している資産は次のとおりです。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="1" data-bbox="633 1212 1000 1474"> <tr><td>現金預け金</td><td>783百万円</td></tr> <tr><td>買入金銭債権</td><td>20,000百万円</td></tr> <tr><td>特定取引資産</td><td>9,196百万円</td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>1,097,249百万円</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>162,944百万円</td></tr> <tr><td>リース債権及びリース投資資産</td><td>23,823百万円</td></tr> <tr><td>その他資産</td><td>876百万円</td></tr> <tr><td>有形固定資産</td><td>1,927百万円</td></tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="1" data-bbox="633 1496 1000 1812"> <tr><td>預金</td><td>927百万円</td></tr> <tr><td>コールマネー及び売渡手形</td><td>100,000百万円</td></tr> <tr><td>売現先勘定</td><td>156,382百万円</td></tr> <tr><td>債券貸借取引受入</td><td></td></tr> <tr><td>担保金</td><td>764,367百万円</td></tr> <tr><td>コマーシャル・ペーパー</td><td>99百万円</td></tr> <tr><td>借入金</td><td>200,078百万円</td></tr> <tr><td>その他負債</td><td>17百万円</td></tr> <tr><td>支払承諾</td><td>925百万円</td></tr> </table>	現金預け金	783百万円	買入金銭債権	20,000百万円	特定取引資産	9,196百万円	有価証券	1,097,249百万円	貸出金	162,944百万円	リース債権及びリース投資資産	23,823百万円	その他資産	876百万円	有形固定資産	1,927百万円	預金	927百万円	コールマネー及び売渡手形	100,000百万円	売現先勘定	156,382百万円	債券貸借取引受入		担保金	764,367百万円	コマーシャル・ペーパー	99百万円	借入金	200,078百万円	その他負債	17百万円	支払承諾	925百万円	<p>※9. 担保に供している資産は次のとおりです。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="1" data-bbox="1064 1212 1431 1474"> <tr><td>現金預け金</td><td>783百万円</td></tr> <tr><td>買入金銭債権</td><td>47,380百万円</td></tr> <tr><td>特定取引資産</td><td>15,669百万円</td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>964,554百万円</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>438,946百万円</td></tr> <tr><td>リース債権及びリース投資資産</td><td>20,034百万円</td></tr> <tr><td>その他資産</td><td>842百万円</td></tr> <tr><td>有形固定資産</td><td>1,398百万円</td></tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="1" data-bbox="1064 1496 1431 1834"> <tr><td>預金</td><td>988百万円</td></tr> <tr><td>コールマネー及び売渡手形</td><td>250,000百万円</td></tr> <tr><td>売現先勘定</td><td>53,805百万円</td></tr> <tr><td>債券貸借取引受入</td><td></td></tr> <tr><td>担保金</td><td>569,205百万円</td></tr> <tr><td>コマーシャル・ペーパー</td><td>198百万円</td></tr> <tr><td>借入金</td><td>225,754百万円</td></tr> <tr><td>社債</td><td>9,868百万円</td></tr> <tr><td>その他負債</td><td>24百万円</td></tr> <tr><td>支払承諾</td><td>909百万円</td></tr> </table>	現金預け金	783百万円	買入金銭債権	47,380百万円	特定取引資産	15,669百万円	有価証券	964,554百万円	貸出金	438,946百万円	リース債権及びリース投資資産	20,034百万円	その他資産	842百万円	有形固定資産	1,398百万円	預金	988百万円	コールマネー及び売渡手形	250,000百万円	売現先勘定	53,805百万円	債券貸借取引受入		担保金	569,205百万円	コマーシャル・ペーパー	198百万円	借入金	225,754百万円	社債	9,868百万円	その他負債	24百万円	支払承諾	909百万円
現金預け金	783百万円																																																																																																	
買入金銭債権	47,380百万円																																																																																																	
有価証券	711,901百万円																																																																																																	
貸出金	181,469百万円																																																																																																	
リース債権及びリース投資資産	26,349百万円																																																																																																	
その他資産	939百万円																																																																																																	
有形固定資産	2,361百万円																																																																																																	
預金	1,596百万円																																																																																																	
コールマネー及び売渡手形	110,000百万円																																																																																																	
債券貸借取引受入																																																																																																		
担保金	470,080百万円																																																																																																	
借入金	98,281百万円																																																																																																	
支払承諾	907百万円																																																																																																	
現金預け金	783百万円																																																																																																	
買入金銭債権	20,000百万円																																																																																																	
特定取引資産	9,196百万円																																																																																																	
有価証券	1,097,249百万円																																																																																																	
貸出金	162,944百万円																																																																																																	
リース債権及びリース投資資産	23,823百万円																																																																																																	
その他資産	876百万円																																																																																																	
有形固定資産	1,927百万円																																																																																																	
預金	927百万円																																																																																																	
コールマネー及び売渡手形	100,000百万円																																																																																																	
売現先勘定	156,382百万円																																																																																																	
債券貸借取引受入																																																																																																		
担保金	764,367百万円																																																																																																	
コマーシャル・ペーパー	99百万円																																																																																																	
借入金	200,078百万円																																																																																																	
その他負債	17百万円																																																																																																	
支払承諾	925百万円																																																																																																	
現金預け金	783百万円																																																																																																	
買入金銭債権	47,380百万円																																																																																																	
特定取引資産	15,669百万円																																																																																																	
有価証券	964,554百万円																																																																																																	
貸出金	438,946百万円																																																																																																	
リース債権及びリース投資資産	20,034百万円																																																																																																	
その他資産	842百万円																																																																																																	
有形固定資産	1,398百万円																																																																																																	
預金	988百万円																																																																																																	
コールマネー及び売渡手形	250,000百万円																																																																																																	
売現先勘定	53,805百万円																																																																																																	
債券貸借取引受入																																																																																																		
担保金	569,205百万円																																																																																																	
コマーシャル・ペーパー	198百万円																																																																																																	
借入金	225,754百万円																																																																																																	
社債	9,868百万円																																																																																																	
その他負債	24百万円																																																																																																	
支払承諾	909百万円																																																																																																	

前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)																		
<p>上記のほか、為替決済、スワップ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券171,893百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は281百万円、保証金は24,999百万円、デリバティブ取引の差入担保金は4,485百万円であります。</p> <p>※10. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、5,677,927百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものまたは任意の時期に無条件で取消可能なものが5,387,808百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※11. その他資産には、割賦売掛金420,608百万円が含まれています。</p> <p>※12. 有形固定資産の減価償却累計額 89,251百万円</p> <p>※13. のれん及び負ののれんは相殺して無形固定資産に含めて表示しております。 相殺前の金額は、次のとおりであります。</p> <table border="1" data-bbox="225 1487 564 1581"> <tr> <td>のれん</td> <td>153,405百万円</td> </tr> <tr> <td>負ののれん</td> <td>6,893百万円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>146,511百万円</td> </tr> </table> <p>※14. 無形固定資産には、連結子会社に対する支配権獲得時における全面時価評価法の適用により計上された無形資産48,810百万円が含まれております。</p> <p>※15. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金108,000百万円が含まれております。</p> <p>※16. 社債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債326,726百万円が含まれております。</p>	のれん	153,405百万円	負ののれん	6,893百万円	差引額	146,511百万円	<p>上記のほか、為替決済、スワップ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券230,266百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は378百万円、保証金は21,441百万円、デリバティブ取引の差入担保金は11,228百万円であります。</p> <p>※10. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、5,839,578百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のものまたは任意の時期に無条件で取消可能なものが5,636,239百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※11. その他資産には、割賦売掛金376,796百万円が含まれています。</p> <p>※12. 有形固定資産の減価償却累計額 71,150百万円</p> <p>※13. のれん及び負ののれんは相殺して無形固定資産に含めて表示しております。 相殺前の金額は、次のとおりであります。</p> <table border="1" data-bbox="655 1487 995 1581"> <tr> <td>のれん</td> <td>132,733百万円</td> </tr> <tr> <td>負ののれん</td> <td>7,355百万円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>125,377百万円</td> </tr> </table> <p>※14. 無形固定資産には、連結子会社に対する支配権獲得時における全面時価評価法の適用により計上された無形資産40,768百万円が含まれております。</p> <p>※15. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金102,000百万円が含まれております。</p> <p>※16. 社債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債168,282百万円が含まれております。</p>	のれん	132,733百万円	負ののれん	7,355百万円	差引額	125,377百万円	<p>上記のほか、為替決済、スワップ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券215,813百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は1,339百万円、保証金は24,308百万円、デリバティブ取引の差入担保金は6,865百万円であります。</p> <p>※10. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、5,596,451百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のものまたは任意の時期に無条件で取消可能なものが5,343,168百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※11. その他資産には、割賦売掛金404,702百万円が含まれております。</p> <p>※12. 有形固定資産の減価償却累計額 96,408百万円</p> <p>※13. のれん及び負ののれんは相殺して無形固定資産に含めて表示しております。 相殺前の金額は、次のとおりであります。</p> <table border="1" data-bbox="1086 1487 1426 1581"> <tr> <td>のれん</td> <td>139,708百万円</td> </tr> <tr> <td>負ののれん</td> <td>6,756百万円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>132,952百万円</td> </tr> </table> <p>※14. 無形固定資産には、連結子会社に対する支配権獲得時における全面時価評価法の適用により計上された無形資産44,791百万円が含まれております。</p> <p>※15. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金102,000百万円が含まれております。</p> <p>※16. 社債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債196,278百万円が含まれております。</p>	のれん	139,708百万円	負ののれん	6,756百万円	差引額	132,952百万円
のれん	153,405百万円																			
負ののれん	6,893百万円																			
差引額	146,511百万円																			
のれん	132,733百万円																			
負ののれん	7,355百万円																			
差引額	125,377百万円																			
のれん	139,708百万円																			
負ののれん	6,756百万円																			
差引額	132,952百万円																			

前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
※17. 有価証券中の社債のうち、有価証券の 私募（金融商品取引法第2条第3項）に よる社債に対する当行の保証債務の額は 68,650百万円であります。	※17. 有価証券中の社債のうち、有価証券の 私募（金融商品取引法第2条第3項）に よる社債に対する当行の保証債務の額は 50,320百万円であります。	※17. 有価証券中の社債のうち、有価証券の 私募（金融商品取引法第2条第3項）に よる社債に対する当行の保証債務の額は 64,362百万円であります。

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																		
<p>※1. その他業務収益には、リース収入75,206百万円を含んでおります。</p> <p>※2. その他経常収益には、金銭の信託運用益8,335百万円を含んでおります。</p> <p>※3. その他業務費用には、リース原価66,857百万円を含んでおります。</p> <p>※4. 営業経費には、のれん償却額3,872百万円及び連結子会社に対する支配権獲得時における全面時価評価法の適用により計上された無形資産の償却額1,861百万円を含んでおります。</p> <p>※5. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額38,378百万円及び金銭の信託運用損4,043百万円を含んでおります。</p> <p>※6. 特別利益には、固定資産処分益10,311百万円及び子会社株式売却益8,226百万円を含んでおります。</p> <p>※7. 特別損失には、固定資産処分損失引当金繰入額3,039百万円を含んでおります。</p>	<p>※1. その他業務収益には、リース収入55,737百万円を含んでおります。</p> <p>※2. その他経常収益には、金銭の信託運用益3,843百万円を含んでおります。</p> <p>※3. その他業務費用には、リース原価47,739百万円を含んでおります。</p> <p>※4. 営業経費には、のれん償却額6,798百万円及び連結子会社に対する支配権獲得時における全面時価評価法の適用により計上された無形資産の償却額4,022百万円を含んでおります。</p> <p>※5. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額35,274百万円、金銭の信託運用損3,616百万円及び利息返還損失引当金繰入額9,913百万円を含んでおります。</p> <p>※6. 特別利益には、社債等消却益11,869百万円を含んでおります。</p> <p>※7. 特別損失には、固定資産処分損1,580百万円を含んでおります。</p>	<p>※1. その他業務収益には、リース収入134,594百万円を含んでおります。</p> <p>※2. その他経常収益には、金銭の信託運用益15,414百万円を含んでおります。</p> <p>※3. その他業務費用には、リース原価118,021百万円を含んでおります。</p> <p>※4. 営業経費には、のれん償却額11,673百万円及び連結子会社に対する支配権獲得時における全面時価評価法の適用により計上された無形資産の償却額5,880百万円を含んでおります。</p> <p>※5. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額124,973百万円、株式等償却12,762百万円、金銭の信託運用損10,279百万円及び利息返還損失引当金繰入額15,029百万円を含んでおります。</p> <p>※6. 特別利益には、固定資産処分益10,410百万円、社債等消却益75,106百万円及び子会社株式売却益8,226百万円を含んでおります。</p> <p>※7. 特別損失には、のれん償却額30,905百万円、減損損失1,456百万円及び新生フィナンシャル株式会社における事業再構築費用として割増退職金9,271百万円並びにその他の費用3,272百万円を含んでおります。</p> <p>なお、のれん償却額は、株式会社アプラスに対する投資にかかるものであります。</p> <p>「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」(日本公認会計士協会 平成19年3月29日会計制度委員会報告第7号)第32項の規定に基づき、のれんを償却したものであります。</p> <p>また、減損損失には、新生フィナンシャル株式会社の以下の資産グループに係る減損損失を含んでおります。</p> <table border="1" data-bbox="1023 1334 1437 1710"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>金額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">パーソナル事業部、モーゲージ事業部、カード事業部</td> <td rowspan="2">支店、営業所及びATMコーナー用建物・設備</td> <td>建物</td> <td>438</td> </tr> <tr> <td>その他の有形固定資産</td> <td>198</td> </tr> <tr> <td></td> <td>貸付・回収管理システム</td> <td>ソフトウェア</td> <td>709</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td>1,346</td> </tr> </tbody> </table> <p>新生フィナンシャル株式会社は、管理会計上の区分を考慮して資産グループを決定しております。</p> <p>パーソナル事業部及びモーゲージ事業部については、営業環境等を総合的に勘案した結果、一部店舗の廃店もしくは有人店舗の無人化を決定したため、当該対象資産について、回収可能価額まで減損処理しております。なお、当該廃店等の対象となっている資産の回収可能価額は</p>	場所	用途	種類	金額 (百万円)	パーソナル事業部、モーゲージ事業部、カード事業部	支店、営業所及びATMコーナー用建物・設備	建物	438	その他の有形固定資産	198		貸付・回収管理システム	ソフトウェア	709	計			1,346
場所	用途	種類	金額 (百万円)																	
パーソナル事業部、モーゲージ事業部、カード事業部	支店、営業所及びATMコーナー用建物・設備	建物	438																	
		その他の有形固定資産	198																	
	貸付・回収管理システム	ソフトウェア	709																	
計			1,346																	

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
		主として使用価値により測定しておりますが、予想される使用期間が極めて短期であることから割引計算を行っておりません。カード事業部については、当該資産グループ全体の営業損益が継続してマイナスとなっているため、当該資産グループの回収可能価額をゼロとして、帳簿価額全額を減損処理しております。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

I 前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

	前連結会計年度末株式数	当中間連結会計期間増加株式数	当中間連結会計期間減少株式数	当中間連結会計期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	2,060,346	-	-	2,060,346	
合計	2,060,346	-	-	2,060,346	
自己株式					
普通株式	96,436	1	13	96,424	
合計	96,436	1	13	96,424	

2. 新株予約権に関する事項

新株予約権は、すべて当行のストック・オプションとしての新株予約権であります。

3. 配当に関する事項

当行の配当については、次のとおりであります。

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年5月14日 取締役会	普通株式	5,773	2.94	平成20年3月31日	平成20年6月5日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの該当ありません。

II 当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

	前連結会計年度末株式数	当中間連結会計期間増加株式数	当中間連結会計期間減少株式数	当中間連結会計期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	2,060,346	-	-	2,060,346	
合計	2,060,346	-	-	2,060,346	
自己株式					
普通株式	96,427	0	-	96,427	
合計	96,427	0	-	96,427	

2. 新株予約権に関する事項

新株予約権は、すべて当行のストック・オプションとしての新株予約権であります。

3. 配当に関する事項

当行の配当については、次のとおりであります。

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

該当ありません。

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当ありません。

III 前連結会計年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前連結会計年度末株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	2,060,346	-	-	2,060,346	
合計	2,060,346	-	-	2,060,346	
自己株式					
普通株式	96,436	4	13	96,427	
合計	96,436	4	13	96,427	

2. 新株予約権に関する事項

新株予約権は、すべて当行のストックオプションとしての新株予約権であります。

3. 配当に関する事項

当行の配当については、次のとおりであります。

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年5月14日 取締役会	普通株式	5,773	2.94	平成20年3月31日	平成20年6月5日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

該当ありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																																		
<p>※1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>平成20年9月30日現在</p> <table data-bbox="172 366 564 467"> <tr> <td>現金預け金勘定</td> <td>278,461百万円</td> </tr> <tr> <td>有利息預け金</td> <td>△100,334百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td><u>178,127百万円</u></td> </tr> </table>	現金預け金勘定	278,461百万円	有利息預け金	△100,334百万円	現金及び現金同等物	<u>178,127百万円</u>	<p>※1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>平成21年9月30日現在</p> <table data-bbox="606 366 999 467"> <tr> <td>現金預け金勘定</td> <td>476,047百万円</td> </tr> <tr> <td>有利息預け金</td> <td>△100,000百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td><u>376,046百万円</u></td> </tr> </table>	現金預け金勘定	476,047百万円	有利息預け金	△100,000百万円	現金及び現金同等物	<u>376,046百万円</u>	<p>※1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>平成21年3月31日現在</p> <table data-bbox="1040 366 1433 467"> <tr> <td>現金預け金勘定</td> <td>605,089百万円</td> </tr> <tr> <td>有利息預け金</td> <td>△121,829百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td><u>483,259百万円</u></td> </tr> </table> <p>※2. 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳</p> <p>株式の取得により新たに新生フィナンシャル株式会社及びその子会社（以下「新生フィナンシャル」）を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の主な内訳並びに新生フィナンシャル株式等の取得価額と新生フィナンシャル取得のための支出（純額）との関係は次のとおりであります。</p> <table data-bbox="1040 760 1433 1131"> <tr> <td>資産</td> <td>826,923百万円</td> </tr> <tr> <td>(うち貸出金)</td> <td>696,655百万円)</td> </tr> <tr> <td>負債</td> <td>△265,288百万円</td> </tr> <tr> <td>(うち利息返還損失引当金)</td> <td>△222,936百万円)</td> </tr> <tr> <td>のれん</td> <td><u>36,066百万円</u></td> </tr> <tr> <td>新生フィナンシャル株式等の取得価額</td> <td>597,701百万円</td> </tr> <tr> <td>新生フィナンシャルの現金及び現金同等物</td> <td><u>△25,218百万円</u></td> </tr> <tr> <td>差引：新生フィナンシャル取得のための支出</td> <td><u>572,482百万円</u></td> </tr> </table>	現金預け金勘定	605,089百万円	有利息預け金	△121,829百万円	現金及び現金同等物	<u>483,259百万円</u>	資産	826,923百万円	(うち貸出金)	696,655百万円)	負債	△265,288百万円	(うち利息返還損失引当金)	△222,936百万円)	のれん	<u>36,066百万円</u>	新生フィナンシャル株式等の取得価額	597,701百万円	新生フィナンシャルの現金及び現金同等物	<u>△25,218百万円</u>	差引：新生フィナンシャル取得のための支出	<u>572,482百万円</u>
現金預け金勘定	278,461百万円																																			
有利息預け金	△100,334百万円																																			
現金及び現金同等物	<u>178,127百万円</u>																																			
現金預け金勘定	476,047百万円																																			
有利息預け金	△100,000百万円																																			
現金及び現金同等物	<u>376,046百万円</u>																																			
現金預け金勘定	605,089百万円																																			
有利息預け金	△121,829百万円																																			
現金及び現金同等物	<u>483,259百万円</u>																																			
資産	826,923百万円																																			
(うち貸出金)	696,655百万円)																																			
負債	△265,288百万円																																			
(うち利息返還損失引当金)	△222,936百万円)																																			
のれん	<u>36,066百万円</u>																																			
新生フィナンシャル株式等の取得価額	597,701百万円																																			
新生フィナンシャルの現金及び現金同等物	<u>△25,218百万円</u>																																			
差引：新生フィナンシャル取得のための支出	<u>572,482百万円</u>																																			

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																																																																																						
<p>1. ファイナンス・リース取引 (借手側)</p> <p>(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>① リース資産の内容 (ア)有形固定資産 主として工具、器具及び備品であります。</p> <p>(イ)無形固定資産 ソフトウェアであります。</p> <p>② リース資産の減価償却の方法 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項」の「(5)減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p> <p>(貸手側)</p> <p>(1) リース投資資産の内訳</p> <table border="1" data-bbox="226 766 560 891"> <tr><td>リース料債権部分</td><td>265,603百万円</td></tr> <tr><td>見積残存価額部分</td><td>11,229百万円</td></tr> <tr><td>受取利息相当額</td><td>△32,830百万円</td></tr> <tr><td>リース投資資産</td><td>244,001百万円</td></tr> </table> <p>(2) リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の回収予定額</p> <table border="1" data-bbox="226 956 560 1181"> <tr><td>1年内</td><td>96,970百万円</td></tr> <tr><td>1年超2年内</td><td>76,855百万円</td></tr> <tr><td>2年超3年内</td><td>47,909百万円</td></tr> <tr><td>3年超4年内</td><td>27,733百万円</td></tr> <tr><td>4年超5年内</td><td>13,273百万円</td></tr> <tr><td>5年超</td><td>12,336百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>275,079百万円</td></tr> </table>	リース料債権部分	265,603百万円	見積残存価額部分	11,229百万円	受取利息相当額	△32,830百万円	リース投資資産	244,001百万円	1年内	96,970百万円	1年超2年内	76,855百万円	2年超3年内	47,909百万円	3年超4年内	27,733百万円	4年超5年内	13,273百万円	5年超	12,336百万円	合計	275,079百万円	<p>1. ファイナンス・リース取引 (借手側)</p> <p>(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>① リース資産の内容 (ア)有形固定資産 同 左</p> <p>(イ)無形固定資産 同 左</p> <p>② リース資産の減価償却の方法 同 左</p> <p>(貸手側)</p> <p>(1) リース投資資産の内訳</p> <table border="1" data-bbox="660 766 994 891"> <tr><td>リース料債権部分</td><td>232,333百万円</td></tr> <tr><td>見積残存価額部分</td><td>10,042百万円</td></tr> <tr><td>受取利息相当額</td><td>△35,400百万円</td></tr> <tr><td>リース投資資産</td><td>206,975百万円</td></tr> </table> <p>(2) リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の回収予定額</p> <table border="1" data-bbox="612 956 978 1356"> <thead> <tr> <th></th> <th>リース債権に係るリース料債権部分 (百万円)</th> <th>リース投資資産に係るリース料債権部分 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1年内</td><td>4,031</td><td>84,241</td></tr> <tr><td>1年超2年内</td><td>3,874</td><td>61,904</td></tr> <tr><td>2年超3年内</td><td>3,963</td><td>40,250</td></tr> <tr><td>3年超4年内</td><td>3,159</td><td>23,166</td></tr> <tr><td>4年超5年内</td><td>2,433</td><td>9,868</td></tr> <tr><td>5年超</td><td>1,159</td><td>12,900</td></tr> <tr><td>合計</td><td>18,621</td><td>232,333</td></tr> </tbody> </table>	リース料債権部分	232,333百万円	見積残存価額部分	10,042百万円	受取利息相当額	△35,400百万円	リース投資資産	206,975百万円		リース債権に係るリース料債権部分 (百万円)	リース投資資産に係るリース料債権部分 (百万円)	1年内	4,031	84,241	1年超2年内	3,874	61,904	2年超3年内	3,963	40,250	3年超4年内	3,159	23,166	4年超5年内	2,433	9,868	5年超	1,159	12,900	合計	18,621	232,333	<p>1. ファイナンス・リース取引 (借手側)</p> <p>(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>① リース資産の内容 (ア)有形固定資産 同 左</p> <p>(イ)無形固定資産 同 左</p> <p>② リース資産の減価償却の方法 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項」の「(5)減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p> <p>(貸手側)</p> <p>(1) リース投資資産の内訳</p> <table border="1" data-bbox="1098 766 1431 891"> <tr><td>リース料債権部分</td><td>247,887百万円</td></tr> <tr><td>見積残存価額部分</td><td>10,539百万円</td></tr> <tr><td>受取利息相当額</td><td>△38,647百万円</td></tr> <tr><td>リース投資資産</td><td>219,778百万円</td></tr> </table> <p>(2) リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の回収予定額</p> <table border="1" data-bbox="1050 956 1415 1356"> <thead> <tr> <th></th> <th>リース債権に係るリース料債権部分 (百万円)</th> <th>リース投資資産に係るリース料債権部分 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1年内</td><td>2,910</td><td>90,361</td></tr> <tr><td>1年超2年内</td><td>2,751</td><td>67,493</td></tr> <tr><td>2年超3年内</td><td>3,265</td><td>43,491</td></tr> <tr><td>3年超4年内</td><td>2,070</td><td>25,653</td></tr> <tr><td>4年超5年内</td><td>1,993</td><td>10,420</td></tr> <tr><td>5年超</td><td>975</td><td>10,466</td></tr> <tr><td>合計</td><td>13,966</td><td>247,887</td></tr> </tbody> </table>	リース料債権部分	247,887百万円	見積残存価額部分	10,539百万円	受取利息相当額	△38,647百万円	リース投資資産	219,778百万円		リース債権に係るリース料債権部分 (百万円)	リース投資資産に係るリース料債権部分 (百万円)	1年内	2,910	90,361	1年超2年内	2,751	67,493	2年超3年内	3,265	43,491	3年超4年内	2,070	25,653	4年超5年内	1,993	10,420	5年超	975	10,466	合計	13,966	247,887
リース料債権部分	265,603百万円																																																																																							
見積残存価額部分	11,229百万円																																																																																							
受取利息相当額	△32,830百万円																																																																																							
リース投資資産	244,001百万円																																																																																							
1年内	96,970百万円																																																																																							
1年超2年内	76,855百万円																																																																																							
2年超3年内	47,909百万円																																																																																							
3年超4年内	27,733百万円																																																																																							
4年超5年内	13,273百万円																																																																																							
5年超	12,336百万円																																																																																							
合計	275,079百万円																																																																																							
リース料債権部分	232,333百万円																																																																																							
見積残存価額部分	10,042百万円																																																																																							
受取利息相当額	△35,400百万円																																																																																							
リース投資資産	206,975百万円																																																																																							
	リース債権に係るリース料債権部分 (百万円)	リース投資資産に係るリース料債権部分 (百万円)																																																																																						
1年内	4,031	84,241																																																																																						
1年超2年内	3,874	61,904																																																																																						
2年超3年内	3,963	40,250																																																																																						
3年超4年内	3,159	23,166																																																																																						
4年超5年内	2,433	9,868																																																																																						
5年超	1,159	12,900																																																																																						
合計	18,621	232,333																																																																																						
リース料債権部分	247,887百万円																																																																																							
見積残存価額部分	10,539百万円																																																																																							
受取利息相当額	△38,647百万円																																																																																							
リース投資資産	219,778百万円																																																																																							
	リース債権に係るリース料債権部分 (百万円)	リース投資資産に係るリース料債権部分 (百万円)																																																																																						
1年内	2,910	90,361																																																																																						
1年超2年内	2,751	67,493																																																																																						
2年超3年内	3,265	43,491																																																																																						
3年超4年内	2,070	25,653																																																																																						
4年超5年内	1,993	10,420																																																																																						
5年超	975	10,466																																																																																						
合計	13,966	247,887																																																																																						
<p>2. オペレーティング・リース取引 (借手側)</p> <p>・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <table border="1" data-bbox="226 1502 560 1589"> <tr><td>1年内</td><td>5,561百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>5,755百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>11,317百万円</td></tr> </table> <p>(貸手側)</p> <p>・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <table border="1" data-bbox="226 1699 560 1786"> <tr><td>1年内</td><td>2,468百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>4,899百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>7,367百万円</td></tr> </table>	1年内	5,561百万円	1年超	5,755百万円	合計	11,317百万円	1年内	2,468百万円	1年超	4,899百万円	合計	7,367百万円	<p>2. オペレーティング・リース取引 (借手側)</p> <p>・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <table border="1" data-bbox="660 1502 994 1589"> <tr><td>1年内</td><td>5,264百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>6,607百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>11,871百万円</td></tr> </table> <p>(貸手側)</p> <p>・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <table border="1" data-bbox="660 1699 994 1786"> <tr><td>1年内</td><td>5,999百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>14,130百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>20,129百万円</td></tr> </table>	1年内	5,264百万円	1年超	6,607百万円	合計	11,871百万円	1年内	5,999百万円	1年超	14,130百万円	合計	20,129百万円	<p>2. オペレーティング・リース取引 (借手側)</p> <p>・オペレーティング・リース取引のうち解約不要のものに係る未経過リース料</p> <table border="1" data-bbox="1098 1502 1431 1589"> <tr><td>1年内</td><td>5,193百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>4,056百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>9,250百万円</td></tr> </table> <p>(貸手側)</p> <p>・オペレーティング・リース取引のうち解約不要のものに係る未経過リース料</p> <table border="1" data-bbox="1098 1699 1431 1786"> <tr><td>1年内</td><td>2,933百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>10,136百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>13,069百万円</td></tr> </table>	1年内	5,193百万円	1年超	4,056百万円	合計	9,250百万円	1年内	2,933百万円	1年超	10,136百万円	合計	13,069百万円																																																		
1年内	5,561百万円																																																																																							
1年超	5,755百万円																																																																																							
合計	11,317百万円																																																																																							
1年内	2,468百万円																																																																																							
1年超	4,899百万円																																																																																							
合計	7,367百万円																																																																																							
1年内	5,264百万円																																																																																							
1年超	6,607百万円																																																																																							
合計	11,871百万円																																																																																							
1年内	5,999百万円																																																																																							
1年超	14,130百万円																																																																																							
合計	20,129百万円																																																																																							
1年内	5,193百万円																																																																																							
1年超	4,056百万円																																																																																							
合計	9,250百万円																																																																																							
1年内	2,933百万円																																																																																							
1年超	10,136百万円																																																																																							
合計	13,069百万円																																																																																							

(有価証券関係)

(注1) (中間) 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券、特定取引有価証券及びその他の特定取引資産を含めて記載しております。

(注2) 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、(中間) 財務諸表における注記事項として記載しております。

I 前中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの (平成20年9月30日現在)

	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
国債	244,229	244,976	746
社債	75,215	75,853	637
その他	11,532	12,655	1,122
合計	330,977	333,484	2,507

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの (平成20年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	評価差額 (△は損) (百万円)
株式	22,127	17,250	△4,877
債券	674,283	668,976	△5,306
国債	557,902	553,003	△4,899
地方債	1,708	1,734	26
社債	114,672	114,239	△432
その他	463,035	414,549	△48,486
合計	1,159,446	1,100,776	△58,669

(注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「その他」は主として外国債券であります。

3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、原則として時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とし、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下、「減損処理」という)しております。当中間連結会計期間におけるこの減損処理額は17,486百万円であります。

時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準における有価証券発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先

時価が取得原価に比べて下落

要注意先

時価が取得原価に比べて30%以上下落

正常先

時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額（平成20年9月30日現在）

内容	金額（百万円）
満期保有目的の債券	3
非上場社債	3
その他有価証券	483,603
非上場株式	15,941
非上場地方債	4
非上場社債	324,493
非上場外国証券	79,234
その他	63,929
非連結子会社・関連会社株式	42,042

II 当中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成21年9月30日現在）

	中間連結貸借 対照表計上額 （百万円）	時価（百万円）	差額 （△は損） （百万円）
国債	373,367	377,948	4,581
社債	70,367	71,961	1,594
その他	54,475	53,056	△1,419
合計	498,210	502,966	4,756

（注）時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの（平成21年9月30日現在）

	取得原価 （百万円）	中間連結貸借 対照表計上額 （百万円）	評価差額 （△は損） （百万円）
株式	18,228	16,476	△1,752
債券	1,978,386	1,984,850	6,463
国債	1,958,413	1,965,670	7,256
地方債	1,716	1,782	66
社債	18,256	17,397	△859
その他	292,521	299,523	7,002
合計	2,289,136	2,300,850	11,713

（注）1. 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「その他」は主として外国債券であります。

3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、原則として時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とし、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下、「減損処理」という）しております。当中間連結会計期間におけるこの減損処理額は36百万円であります。

時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準における有価証券発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先
 要注意先
 正常先

時価が取得原価に比べて下落
 時価が取得原価に比べて30%以上下落
 時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

(追加情報)

変動利付国債は、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引き続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当中間連結会計期間末においては、市場価格に代えて合理的に算定された価額をもって中間連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって中間連結貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」は3,074百万円増加、「繰延税金負債」は974百万円増加、「その他有価証券評価差額金」は2,099百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、ブローカーから入手した理論価格としております。当該価格は、国債のフォワードカーブに基づいて算出した将来の各利払い及び償還時のキャッシュ・フローの現在価値（コンベクシティ調整後）と変動利付国債に係るゼロ・フロア・オプション価値の合計値であり、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額（平成21年9月30日現在）

内容	金額（百万円）
その他有価証券	441,146
非上場株式	11,501
非上場社債	321,847
非上場外国証券	53,780
その他	54,016
非連結子会社・関連会社株式	35,107

4. 流動性が乏しいことにより保有目的を変更した有価証券

平成20年10月1日付で「その他有価証券」から「満期保有目的の債券」に保有目的を変更した外国債券のうち、当中間連結会計期間末において「満期保有目的の債券」の区分に計上しているものは下記のとおりであります。

その他有価証券から満期保有目的の債券へ変更したもの（平成21年9月30日現在）

	時価（百万円）	中間連結貸借対照表計上額（百万円）	中間連結貸借対照表に計上されたその他有価証券評価差額金の額（百万円）
その他（外国債券）	41,889	44,561	△7,518

(注) 上記時価は、ブローカーから入手した価格によっております。

Ⅲ 前連結会計年度末

1. 売買目的有価証券（平成21年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	51,083	△19,629

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成21年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価（百万円）	差額（百万円）	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
国債	229,197	231,079	1,881	1,881	—
社債	75,292	76,622	1,329	1,329	—
その他	58,208	51,513	△6,694	1,904	8,598
合計	362,698	359,214	△3,483	5,115	8,598

(注) 1. 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもの（平成21年3月31日現在）

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	18,499	15,020	△3,478	440	3,919
債券	1,012,634	1,011,926	△707	1,231	1,939
国債	974,716	975,092	376	1,085	709
地方債	1,712	1,749	37	37	—
社債	36,205	35,084	△1,121	108	1,229
その他	299,102	273,146	△25,955	1,937	27,893
合計	1,330,235	1,300,093	△30,142	3,609	33,751

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. 「その他」は主として外国債券であります。

4. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したのについては、原則として時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって連結貸借対照表価額とし、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という）しております。当連結会計年度におけるこの減損処理額は36,193百万円であります。

時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準における有価証券発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

(追加情報)

変動利付国債は、従来、市場価格をもって連結貸借対照表計上額としておりましたが、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当連結会計年度末においては、合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって連結貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」及び「その他有価証券評価差額金」はそれぞれ3,230百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、ブローカーから入手した理論価格としております。当該価格は、国債のフォワードカーブに基づいて算出した将来の各利払い及び償還時のキャッシュ・フローの現在価値（コン

ベクシティ調整後)と変動利付国債に係るゼロ・フロア・オプション価値の合計値であり、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	1,075,747	6,070	4,097

5. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額 (平成21年3月31日現在)

	金額 (百万円)
満期保有目的の債券	3
非上場社債	3
その他有価証券	460,854
非上場株式	11,769
非上場社債	332,552
非上場外国証券	57,605
その他	58,926
非連結子会社・関連会社株式	33,188

6. 保有目的を変更した有価証券

従来、「その他有価証券」に区分していた債券のうち、高格付の外国債券の一部については、平成20年10月1日付で時価(102,670百万円)により、「満期保有目的の債券」の区分に変更しております。当該区分変更は、高格付を維持しつつも、市場環境の著しい変化によって流動性が極端に低下したことなどから、当該外国債券を公正な評価額である時価で売却することが困難な期間が相当程度生じていると判断し、運用方針の変更を行ったことによるものであります。

しかし、当該満期保有目的の債券の一部について、当連結会計年度末において50,728百万円の減損処理を行っており、信用状態が著しく悪化したことから、減損処理後の価額(19,666百万円)によって「満期保有目的の債券」から「その他有価証券」に保有目的を変更しております。

上記の結果、平成20年10月1日付で保有目的を変更した外国債券のうち、当連結会計年度末において「満期保有目的の債券」の区分に計上しているものは下記のとおりであります。

その他有価証券から満期保有目的の債券へ変更したもの (平成21年3月31日現在)

	時価 (百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	連結貸借対照表に計上されたその他有価証券評価差額金の額 (百万円)
その他 (外国債券)	38,757	47,356	△8,463

(注) 上記時価は、ブローカーから入手した価格によっております。

7. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額（平成21年3月31日現在）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	516,855	1,042,113	45,510	44,491
国債	439,175	685,222	35,401	44,491
地方債	—	1,231	517	—
社債	77,680	355,659	9,591	—
その他	45,167	150,064	114,670	67,304
合計	562,022	1,192,178	160,181	111,795

(金銭の信託関係)

I 前中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の金銭の信託 (平成20年9月30日現在)

該当ありません。

2. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (平成20年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
その他の金銭の信託	122,049	122,049	-

(注) 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期末日における市場価格等に基づき計上したものであります。

II 当中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の金銭の信託 (平成21年9月30日現在)

該当ありません。

2. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (平成21年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
その他の金銭の信託	109,046	109,046	-

(注) 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期末日における市場価格等に基づき計上したものであります。

III 前連結会計年度末

1. 運用目的の金銭の信託 (平成21年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	235,795	△6,936

2. 満期保有目的の金銭の信託 (平成21年3月31日現在)

該当ありません。

3. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (平成21年3月31日現在)

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照 表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
その他の金銭の信託	113,045	113,045	-	-	-

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づき計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

(その他有価証券評価差額金)

I 前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額 (百万円)
評価差額	△58,726
その他有価証券 (注)	△58,726
その他の金銭の信託	—
(+) 繰延税金資産	96
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	△58,629
(△) 少数株主持分相当額	△29
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	△0
その他有価証券評価差額金	△58,600

(注) 時価評価されていない有価証券に区分している投資事業有限責任組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額等 (損) 56百万円が含まれております。

II 当中間連結会計期間末（平成21年9月30日現在）

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額（百万円）
評価差額	4,200
その他有価証券（注）1	11,718
満期保有目的の債券（注）2	△7,518
その他の金銭の信託	—
（△）繰延税金負債	931
その他有価証券評価差額金（持分相当額調整前）	3,268
（△）少数株主持分相当額	△13
（+）持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	△154
その他有価証券評価差額金	3,128

（注）1．時価評価されていない有価証券に区分している投資事業有限責任組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額等（益）5百万円が含まれております。

2．流動性が乏しいことにより「その他有価証券」から「満期保有目的の債券」に保有目的を変更した外国債券に係るものであります。

III 前連結会計年度末（平成21年3月31日現在）

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額（百万円）
評価差額	△38,777
その他有価証券（注）1	△30,313
満期保有目的の債券（注）2	△8,463
その他の金銭の信託	—
（+）繰延税金資産	188
その他有価証券評価差額金（持分相当額調整前）	△38,588
（△）少数株主持分相当額	△34
（+）持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	△258
その他有価証券評価差額金	△38,813

（注）1．時価評価されていない有価証券に区分している投資事業有限責任組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額等（損）171百万円が含まれております。

2．「その他有価証券」から「満期保有目的の債券」の区分に変更した外国債券に係るものであります。なお、区分変更した債券の概要等については、「（有価証券関係）」の「6．保有目的を変更した有価証券」に記載しております。

(デリバティブ取引関係)

I 前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引 (平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品取引所	金利先物	160,903	△4	△4
	金利オプション	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—
	金利スワップ	11,334,995	23,687	23,687
	金利スワップション	4,968,768	△15,108	△4,804
	金利オプション	289,428	△206	△71
	その他	—	—	—
	合計	—	8,367	18,805

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. デリバティブ取引の評価に際しては、合理的な方法に基づいて算定した信用リスク及び流動性リスクを特定取引資産等の減価により反映させており、当中間連結会計期間末における減価額の合計はそれぞれ2,008百万円及び5,025百万円であります。なお、以下(6)クレジットデリバティブ取引までの各取引に記載されている数値は、当該リスクの減価前の数値であります。

(2) 通貨関連取引 (平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品取引所	通貨先物	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—
店頭	通貨スワップ	1,377,721	△5,349	△5,349
	為替予約	4,120,890	19,587	19,587
	通貨オプション	19,379,960	24,253	31,894
	その他	—	—	—
	合計	—	38,491	46,132

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引（平成20年9月30日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
金融商品取引所	株式指数先物	10,294	△478	△478
	株式指数オプション	22,400	1,084	△368
	個別株オプション	—	—	—
店頭	有価証券店頭オプション	503,221	2,944	△1,064
	有価証券店頭指数等スワップ	1,000	116	116
	その他	194,433	19,980	19,957
	合計	—	23,648	18,163

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(4) 債券関連取引（平成20年9月30日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
金融商品取引所	債券先物	22,689	77	77
	債券先物オプション	—	—	—
店頭	債券店頭オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	77	77

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(5) 商品関連取引（平成20年9月30日現在）

該当事項はありません。

(6) クレジットデリバティブ取引（平成20年9月30日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
店頭	クレジット・デフォルト・オプション	3,261,836	10,957	10,957
	その他	—	—	—
	合計	—	10,957	10,957

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

II 当中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引（平成21年9月30日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
金融商品取引所	金利先物	70,206	△93	△93
	金利オプション	26,078	5	△24
店頭	金利先渡契約	—	—	—
	金利スワップ	11,759,750	57,365	57,365
	金利スワップション	3,703,069	△46,373	△36,778
	金利オプション	252,176	△231	△422
	その他	—	—	—
	合計	—	10,673	20,046

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. デリバティブ取引の評価に際しては、合理的な方法に基づいて算定した信用リスク及び流動性リスクを特定取引資産等の減価により反映させており、当中間連結会計期間末における減価額の合計はそれぞれ1,683百万円及び3,455百万円であります。なお、以下(6)クレジットデリバティブ取引までの各取引に記載されている数値は、当該リスクの減価前の数値であります。

(2) 通貨関連取引（平成21年9月30日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
金融商品取引所	通貨先物	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—
店頭	通貨スワップ	1,358,115	△38,054	△38,054
	為替予約	2,997,295	18,838	18,838
	通貨オプション	13,498,351	2,248	26,217
	その他	—	—	—
	合計	—	△16,967	7,000

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引（平成21年9月30日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
金融商品取引所	株式指数先物	24,019	△473	△473
	株式指数オプション	151,191	5,820	5,394
	個別株オプション	—	—	—
店頭	有価証券店頭オプション	124,626	6,158	2,584
	有価証券店頭指数等スワップ	1,000	68	68
	その他	191,678	16,909	16,886
	合計	—	28,484	24,460

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(4) 債券関連取引（平成21年9月30日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
金融商品取引所	債券先物	13,704	8	8
	債券先物オプション	—	—	—
店頭	債券店頭オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	8	8

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(5) 商品関連取引（平成21年9月30日現在）

該当事項はありません。

(6) クレジットデリバティブ取引（平成21年9月30日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
店頭	クレジット・デフォルト・オプション	2,335,381	11,599	11,599
	その他	—	—	—
	合計	—	11,599	11,599

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

Ⅲ 前連結会計年度末

1. 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

当行の行っている主なデリバティブ取引は以下のとおりであります。

- ① 金利関連 金利スワップ、金利先物、金利オプション、金利スワップション
- ② 通貨関連 通貨スワップ、為替予約、通貨オプション
- ③ 株式関連 株式指数先物、株式指数オプション、有価証券店頭オプション等
- ④ 債券関連 債券先物
- ⑤ クレジット クレジット・デフォルト・オプション
デリバティブ関連

(2) 取組方針

デリバティブ取引は、国際的な金融自由化の進展及び金融技術の進歩に伴い多様化する価格変動リスクの有効なコントロール手段であります。

デリバティブ取引には、市場リスク、信用リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスク、リーガル・リスク等が存在しておりますが、当行は、これらのリスクを把握し管理する統合的なリスク管理体制の下で取引を行っております。

(3) 利用目的

当行が行うデリバティブ取引の利用目的は、顧客の財務マネージメントニーズに対応した多様な商品の提供のための対顧取引目的及びそのカバー取引、自己勘定による収益極大化を目的とする取引、当行の資産負債から発生するリスクをコントロールし当行全体の収益を安定的に確保するためのALM目的等となっております。

また、リスクの減殺効果をより適切に財務諸表に反映するため、当行の資産・負債について、「金融商品会計基準」（以下、「基準」）において定められている繰延ヘッジまたは時価ヘッジを採用しております。なおALM目的等のために行うデリバティブ取引については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱いについて」（以下、「会計上及び監査上の取扱い」）に基づく包括ヘッジを行っております。

これらのヘッジ会計においては、主に金利スワップをヘッジ手段として、上記の「基準」及び「会計上及び監査上の取扱い」に定められた要件に基づき、ヘッジ有効性の評価を行っております。

これらの取引につきまして、当行はあらかじめ定められたリスク運営方針の下で、その遵守状況を管理するために設定された指標の枠組みの範囲内において、信用リスクの限定された取引所取引や、定型化され流動性の高い店頭取引を中心に取引を行っております。

(4) 取引に係るリスク内容

デリバティブ取引に係るリスクのうち、特に管理に留意すべきリスクは市場リスク、信用リスク、流動性リスクであります。

① 市場リスク

市場リスクは、取引対象商品の市場価格の変動と、デリバティブ取引に固有のボラティリティー等の変動によって損失を被るリスクであります。

市場リスクについては、円、米ドル、ユーロを中心とするOECD主要国の長短金利、為替相場、国内上場企業の信用リスクを、主なリスク取得の対象としております。

これらのリスク量につきましては、主にバリュー・アット・リスク（VAR）法を用いて管理しております。

② 信用リスク

信用リスクは、取引の相手方が倒産等により当初定めた契約条件の履行が不可能となった場合に損失を被るリスクであります。

これらの信用リスクは合理的な算定方法に基づき、特定取引資産等の減価により財務会計に反映させており、平成21年3月末日の信用リスクに伴う減価額は1,703百万円であります。なお、「2. 取引の時価等に関する事項」に記載の定量的情報は、当該信用リスクの減価前の数値であります。

信用リスクについては、カレントエクスポージャー・ポテンシャルエクスポージャーを合算し、各取引の相手毎にクレジットラインを設定して管理しております。

③ 流動性リスク

所有する金融商品について、ポジションをクローズする場合に追加的にコストが生じるリスクであります。

これらのコストは合理的な算定方法に基づき特定取引資産等の減価により財務会計に反映させており、平成21年3月末日の連結ベースでの上記の減価額は7,111百万円であります。なお、「2. 取引の時価等に関する事項」に記載の定量的情報は、当該流動性リスクの減価前の数値であります。

④ オペレーショナル・リスク

取引相手先を含む事務処理上の錯誤、システム機能の停止、オペレーション上の過誤により損失を被るリスクであります。

⑤ リーガル・リスク

契約上の不備あるいは法令・当局規制等に抵触することで損失を被る、あるいは業務運営に支障をきたすリスクであります。

(5) 取引に係るリスク管理体制

当行では、独立したリスク管理機能を持つリスク管理部門において統合的なリスク管理を行っております。

① 市場リスクの管理体制

市場リスク管理部は、恣意性を排除した業務運営を可能とするため、業務の理念や戦略、リスク管理方針、リスク管理手続、ポジション及び損益の計測定義に係る諸規定を制定し、原則として1年毎に、必要な場合は随時、見直しを行っております。また、バンキング、トレーディング両部門の市場リスク状況を日次で統合的に把握し、モニタリングし、経営に対し報告を行っており、その枠組においてトレーディングデリバティブ取引についてもモニタリングが行われております。

なお、ALMを中心とするバンキングのデリバティブ取引については、全体の資産負債構造が持つリスクが月次で把握されALM委員会にて報告されております。

② 信用リスクの管理体制

信用リスクの管理は、同一の基本理念、管理手法に基づき各顧客本部が作成したオフバランス取引の進達規定に基づいて行っており、同規定には、申請方法、決裁権限、進達手順及び事後管理方法等が定められております。

取引は、あらかじめ主要なデリバティブ商品については統合されたクレジットラインを設定し、その範囲内で行われております。

クレジットラインの遵守状況のモニタリングは、フロント部門、バック部門でそれぞれ行っております。また、事後管理として、時価評価による評価損があらかじめ定められた金額を超える場合には、担保を徴求する等の必要な措置を講じております。

③ 流動性リスクの管理体制

流動性リスクは、取扱可能取引を限定し管理しております。

当行にとって新しいリスク・商品性のデリバティブ取引は、新商品コミッティーの取引承認を必要とし、同コミッティーにおいては当該商品の市場流動性も取引承認の重要な判断材料としております。

(6) 定量的情報の補足説明

先物取引の契約金額やスワップ取引の想定元本は、取引規模等を表すものであり、市場リスク、信用リスク等のリスク量を示すものではありません。

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引（平成21年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	金利先物				
	売建	36,759	9,595	△175	△175
	買建	140,269	5,876	209	209
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
店頭	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	5,853,395	4,831,444	147,897	147,897
	受取変動・支払固定	4,264,034	3,214,516	△87,796	△87,796
	受取変動・支払変動	583,772	450,087	2,297	2,297
	受取固定・支払固定	—	—	—	—
	金利スワップション				
	売建	2,223,348	1,181,848	△23,837	971
	買建	2,571,248	2,401,494	△28,202	△42,463
	金利オプション				
	売建	103,114	86,023	△261	989
	買建	121,125	92,445	48	△1,048
	その他				
売建	—	—	—	—	
買建	—	—	—	—	
	合計	—	—	10,179	20,882

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引（平成21年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	1,313,495	1,016,161	△70,665	△70,665
	為替予約				
	売建	1,822,420	625,260	19,561	19,561
	買建	1,301,959	615,715	△25,905	△25,905
	通貨オプション				
	売建	7,521,139	3,707,441	△223,046	△19,620
	買建	7,456,566	3,838,642	258,572	66,802
	その他				
売建	—	—	—	—	
買建	—	—	—	—	
	合計	—	—	△41,484	△29,827

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

割引現在価値やオプション価値計算モデル等により算定しております。

(3) 株式関連取引（平成21年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	株式指数先物				
	売建	37	—	△3	△3
	買建	16,192	—	753	753
	株式指数オプション				
	売建	46,475	8,850	△2,226	187
	買建	44,895	9,795	5,145	582
	個別株オプション				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
店頭	有価証券店頭オプション				
	売建	47,802	7,291	△9,998	△1,661
	買建	69,493	14,988	21,958	10,342
	有価証券店頭指数等スワップ				
	株価指数変化率受取	—	—	—	—
	・短期変動金利支払	—	—	—	—
	短期変動金利受取	1,000	1,000	85	85
	・株価指数変化率支払	—	—	—	—
	その他				
	売建	24,998	24,900	△6,289	△6,289
買建	166,436	159,429	26,822	26,800	
	合計	—	—	36,248	30,797

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(4) 債券関連取引（平成21年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	債券先物				
	売建	418	—	3	3
	買建	1,381	—	△0	△0
	債券先物オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	債券店頭オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	3	3

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、オプション価格計算モデル等により算定しております。

(5) 商品関連取引（平成21年3月31日現在）

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引（平成21年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・ オプション				
	売建	1,422,708	1,037,520	△123,107	△123,107
	買建	1,352,852	1,028,922	139,688	139,688
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	16,580	16,580

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

3. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

(ストック・オプション等関係)

I 前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

1. スtock・オプションにかかる当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名
 営業経費 336百万円

2. 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	第20回新株予約権		第21回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当行取締役 12名 当行執行役 8名 当行従業員 104名		当行執行役 1名 当行従業員 29名	
株式の種類別のストック・オプションの付与数 (注) 1	普通株式 1,445,000株	普通株式 1,385,000株	普通株式 1,049,000株	普通株式 1,032,000株
付与日	平成20年5月30日		平成20年5月30日	
権利確定条件	(注) 2		(注) 2	
対象勤務期間	平成20年5月30日から平成22年6月1日まで	平成20年5月30日から平成24年6月1日まで	平成20年5月30日から平成22年6月1日まで	平成20年5月30日から平成24年6月1日まで
権利行使期間	平成22年6月1日から平成30年5月13日まで	平成24年6月1日から平成30年5月13日まで	平成22年6月1日から平成30年5月13日まで	平成24年6月1日から平成30年5月13日まで
権利行使価格 (円)	416		416	
付与日における公正な評価単価 (円)	158	169	158	169

	第22回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	子会社役員職員 43名	
株式の種類別のストック・オプションの付与数 (注) 1	普通株式 121,000株	普通株式 82,000株
付与日	平成20年7月10日	
権利確定条件	(注) 2	
対象勤務期間	平成20年7月10日から平成22年7月1日まで	平成20年7月10日から平成24年7月1日まで
権利行使期間	平成22年7月1日から平成30年6月24日まで	平成24年7月1日から平成30年6月24日まで
権利行使価格 (円)	407	
付与日における公正な評価単価 (円)	127	137

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 原則として、対象勤務期間を通じて継続して勤務することにより権利が確定します。但し、「新株予約権付与契約」に定められた一定の事由が生じた場合には、権利が確定または失効する場合があります。

II 当中間連結会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）

1. スtock・オプションにかかる当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名
営業経費 △15百万円
2. 権利不行使による失効に伴い、当中間連結会計期間において利益として計上した金額
212百万円
3. 当中間連結会計期間に付与したStock・オプションの内容
該当ありません。

Ⅲ 前連結会計年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1. ストック・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名

その他の営業経費 636百万円

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

当連結会計年度において存在したストック・オプション

	第1回新株予約権		第2回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当行執行役 11名 当行従業員 2,185名		当行従業員 3名	
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)1	普通株式 5,343,000株	普通株式 4,112,000株	普通株式 82,000株	普通株式 79,000株
付与日	平成16年7月1日		平成16年10月1日	
権利確定条件	(注)2		(注)2	
対象勤務期間	平成16年7月1日から平成18年7月1日まで	平成16年7月1日から平成19年7月1日まで	平成16年10月1日から平成18年7月1日まで	平成16年10月1日から平成19年7月1日まで
権利行使期間	平成18年7月1日から平成26年6月23日まで	平成19年7月1日から平成26年6月23日まで	平成18年7月1日から平成26年6月23日まで	平成19年7月1日から平成26年6月23日まで

	第3回新株予約権		第4回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当行従業員 1名		当行執行役 1名	
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)1	普通株式 13,000株	普通株式 12,000株	普通株式 125,000株	普通株式 125,000株
付与日	平成16年12月10日		平成17年6月1日	
権利確定条件	(注)2		(注)2	
対象勤務期間	平成16年12月10日から平成18年7月1日まで	平成16年12月10日から平成19年7月1日まで	平成17年6月1日から平成18年7月1日まで	平成17年6月1日から平成19年7月1日まで
権利行使期間	平成18年7月1日から平成26年6月23日まで	平成19年7月1日から平成26年6月23日まで	平成18年7月1日から平成26年6月23日まで	平成19年7月1日から平成26年6月23日まで

	第5回新株予約権		第6回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当行取締役 15名 当行執行役 10名 当行従業員 437名		当行執行役 5名 当行従業員 35名	
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)1	普通株式 2,609,000株	普通株式 2,313,000株	普通株式 1,439,000株	普通株式 1,417,000株
付与日	平成17年6月27日		平成17年6月27日	
権利確定条件	(注)2		(注)2	
対象勤務期間	平成17年6月27日から平成19年7月1日まで	平成17年6月27日から平成20年7月1日まで	平成17年6月27日から平成19年7月1日まで	平成17年6月27日から平成20年7月1日まで
権利行使期間	平成19年7月1日から平成27年6月23日まで	平成20年7月1日から平成27年6月23日まで	平成19年7月1日から平成27年6月23日まで	平成20年7月1日から平成27年6月23日まで

	第7回新株予約権		第8回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当行執行役 8名 当行従業員 127名		当行執行役 1名 当行従業員 34名	
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)1	普通株式 678,000株	普通株式 609,000株	普通株式 287,000株	普通株式 274,000株
付与日	平成17年6月27日		平成17年6月27日	
権利確定条件	(注)2		(注)2	
対象勤務期間	平成17年6月27日から平成20年7月1日まで	平成17年6月27日から平成22年7月1日まで	平成17年6月27日から平成20年7月1日まで	平成17年6月27日から平成22年7月1日まで
権利行使期間	平成20年7月1日から平成27年6月23日まで	平成22年7月1日から平成27年6月23日まで	平成20年7月1日から平成27年6月23日まで	平成22年7月1日から平成27年6月23日まで

	第9回新株予約権		第10回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当行従業員 2名		当行従業員 2名	
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)1	普通株式 79,000株	普通株式 78,000株	普通株式 27,000株	普通株式 26,000株
付与日	平成17年9月28日		平成17年9月28日	
権利確定条件	(注)2		(注)2	
対象勤務期間	平成17年9月28日から平成19年7月1日まで	平成17年9月28日から平成20年7月1日まで	平成17年9月28日から平成20年7月1日まで	平成17年9月28日から平成22年7月1日まで
権利行使期間	平成19年7月1日から平成27年6月23日まで	平成20年7月1日から平成27年6月23日まで	平成20年7月1日から平成27年6月23日まで	平成22年7月1日から平成27年6月23日まで

	第11回新株予約権		第12回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当行従業員 2名		当行従業員 2名	
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 26,000株	普通株式 24,000株	普通株式 9,000株	普通株式 8,000株
付与日	平成18年3月1日		平成18年3月1日	
権利確定条件	(注) 2		(注) 2	
対象勤務期間	平成18年3月1日から平成19年7月1日まで	平成18年3月1日から平成20年7月1日まで	平成18年3月1日から平成20年7月1日まで	平成18年3月1日から平成22年7月1日まで
権利行使期間	平成19年7月1日から平成27年6月23日まで	平成20年7月1日から平成27年6月23日まで	平成20年7月1日から平成27年6月23日まで	平成22年7月1日から平成27年6月23日まで

	第13回新株予約権		第14回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当行取締役 15名 当行執行役 14名 当行従業員 559名		当行執行役 3名 当行従業員 28名	
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 2,854,000株	普通株式 2,488,000株	普通株式 1,522,000株	普通株式 1,505,000株
付与日	平成18年5月25日		平成18年5月25日	
権利確定条件	(注) 2		(注) 2	
対象勤務期間	平成18年5月25日から平成20年6月1日まで	平成18年5月25日から平成21年6月1日まで	平成18年5月25日から平成20年6月1日まで	平成18年5月25日から平成21年6月1日まで
権利行使期間	平成20年6月1日から平成27年6月23日まで	平成21年6月1日から平成27年6月23日まで	平成20年6月1日から平成27年6月23日まで	平成21年6月1日から平成27年6月23日まで

	第15回新株予約権		第16回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当行執行役 12名 当行従業員 159名		当行従業員 19名	
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 749,000株	普通株式 690,000株	普通株式 170,000株	普通株式 161,000株
付与日	平成18年5月25日		平成18年5月25日	
権利確定条件	(注) 2		(注) 2	
対象勤務期間	平成18年5月25日から平成21年6月1日まで	平成18年5月25日から平成23年6月1日まで	平成18年5月25日から平成21年6月1日まで	平成18年5月25日から平成23年6月1日まで
権利行使期間	平成21年6月1日から平成27年6月23日まで	平成23年6月1日から平成27年6月23日まで	平成21年6月1日から平成27年6月23日まで	平成23年6月1日から平成27年6月23日まで

	第17回新株予約権		第18回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当取取締役 12名 当取執行役 13名 当取従業員 110名		当取執行役 3名 当取従業員 23名	
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 1,691,000株	普通株式 1,615,000株	普通株式 747,000株	普通株式 733,000株
付与日	平成19年5月25日		平成19年5月25日	
権利確定条件	(注) 2		(注) 2	
対象勤務期間	平成19年5月25日から平成21年6月1日まで	平成19年5月25日から平成23年6月1日まで	平成19年5月25日から平成21年6月1日まで	平成19年5月25日から平成23年6月1日まで
権利行使期間	平成21年6月1日から平成29年5月8日まで	平成23年6月1日から平成29年5月8日まで	平成21年6月1日から平成29年5月8日まで	平成23年6月1日から平成29年5月8日まで

	第19回新株予約権		第20回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	子会社役員 32名		当取取締役 12名 当取執行役 8名 当取従業員 104名	
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 86,000株	普通株式 54,000株	普通株式 1,445,000株	普通株式 1,385,000株
付与日	平成19年7月2日		平成20年5月30日	
権利確定条件	(注) 2		(注) 2	
対象勤務期間	平成19年7月2日から平成21年7月1日まで	平成19年7月2日から平成23年7月1日まで	平成20年5月30日から平成22年6月1日まで	平成20年5月30日から平成24年6月1日まで
権利行使期間	平成21年7月1日から平成29年6月19日まで	平成23年7月1日から平成29年6月19日まで	平成22年6月1日から平成30年5月13日まで	平成24年6月1日から平成30年5月13日まで

	第21回新株予約権		第22回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当取執行役 1名 当取従業員 29名		子会社役員 43名	
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 1,049,000株	普通株式 1,032,000株	普通株式 121,000株	普通株式 82,000株
付与日	平成20年5月30日		平成20年7月10日	
権利確定条件	(注) 2		(注) 2	
対象勤務期間	平成20年5月30日から平成22年6月1日まで	平成20年5月30日から平成24年6月1日まで	平成20年7月10日から平成22年7月1日まで	平成20年7月10日から平成24年7月1日まで
権利行使期間	平成22年6月1日から平成30年5月13日まで	平成24年6月1日から平成30年5月13日まで	平成22年7月1日から平成30年6月24日まで	平成24年7月1日から平成30年6月24日まで

	第23回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	子会社役員 17名	
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 54,000株	普通株式 43,000株
付与日	平成20年12月 1 日	
権利確定条件	(注) 2	
対象勤務期間	平成20年12月 1 日から平成22年12月 1 日まで	平成20年12月 1 日から平成24年12月 1 日まで
権利行使期間	平成22年12月 1 日から平成30年11月11日まで	平成24年12月 1 日から平成30年11月11日まで

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 原則として、対象勤務期間を通じて継続して勤務することにより権利が確定します。但し、「新株予約権付与契約」に定められた一定の事由が生じた場合には、権利が確定または失効する場合があります。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回	第2回	第3回	第4回
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	6,343,000	42,000	25,000	250,000
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	398,000	—	—	—
未行使残	5,945,000	42,000	25,000	250,000

	第5回	第6回	第7回	第8回
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	1,298,000	996,000	715,000	360,000
付与	—	—	—	—
失効	43,000	110,000	31,000	88,000
権利確定	1,255,000	886,000	314,000	139,000
未確定残	—	—	370,000	133,000
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	2,291,000	1,404,000	232,000	26,000
権利確定	1,255,000	886,000	314,000	139,000
権利行使	—	—	—	—
失効	178,000	137,000	9,000	3,000
未行使残	3,368,000	2,153,000	537,000	162,000

	第9回	第10回	第11回	第12回
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	78,000	53,000	20,000	14,000
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	78,000	27,000	20,000	7,000
未確定残	—	26,000	—	7,000
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	79,000	—	21,000	—
権利確定	78,000	27,000	20,000	7,000
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	157,000	27,000	41,000	7,000

	第13回	第14回	第15回	第16回
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	3,836,000	2,609,000	1,055,000	192,000
付与	—	—	—	—
失効	275,000	151,000	93,000	76,000
権利確定	2,116,000	2,022,000	5,000	—
未確定残	1,445,000	436,000	957,000	116,000
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	296,000	5,000	80,000	2,000
権利確定	2,116,000	2,022,000	5,000	—
権利行使	—	—	—	—
失効	151,000	23,000	—	—
未行使残	2,261,000	2,004,000	85,000	2,000

	第17回	第18回	第19回	第20回
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	3,085,000	1,457,000	140,000	—
付与	—	—	—	2,830,000
失効	456,000	232,000	—	522,000
権利確定	373,000	712,000	—	10,000
未確定残	2,256,000	513,000	140,000	2,298,000
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	47,000	—	—	—
権利確定	373,000	712,000	—	10,000
権利行使	—	—	—	—
失効	1,000	—	—	—
未行使残	419,000	712,000	—	10,000

	第21回	第22回	第23回
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	2,081,000	203,000	97,000
失効	446,000	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	1,635,000	203,000	97,000
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

② 単価情報

	第1回	第2回	第3回	第4回
権利行使価格 (円)	684	646	697	551
権利行使時平均株価 (円)	721	739	—	—

	第5回	第6回	第7回	第8回
権利行使価格 (円)	601	601	601	601
権利行使時平均株価 (円)	—	—	—	—

	第9回	第10回	第11回	第12回
権利行使価格 (円)	697	697	774	774
権利行使時平均株価 (円)	—	—	—	—

	第13回	第14回	第15回	第16回
権利行使価格 (円)	825	825	825	825
権利行使時平均株価 (円)	—	—	—	—

	第17回	第18回	第19回
権利行使価格 (円)	555	555	527
権利行使時平均株価 (円)	—	—	—

	第20回		第21回	
権利行使期間	平成22年6月1日から平成30年5月13日まで	平成24年6月1日から平成30年5月13日まで	平成22年6月1日から平成30年5月13日まで	平成24年6月1日から平成30年5月13日まで
権利行使価格 (円)	416		416	
権利行使時平均株価 (円)	—		—	
付与日における公正な評価単価 (円)	158	169	158	169

	第22回		第23回	
権利行使期間	平成22年7月1日から平成30年6月24日まで	平成24年7月1日から平成30年6月24日まで	平成22年12月1日から平成30年11月11日まで	平成24年12月1日から平成30年11月11日まで
権利行使価格 (円)	407		221	
権利行使時平均株価 (円)	—		—	
付与日における公正な評価単価 (円)	127	137	53	57

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与されたストック・オプション（第20回～第23回）についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

- (1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式
- (2) 主な基礎数値及び見積方法

	第20回		第21回	
権利行使期間	平成22年6月1日から平成30年5月13日まで	平成24年6月1日から平成30年5月13日まで	平成22年6月1日から平成30年5月13日まで	平成24年6月1日から平成30年5月13日まで
株価変動性 (注) 1	40.8%	40.8%	40.8%	40.8%
予想残存期間 (注) 2	6年	7年	6年	7年
予想配当 (注) 3	2.94円/株	2.94円/株	2.94円/株	2.94円/株
無リスク利率 (注) 4	1.424%	1.489%	1.424%	1.489%

	第22回		第23回	
権利行使期間	平成22年7月1日 から平成30年6月 24日まで	平成24年7月1日 から平成30年6月 24日まで	平成22年12月1日 から平成30年11月 11日まで	平成24年12月1日 から平成30年11月 11日まで
株価変動性 (注) 1	40.8%	40.8%	54.4%	54.4%
予想残存期間 (注) 2	6年	7年	6年	7年
予想配当 (注) 3	2.94円/株	2.94円/株	2.94円/株	2.94円/株
無リスク利率 (注) 4	1.199%	1.259%	0.889%	0.913%

- (注) 1. 2年間の株価実績に基づき算定しております(第20回、第21回：平成18年5月～平成20年5月、第22回：平成18年6月～平成20年6月、第23回：平成18年11月～平成20年11月)。
2. 十分なデータの蓄積が無く、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。
3. 平成20年3月期の配当実績によっております。
4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

連結会社は銀行業以外に一部で証券、信託等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

当中間連結会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）

連結会社は銀行業以外に一部で証券、信託等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

前連結会計年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

連結会社は銀行業以外に一部で証券、信託等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）

全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

前連結会計年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

全セグメントの経常収益の合計額及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外経常収益】

前中間連結会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

海外経常収益の連結経常収益に占める割合が10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）

海外経常収益の連結経常収益に占める割合が10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

前連結会計年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

海外経常収益の連結経常収益に占める割合が10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
1株当たり純資産額	円	338.12	312.05	284.95
1株当たり中間純利益金額 (△は1株当たり中間(当期)純 損失金額)	円	△9.81	5.63	△72.85

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	918,407	799,960	767,481
純資産の部の合計額から 控除する金額	百万円	254,350	187,108	207,845
うち新株予約権	百万円	1,507	1,580	1,808
うち少数株主持分	百万円	252,842	185,528	206,037
普通株式に係る (中間)期末の純資産額	百万円	664,057	612,852	559,635
1株当たり純資産額の算定 に用いられた(中間)期末 の普通株式の数	千株	1,963,922	1,963,919	1,963,919

2. 1株当たり中間純利益金額又は1株当たり中間(当期)純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

なお、当中間連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式は存在するものの、希薄化効果を有しないため記載しておりません。また、前中間連結会計期間及び前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの、中間(当期)純損失が計上されているため記載しておりません。

		前中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
1株当たり中間純利益金額 (1株当たり中間(当期)純損失金額)				
中間純利益 (△は中間(当期)純損失)	百万円	△19,284	11,062	△143,084
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—	—
普通株式に係る中間純利益 (△は普通株式に係る中間 (当期)純損失)	百万円	△19,284	11,062	△143,084
普通株式の(中間)期中 平均株式数	千株	1,963,911	1,963,919	1,963,916
希薄化効果を有しないた め、潜在株式調整後1株当 たり中間(当期)純利益金 額の算定に含めなかった潜 在株式の概要		新株予約権22種類(新 株予約権の数30,515 個)。新株予約権の概 要は「第4 提出会社 の状況、1. 株式等の 状況 (2)新株予約権等 の状況」に記載のと おりであります。	新株予約権21種類(新 株予約権の数23,630 個)。新株予約権の概 要は「第4 提出会社 の状況、1. 株式等の 状況 (2)新株予約権等 の状況」に記載のと おりであります。	新株予約権23種類(新 株予約権の数28,839 個)。なお、新株予約 権の概要は「第4 提 出会社の状況、1. 株 式等の状況 (2)新株予 約権等の状況」に記載 のとおりであります。

2【その他】

(1) 第2四半期連結会計期間に係る連結損益計算書

当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期連結会計期間に係る連結損益計算書については、監査を受けておりません。

(単位：百万円)

	前第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)
経常収益	141,315	142,142
資金運用収益	63,678	72,110
(うち貸出金利息)	50,691	61,832
(うち有価証券利息配当金)	9,830	7,984
役務取引等収益	13,959	12,465
特定取引収益	530	△182
その他業務収益	55,613	52,127
その他経常収益	7,532	5,621
経常費用	174,178	132,612
資金調達費用	28,834	20,176
(うち預金利息)	11,576	13,932
(うち借用金利息)	4,420	2,742
(うち社債利息)	3,180	1,657
役務取引等費用	6,023	6,511
特定取引費用	4,300	△3,706
その他業務費用	53,976	37,655
営業経費	39,066	48,250
その他経常費用	41,976	23,724
経常利益又は経常損失(△)	△32,862	9,530
特別利益	9,222	5,091
特別損失	418	1,871
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	△24,058	12,750
法人税、住民税及び事業税	351	133
法人税等調整額	1,743	4,240
法人税等合計	2,094	4,373
少数株主利益	3,995	2,486
四半期純利益又は四半期純損失(△)	△30,147	5,890

3 【中間財務諸表】
 (1) 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度の要約 貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部			
現金預け金	※9 94,918	※9 307,591	※9 411,999
コールローン	199,000	19,569	—
債券貸借取引支払保証金	16,986	4,125	131
買入金銭債権	※9 559,155	※9 528,645	※9 666,126
特定取引資産	※2 240,326	※2, ※9 232,365	※2, ※9 326,038
金銭の信託	621,336	544,966	573,032
有価証券	※1, ※2, ※9, ※14 2,426,111	※1, ※2, ※9, ※14 3,729,688	※1, ※2, ※9, ※14 2,626,047
投資損失引当金	△3,370	△3,370	△3,370
貸出金	※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8, ※9, ※10 5,660,152	※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8, ※9, ※10 4,922,887	※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8, ※9, ※10 5,168,004
外国為替	※7 22,449	※7 12,775	※7 37,138
その他資産	※9 514,072	※9 792,171	※9 977,924
有形固定資産	※11 19,707	※11 18,059	※11 18,856
無形固定資産	14,165	12,753	13,477
債券繰延資産	153	166	161
繰延税金資産	18,168	413	4,329
支払承諾見返	11,321	8,497	12,556
貸倒引当金	△83,225	△107,569	△118,960
資産の部合計	10,331,429	11,023,737	10,713,494
負債の部			
預金	※9 5,764,965	※9 7,080,519	※9 6,637,831
譲渡性預金	744,479	378,641	259,659
債券	748,962	528,260	676,767
コールマネー	※9 480,870	※9 100,469	※9 281,513
売現先勘定	—	※9 156,382	※9 53,805
債券貸借取引受入担保金	※9 485,292	※9 764,367	※9 569,566
特定取引負債	181,926	188,817	316,068
借入金	※9, ※12 317,537	※9, ※12 336,148	※9, ※12 425,371
外国為替	257	207	226
社債	※13 513,351	※13 354,650	※13 402,453
その他負債	406,012	※9 496,047	※9 495,016
未払法人税等	405	369	34
リース債務	15	8	11
その他の負債	405,592	495,669	494,970
賞与引当金	2,913	3,743	7,191
退職給付引当金	1,059	1	55
固定資産処分損失引当金	7,190	6,829	6,911
訴訟損失引当金	—	3,662	3,662
支払承諾	※9 11,321	※9 8,497	※9 12,556
負債の部合計	9,666,140	10,407,246	10,148,658

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度の要約 貸借対照表 (平成21年3月31日)
純資産の部			
資本金	476,296	476,296	476,296
資本剰余金	43,558	43,558	43,558
資本準備金	43,558	43,558	43,558
利益剰余金	275,127	163,057	154,454
利益準備金	11,035	11,035	11,035
その他利益剰余金	264,091	152,021	143,418
繰越利益剰余金	264,091	152,021	143,418
自己株式	△72,558	△72,558	△72,558
株主資本合計	722,424	610,354	601,750
その他有価証券評価差額金	△58,471	3,337	△38,049
繰延ヘッジ損益	△171	1,219	△672
評価・換算差額等合計	△58,642	4,556	△38,722
新株予約権	1,507	1,580	1,808
純資産の部合計	665,289	616,491	564,836
負債及び純資産の部合計	10,331,429	11,023,737	10,713,494

(2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度の要約 損益計算書 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
経常収益	120,028	109,049	246,323
資金運用収益	85,179	68,184	182,737
(うち貸出金利息)	56,927	42,714	109,886
(うち有価証券利息配当金)	22,958	16,767	59,458
役務取引等収益	11,807	7,948	18,963
特定取引収益	2,982	3,609	5,277
その他業務収益	5,086	20,238	16,956
その他経常収益	※1 14,972	※1 9,068	※1 22,389
経常費用	156,147	105,706	411,184
資金調達費用	51,668	42,208	96,368
(うち預金利息)	22,529	27,962	47,548
(うち社債利息)	12,055	8,222	20,266
役務取引等費用	6,147	4,945	13,415
特定取引費用	6,325	68	10,968
その他業務費用	22,060	5,222	103,456
営業経費	※2 39,760	※2 36,063	※2 81,741
その他経常費用	※3 30,183	※3 17,198	※3 105,234
経常利益又は経常損失(△)	△36,118	3,342	△164,860
特別利益	1,030	※4 13,669	※4 76,948
特別損失	※5 3,968	※5 3,460	※5 63,487
税引前中間純利益又は税引前中間純損失(△)	△39,056	13,551	△151,399
法人税、住民税及び事業税	△3,574	257	△4,184
法人税等調整額	894	4,691	9,833
法人税等合計	△2,680	4,948	5,648
中間純利益又は中間純損失(△)	△36,375	8,603	△157,048

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	476,296	476,296	476,296
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	476,296	476,296	476,296
資本剰余金			
資本準備金			
前期末残高	43,558	43,558	43,558
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	43,558	43,558	43,558
資本剰余金合計			
前期末残高	43,558	43,558	43,558
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	43,558	43,558	43,558
利益剰余金			
利益準備金			
前期末残高	9,880	11,035	9,880
当中間期変動額			
剰余金の配当	1,154		1,154
当中間期変動額合計	1,154	—	1,154
当中間期末残高	11,035	11,035	11,035
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金			
前期末残高	307,395	143,418	307,395
当中間期変動額			
剰余金の配当	△6,928		△6,928
中間純利益又は中間純損失(△)	△36,375	8,603	△157,048
当中間期変動額合計	△43,303	8,603	△163,976
当中間期末残高	264,091	152,021	143,418
利益剰余金合計			
前期末残高	317,276	154,454	317,276
当中間期変動額			
剰余金の配当	△5,773		△5,773
中間純利益又は中間純損失(△)	△36,375	8,603	△157,048
当中間期変動額合計	△42,149	8,603	△162,822
当中間期末残高	275,127	163,057	154,454

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
自己株式			
前期末残高	△72,557	△72,558	△72,557
当中間期変動額			
自己株式の取得	△0	△0	△0
当中間期変動額合計	△0	△0	△0
当中間期末残高	△72,558	△72,558	△72,558
株主資本合計			
前期末残高	764,573	601,750	764,573
当中間期変動額			
剰余金の配当	△5,773		△5,773
中間純利益又は中間純損失(△)	△36,375	8,603	△157,048
自己株式の取得	△0	△0	△0
当中間期変動額合計	△42,149	8,603	△162,823
当中間期末残高	722,424	610,354	601,750
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	△35,024	△38,049	△35,024
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△23,447	41,387	△3,025
当中間期変動額合計	△23,447	41,387	△3,025
当中間期末残高	△58,471	3,337	△38,049
繰延ヘッジ損益			
前期末残高	1,896	△672	1,896
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△2,067	1,892	△2,568
当中間期変動額合計	△2,067	1,892	△2,568
当中間期末残高	△171	1,219	△672
評価・換算差額等合計			
前期末残高	△33,128	△38,722	△33,128
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△25,514	43,279	△5,593
当中間期変動額合計	△25,514	43,279	△5,593
当中間期末残高	△58,642	4,556	△38,722
新株予約権			
前期末残高	1,257	1,808	1,257
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	250	△227	550
当中間期変動額合計	250	△227	550
当中間期末残高	1,507	1,580	1,808

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
純資産合計			
前期末残高	732,703	564,836	732,703
当中間期変動額			
剰余金の配当	△5,773		△5,773
中間純利益又は中間純損失(△)	△36,375	8,603	△157,048
自己株式の取得	△0	△0	△0
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△25,264	43,051	△5,043
当中間期変動額合計	△67,413	51,654	△167,866
当中間期末残高	665,289	616,491	564,836

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1. 買入金銭債権の評価基準及び評価方法	売買目的の買入金銭債権（特定取引を除く）の評価は、時価法により行っております。	同左	同左
2. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準	<p>金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当中間会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当中間会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p> <p>なお、特定取引資産及び特定取引負債に含まれる派生商品のみなし決済額の見積に当たり、流動性リスク及び信用リスクを加味した評価を行っております。</p>	同左	<p>金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p> <p>なお、特定取引資産及び特定取引負債に含まれる派生商品のみなし決済額の見積に当たり、流動性リスク及び信用リスクを加味した評価を行っております。</p>
3. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券の評価は、売買目的有価証券（特定取引を除く）については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法（定額法）により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)と同じ方法により行っております。</p>	<p>(1) 同左</p> <p>(2) 同左</p>	<p>(1) 有価証券の評価は、売買目的有価証券（特定取引を除く）については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法（定額法）により行っております。</p> <p>また、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(2) 同左</p>

	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
4. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。	同左	同左
5. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 有形固定資産の減価償却は、建物及び動産のうちパソコン以外の電子計算機（A T M等）については定額法、その他の動産については定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 13年～50年 その他 2年～15年</p> <p>(2) 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。</p>	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p> <p>(3) リース資産 同左</p>	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 有形固定資産は、建物及び動産のうちパソコン以外の電子計算機（A T M等）については定額法、その他の動産については定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 13年～50年 その他 2年～15年</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p> <p>(3) リース資産 同左</p>
6. 繰延資産の処理方法	<p>繰延資産は次のとおり処理しております。</p> <p>(1) 社債発行費 社債発行費はその他資産に計上し、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。 また、社債は償却原価法（定額法）に基づいて算定された価額をもって中間貸借対照表価額としております。</p> <p>(2) 債券発行費用 債券発行費用は債券繰延資産として計上し、債券の償還期間にわたり定額法により償却しております。</p>	<p>繰延資産は次のとおり処理しております。</p> <p>(1) 社債発行費 同左</p> <p>(2) 債券発行費用 同左</p>	<p>繰延資産は、次のとおり処理しております。</p> <p>(1) 社債発行費 社債発行費はその他資産に計上し、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。 また、社債は償却原価法（定額法）に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としております。</p> <p>(2) 債券発行費用 同左</p>

	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
7. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という）に係る債権については、以下の大口債務者に係る債権を除き、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者及び従来よりキャッシュ・フロー見積法（後述）による引当を行っていた債務者で、今後の債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債務者のうち、与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。また、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者のうち与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、個別的に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という）に係る債権については、以下の大口債務者に係る債権を除き、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者及び従来よりキャッシュ・フロー見積法（後述）による引当を行っていた債務者で、今後の債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債務者のうち、与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。また、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者のうち与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、個別的に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という）に係る債権については、以下の大口債務者に係る債権を除き、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者及び従来よりキャッシュ・フロー見積法（後述）による引当を行っていた債務者で、今後の債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債務者のうち、与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。また、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者のうち与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、個別的に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部門が資産査定を実施し、当該部門から独立した資産査定管理部門が査定結果を検証しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は58,442百万円であります。</p>	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部門が資産査定を実施し、当該部門から独立した資産査定管理部門が査定結果を検証しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は64,660百万円であります。</p>	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部門が資産査定を実施し、当該部門から独立した資産査定管理部門が査定結果を検証しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は71,294百万円であります。</p>
	(2) 投資損失引当金 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。	(2) 投資損失引当金 同左	(2) 投資損失引当金 同左
	(3) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。	(3) 賞与引当金 同左	(3) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
	(4) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間による定額法により損益処理 数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額をそれぞれの発生年度から損益処理 なお、会計基準変更時差異(9,081百万円)については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。	(4) 退職給付引当金 同左	(4) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間による定額法により損益処理 数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額をそれぞれの発生年度から損益処理 なお、会計基準変更時差異(9,081百万円)については、15年による按分額を費用処理しております。
	(5) 固定資産処分損失引当金 固定資産処分損失引当金は、将来移転を予定している当行本店及び目黒フィナンシャルセンターについて見込まれる原状回復費用等の額を、契約書等に基づき合理的に算出して計上しております。	(5) 固定資産処分損失引当金 同左	(5) 固定資産処分損失引当金 同左

	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
		(6) 訴訟損失引当金 訴訟損失引当金は、係争中の訴訟に係る損失に備えるため、損失負担見込額を計上しております。	(6) 訴訟損失引当金 同左
8. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建て資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式会社及び関連会社株式会社を除き、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同左	外貨建て資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式会社及び関連会社株式会社を除き、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
9. ヘッジ会計の方法	<p>(イ) 金利リスク・ヘッジ</p> <p>金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。</p> <p>「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。</p> <p>また、当中間会計期間末の中間貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、移行後の各事業年度において従来の基準に従い、ヘッジ手段の残存期間にわたり、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は8百万円(税効果額控除前)であります。</p>	<p>(イ) 金利リスク・ヘッジ</p> <p>金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。</p> <p>「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。</p> <p>また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p> <p>また、当中間会計期間末の中間貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、移行後の各事業年度において従来の基準に従い、ヘッジ手段の残存期間にわたり、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は1百万円(税効果額控除前)であります。</p>	<p>(イ) 金利リスク・ヘッジ</p> <p>金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。</p> <p>「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。</p> <p>また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p> <p>また、当事業年度末の貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、移行後の各事業年度において従来の基準に従い、ヘッジ手段の残存期間にわたり、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当事業年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は4百万円(税効果額控除前)であります。</p>

	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジまたは時価ヘッジによっております。</p> <p>「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という)に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。</p> <p>(ハ) 内部取引等 デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。</p>	<p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 同左</p> <p>(ハ) 内部取引等 同左</p>	<p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 同左</p> <p>(ハ) 内部取引等 同左</p>
10. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	同左	同左
11. その他(中間)財務諸表作成のための重要な事項	連結納税制度の適用 当行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。	同左	同左

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同会計基準及び適用指針を適用し、通常の売買取引に準じた会計処理によっております。この変更による影響は軽微であります。</p> <p>なお、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引については、前事業年度末日における未経過リース料残高を取得価額とし、当期首に取得したものととしてリース資産に計上しております。</p>	<p>—————</p> <p>—————</p>	<p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用し、通常の売買取引に準じた会計処理によっております。この変更による影響は軽微であります。</p> <p>なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前である所有権移転外ファイナンス・リース取引については、平成19年度末における未経過リース料残高を取得価額とし、当期首に取得したものととして「リース資産」に計上しております。</p> <p>(債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い)</p> <p>「債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い」(実務対応報告第26号平成20年12月5日)が平成20年12月5日に公表されたことに伴い、当事業年度から同実務対応報告を適用し、平成20年10月1日付で「その他有価証券」の一部を「満期保有目的の債券」の区分に変更しております。これにより、従来の区分で保有した場合に比べ、「有価証券」及び「その他有価証券評価差額金」はそれぞれ8,598百万円増加しております。</p>

【表示方法の変更】

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
<p>(中間貸借対照表関係)</p> <p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第44号平成20年7月11日)により改正され、平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から「その他負債」は「未払法人税等」、「リース債務」及び「その他の負債」に区分表示しております。</p> <p>(中間損益計算書関係)</p> <p>資金調達費用については、その重要性に鑑み、従来内訳表示していた「債券利息」(当中間会計期間2,232百万円)に替えて「社債利息」(前中間会計期間13,382百万円)を内訳表示しております。</p>	<p>—————</p> <p>—————</p>

【追加情報】

<p>前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>
<p>—————</p>	<p>(その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更)</p> <p>変動利付国債は、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引き続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当中間期末においては、市場価格に代えて合理的に算定された価額をもって中間貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって中間貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」は3,074百万円増加、繰延税金負債は974百万円増加、「その他有価証券評価差額金」は2,099百万円増加しております。</p> <p>変動利付国債の合理的に算定された価額は、ブローカーから入手した理論価格としております。当該価格は、国債のフォワードカーブに基づいて算出した将来の各利払い及び償還時のキャッシュ・フローの現在価値（コンベクシティ調整後）と変動利付国債に係るゼロ・フロア・オプション価値の合計値であり、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。</p>	<p>(その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更)</p> <p>変動利付国債は、従来、市場価格をもって貸借対照表計上額としておりましたが、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当事業年度末においては、合理的に算定された価額をもって貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」及び「その他有価証券評価差額金」はそれぞれ3,230百万円増加しております。</p> <p>変動利付国債の合理的に算定された価額は、ブローカーから入手した理論価格としております。当該価格は、国債のフォワードカーブに基づいて算出した将来の各利払い及び償還時のキャッシュ・フローの現在価値（コンベクシティ調整後）と変動利付国債に係るゼロ・フロア・オプション価値の合計値であり、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。</p>

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度末 (平成21年3月31日)
<p>※1. 関係会社の株式及び出資総額 500,166百万円</p> <p>※2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券、現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券及びデリバティブ取引の担保として受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は15,171百万円、当中間会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは63,429百万円であります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、破綻先債権額は18,415百万円、延滞債権額は16,176百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は31百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は17,796百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は52,419百万円であります。</p> <p>なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>※1. 関係会社の株式及び出資総額 494,454百万円</p> <p>※2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券、現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券及びデリバティブ取引の担保として受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当中間会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは41,420百万円であります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、破綻先債権額は20,154百万円、延滞債権額は129,407百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は24,602百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は3,188百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は177,352百万円であります。</p> <p>なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>※1. 関係会社の株式及び出資総額 501,232百万円</p> <p>※2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券、現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券及びデリバティブ取引の担保として受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は76,017百万円、当事業年度末に当該処分をせずに所有しているものは53,652百万円であります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、破綻先債権額は23,943百万円、延滞債権額は110,238百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は3,732百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は3,121百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は141,035百万円であります。</p> <p>なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>

前中間会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度末 (平成21年3月31日)																																																																																								
<p>※7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は158百万円であります。</p>	<p>※7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は141百万円であります。</p>	<p>※7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は150百万円であります。</p>																																																																																								
<p>※8. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものととして会計処理した貸出金元本の当中間会計期間末残高の総額は、62,160百万円であります。</p> <p>原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、106,266百万円であります。</p>	<p>※8. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものととして会計処理した貸出金元本の当中間会計期間末残高の総額は、45,892百万円であります。</p> <p>原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、79,230百万円であります。</p>	<p>※8. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものととして会計処理した貸出金元本の当事業年度末残高の総額は、50,839百万円であります。</p> <p>原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、78,450百万円であります。</p>																																																																																								
<p>※9. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="215 819 571 978"> <tr> <td colspan="2">担保に供している資産</td> </tr> <tr> <td>現金預け金</td> <td>10百万円</td> </tr> <tr> <td>買入金銭債権</td> <td>47,380百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>711,735百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td>177,260百万円</td> </tr> </table> <table border="0" data-bbox="215 1050 571 1268"> <tr> <td colspan="2">担保資産に対応する債務</td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>1,596百万円</td> </tr> <tr> <td>コールマネー</td> <td>110,000百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引受入</td> <td></td> </tr> <tr> <td>担保金</td> <td>470,080百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>67,916百万円</td> </tr> <tr> <td>支払承諾</td> <td>907百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、スワップ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券171,858百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は223百万円、保証金は7,696百万円、デリバティブ取引の差入担保金は4,459百万円であります。</p>	担保に供している資産		現金預け金	10百万円	買入金銭債権	47,380百万円	有価証券	711,735百万円	貸出金	177,260百万円	担保資産に対応する債務		預金	1,596百万円	コールマネー	110,000百万円	債券貸借取引受入		担保金	470,080百万円	借入金	67,916百万円	支払承諾	907百万円	<p>※9. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="651 819 1007 1043"> <tr> <td colspan="2">担保に供している資産</td> </tr> <tr> <td>現金預け金</td> <td>10百万円</td> </tr> <tr> <td>買入金銭債権</td> <td>20,000百万円</td> </tr> <tr> <td>特定取引資産</td> <td>9,196百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>1,097,094百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td>160,498百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>234,900百万円</td> </tr> </table> <table border="0" data-bbox="651 1050 1007 1334"> <tr> <td colspan="2">担保資産に対応する債務</td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>927百万円</td> </tr> <tr> <td>コールマネー</td> <td>100,000百万円</td> </tr> <tr> <td>売現先勘定</td> <td>156,382百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引受入</td> <td></td> </tr> <tr> <td>担保金</td> <td>764,367百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>174,200百万円</td> </tr> <tr> <td>その他負債</td> <td>17百万円</td> </tr> <tr> <td>支払承諾</td> <td>925百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、スワップ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券230,231百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は378百万円、保証金は7,661百万円、デリバティブ取引の差入担保金は10,864百万円であります。</p>	担保に供している資産		現金預け金	10百万円	買入金銭債権	20,000百万円	特定取引資産	9,196百万円	有価証券	1,097,094百万円	貸出金	160,498百万円	その他資産	234,900百万円	担保資産に対応する債務		預金	927百万円	コールマネー	100,000百万円	売現先勘定	156,382百万円	債券貸借取引受入		担保金	764,367百万円	借入金	174,200百万円	その他負債	17百万円	支払承諾	925百万円	<p>※9. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="1086 819 1442 1043"> <tr> <td colspan="2">担保に供している資産</td> </tr> <tr> <td>現金預け金</td> <td>10百万円</td> </tr> <tr> <td>買入金銭債権</td> <td>47,380百万円</td> </tr> <tr> <td>特定取引資産</td> <td>15,669百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>964,376百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td>412,465百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>395,266百万円</td> </tr> </table> <table border="0" data-bbox="1086 1050 1442 1334"> <tr> <td colspan="2">担保資産に対応する債務</td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>988百万円</td> </tr> <tr> <td>コールマネー</td> <td>250,000百万円</td> </tr> <tr> <td>売現先勘定</td> <td>53,805百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引受入</td> <td></td> </tr> <tr> <td>担保金</td> <td>569,205百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>201,480百万円</td> </tr> <tr> <td>その他負債</td> <td>24百万円</td> </tr> <tr> <td>支払承諾</td> <td>909百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、スワップ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券215,778百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は7,904百万円、デリバティブ取引の差入担保金は6,811百万円であります。</p>	担保に供している資産		現金預け金	10百万円	買入金銭債権	47,380百万円	特定取引資産	15,669百万円	有価証券	964,376百万円	貸出金	412,465百万円	その他資産	395,266百万円	担保資産に対応する債務		預金	988百万円	コールマネー	250,000百万円	売現先勘定	53,805百万円	債券貸借取引受入		担保金	569,205百万円	借入金	201,480百万円	その他負債	24百万円	支払承諾	909百万円
担保に供している資産																																																																																										
現金預け金	10百万円																																																																																									
買入金銭債権	47,380百万円																																																																																									
有価証券	711,735百万円																																																																																									
貸出金	177,260百万円																																																																																									
担保資産に対応する債務																																																																																										
預金	1,596百万円																																																																																									
コールマネー	110,000百万円																																																																																									
債券貸借取引受入																																																																																										
担保金	470,080百万円																																																																																									
借入金	67,916百万円																																																																																									
支払承諾	907百万円																																																																																									
担保に供している資産																																																																																										
現金預け金	10百万円																																																																																									
買入金銭債権	20,000百万円																																																																																									
特定取引資産	9,196百万円																																																																																									
有価証券	1,097,094百万円																																																																																									
貸出金	160,498百万円																																																																																									
その他資産	234,900百万円																																																																																									
担保資産に対応する債務																																																																																										
預金	927百万円																																																																																									
コールマネー	100,000百万円																																																																																									
売現先勘定	156,382百万円																																																																																									
債券貸借取引受入																																																																																										
担保金	764,367百万円																																																																																									
借入金	174,200百万円																																																																																									
その他負債	17百万円																																																																																									
支払承諾	925百万円																																																																																									
担保に供している資産																																																																																										
現金預け金	10百万円																																																																																									
買入金銭債権	47,380百万円																																																																																									
特定取引資産	15,669百万円																																																																																									
有価証券	964,376百万円																																																																																									
貸出金	412,465百万円																																																																																									
その他資産	395,266百万円																																																																																									
担保資産に対応する債務																																																																																										
預金	988百万円																																																																																									
コールマネー	250,000百万円																																																																																									
売現先勘定	53,805百万円																																																																																									
債券貸借取引受入																																																																																										
担保金	569,205百万円																																																																																									
借入金	201,480百万円																																																																																									
その他負債	24百万円																																																																																									
支払承諾	909百万円																																																																																									

前中間会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度末 (平成21年3月31日)
<p>※10. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、3,654,350百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものまたは任意の時期に無条件で取消可能なものが3,360,322百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※11. 有形固定資産の減価償却累計額 16,816百万円</p> <p>※12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金108,500百万円が含まれております。</p> <p>※13. 社債には、劣後特約付社債482,975百万円が含まれております。</p> <p>※14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は68,650百万円であります。</p> <p>15. 当行子会社であるGEコンシューマー・ファイナンス株式会社は、消費者ローン債権を新生信託銀行株式会社に信託譲渡して証券化取引を行っておりますが、GEコンシューマー・ファイナンス株式会社が当該信託債権に係る過払利息返還債務を負担できない場合には、当行が代わって負担する旨の書簡を新生信託銀行株式会社に差入れております。なお、当行に損失の発生する可能性は非常に低いものと判断しております。</p>	<p>※10. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、3,797,808百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のものまたは任意の時期に無条件で取消可能なものが3,584,142百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※11. 有形固定資産の減価償却累計額 17,732百万円</p> <p>※12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金102,500百万円が含まれております。</p> <p>※13. 社債には、劣後特約付社債333,561百万円が含まれております。</p> <p>※14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は50,320百万円であります。</p> <p>15. 当行子会社である新生フィナンシャル株式会社は、消費者ローン債権を新生信託銀行株式会社に信託譲渡して証券化取引を行っておりますが、新生フィナンシャル株式会社が当該信託債権に係る過払利息返還債務を負担できない場合等により、新生信託銀行株式会社の銀行勘定に損失が発生した際には、当行が当該損失を負担する旨の書簡を新生信託銀行株式会社に差し入れております。なお、当行に損失の発生する可能性は非常に低いものと判断しております。</p>	<p>※10. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、3,560,296百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが3,297,311百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※11. 有形固定資産の減価償却累計額 16,986百万円</p> <p>※12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金102,500百万円が含まれております。</p> <p>※13. 社債には、劣後特約付社債374,858百万円が含まれております。</p> <p>※14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は64,362百万円であります。</p> <p>15. 当行子会社である新生フィナンシャル株式会社（旧GEコンシューマー・ファイナンス株式会社）は、消費者ローン債権を新生信託銀行株式会社に信託譲渡して証券化取引を行っておりますが、新生フィナンシャル株式会社が当該信託債権に係る過払利息返還債務を負担できない場合等により、新生信託銀行株式会社の銀行勘定に損失が発生した際には、当行が当該損失を負担する旨の書簡を新生信託銀行株式会社に差し入れております。なお、当行に損失の発生する可能性は非常に低いものと判断しております。</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)												
<p>※1. その他経常収益には、金銭の信託運用益11,639百万円を含んでおります。</p> <p>※2. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table data-bbox="215 329 571 395"> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>1,478百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>2,225百万円</td> </tr> </table> <p>※3. その他経常費用には、貸出金償却2,001百万円、貸倒引当金繰入額20,652百万円、株式等償却2,171百万円及び金銭の信託運用損4,043百万円を含んでおります。</p> <p style="text-align: center;">—————</p> <p>※5. 特別損失には、固定資産処分損失引当金繰入額3,039百万円を含んでおります。</p>	有形固定資産	1,478百万円	無形固定資産	2,225百万円	<p>※1. その他経常収益には、金銭の信託運用益6,184百万円を含んでおります。</p> <p>※2. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table data-bbox="651 329 1007 395"> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>1,272百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>2,093百万円</td> </tr> </table> <p>※3. その他経常費用には、貸出金償却3,644百万円、貸倒引当金繰入額4,804百万円、株式等償却2,034百万円及び金銭の信託運用損3,615百万円を含んでおります。</p> <p>※4. 特別利益には、社債等消却益13,069百万円を含んでおります。</p> <p>※5. 特別損失には、関係会社株式及び出資評価損3,277百万円を含んでおります。</p>	有形固定資産	1,272百万円	無形固定資産	2,093百万円	<p>※1. その他経常収益には、金銭の信託運用益16,050百万円を含んでおります。</p> <p>※2. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table data-bbox="1086 329 1442 395"> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>2,910百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>4,381百万円</td> </tr> </table> <p>※3. その他経常費用には、貸出金償却1,853百万円、貸倒引当金繰入額75,853百万円、株式等償却11,549百万円及び金銭の信託運用損10,279百万円を含んでおります。</p> <p>※4. 特別利益には、社債等消却益73,175百万円を含んでおります。</p> <p>※5. 特別損失には、関係会社株式及び出資評価損55,684百万円を含んでおります。</p>	有形固定資産	2,910百万円	無形固定資産	4,381百万円
有形固定資産	1,478百万円													
無形固定資産	2,225百万円													
有形固定資産	1,272百万円													
無形固定資産	2,093百万円													
有形固定資産	2,910百万円													
無形固定資産	4,381百万円													

(中間株主資本等変動計算書関係)

I. 前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

1. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (千株)	当中間会計期間 増加株式数 (千株)	当中間会計期間 減少株式数 (千株)	当中間会計期間末 株式数 (千株)	摘要
自己株式					
普通株式	96,422	1	-	96,424	(注)
合計	96,422	1	-	96,424	

(注) 自己株式の増加1千株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

2. 配当に関する事項

当行の配当については、次のとおりであります。

(1) 当中間会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年5月14日 取締役会	普通株式	5,773	2.94	平成20年3月31日	平成20年6月5日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの
該当ありません。

II. 当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

1. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (千株)	当中間会計期間 増加株式数 (千株)	当中間会計期間 減少株式数 (千株)	当中間会計期間末 株式数 (千株)	摘要
自己株式					
普通株式	96,427	0	-	96,427	(注)
合計	96,427	0	-	96,427	

(注) 自己株式の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。

2. 配当に関する事項

当行の配当については、次のとおりであります。

(1) 当中間会計期間中の配当金支払額

該当ありません。

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの
該当ありません。

Ⅲ. 前事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (千株)	当事業年度増 加株式数 (千株)	当事業年度減 少株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)	摘要
自己株式					
普通株式	96,422	4	—	96,427	(注)
合計	96,422	4	—	96,427	

(注) 自己株式の増加4千株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

2. 当行の配当については、次のとおりであります。

(1) 当事業年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年5月14日 取締役会	普通株式	5,773	2.94	平成20年3月31日	平成20年6月5日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度の末日後となるもの
該当ありません。

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																																				
<p>1. ファイナンス・リース取引</p> <p>(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>① リース資産の内容 (ア)有形固定資産 工具、器具及び備品であります。</p> <p>② リース資産の減価償却の方法 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項「5. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p>	<p>1. ファイナンス・リース取引</p> <p>(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>① リース資産の内容 (ア)有形固定資産 同左</p> <p>② リース資産の減価償却の方法 同左</p>	<p>1. ファイナンス・リース取引</p> <p>(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>① リース資産の内容 (ア)有形固定資産 同左</p> <p>② リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「5. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p>																																				
<p>2. オペレーティング・リース取引 (借手側)</p> <p>・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <table border="0"> <tr> <td>1年内</td> <td>3,624百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>2,741百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>6,365百万円</td> </tr> </table> <p>(貸手側)</p> <p>・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <table border="0"> <tr> <td>1年内</td> <td>132百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>602百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>735百万円</td> </tr> </table>	1年内	3,624百万円	1年超	2,741百万円	合計	6,365百万円	1年内	132百万円	1年超	602百万円	合計	735百万円	<p>2. オペレーティング・リース取引 (借手側)</p> <p>・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <table border="0"> <tr> <td>1年内</td> <td>3,648百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>2,778百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>6,426百万円</td> </tr> </table> <p>(貸手側)</p> <p>・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <table border="0"> <tr> <td>1年内</td> <td>110百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>570百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>680百万円</td> </tr> </table>	1年内	3,648百万円	1年超	2,778百万円	合計	6,426百万円	1年内	110百万円	1年超	570百万円	合計	680百万円	<p>2. オペレーティング・リース取引 (借手側)</p> <p>・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <table border="0"> <tr> <td>1年内</td> <td>3,537百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>1,345百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>4,883百万円</td> </tr> </table> <p>(貸手側)</p> <p>・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <table border="0"> <tr> <td>1年内</td> <td>118百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>586百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>704百万円</td> </tr> </table>	1年内	3,537百万円	1年超	1,345百万円	合計	4,883百万円	1年内	118百万円	1年超	586百万円	合計	704百万円
1年内	3,624百万円																																					
1年超	2,741百万円																																					
合計	6,365百万円																																					
1年内	132百万円																																					
1年超	602百万円																																					
合計	735百万円																																					
1年内	3,648百万円																																					
1年超	2,778百万円																																					
合計	6,426百万円																																					
1年内	110百万円																																					
1年超	570百万円																																					
合計	680百万円																																					
1年内	3,537百万円																																					
1年超	1,345百万円																																					
合計	4,883百万円																																					
1年内	118百万円																																					
1年超	586百万円																																					
合計	704百万円																																					

(有価証券関係)

○子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

I 前中間会計期間末 (平成20年9月30日現在)

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (△は損) (百万円)
子会社株式	10,166	9,013	△1,152

(注) 時価は、当中間会計期間末日における市場価格に基づいております。

II 当中間会計期間末 (平成21年9月30日現在)

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (△は損) (百万円)
子会社株式	12,848	9,871	△2,977

(注) 時価は、当中間会計期間末日における市場価格に基づいております。

III 前事業年度末 (平成21年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (△は損) (百万円)
子会社株式	25,870	19,224	△6,645

(注) 時価は、決算日における市場価格に基づいております。

(1株当たり情報)

中間連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

4 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月21日

株式会社 新生銀行

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行
社員 公認会計士 後藤 順子 印

指定社員
業務執行
社員 公認会計士 松本 繁彦 印

指定社員
業務執行
社員 公認会計士 鈴木 順二 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社新生銀行の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社新生銀行及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- ※ 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（四半期報告書提出会社）が中間連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. 中間連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成21年11月18日

株式会社 新生銀行

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 手塚 仙夫 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石塚 雅博 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松本 繁彦 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 順二 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社新生銀行の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社新生銀行及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- ※ 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（四半期報告書提出会社）が中間連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月21日

株式会社 新生銀行

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行 社員	公認会計士	後藤 順子	印
--------------------	-------	-------	---

指定社員 業務執行 社員	公認会計士	松本 繁彦	印
--------------------	-------	-------	---

指定社員 業務執行 社員	公認会計士	鈴木 順二	印
--------------------	-------	-------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社新生銀行の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第9期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社新生銀行の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- ※ 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（四半期報告書提出会社）が中間財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. 中間財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成21年11月18日

株式会社 新生銀行

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	手塚 仙夫	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石塚 雅博	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松本 繁彦	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木 順二	印
--------------------	-------	-------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社新生銀行の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第10期事業年度の中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社新生銀行の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- ※ 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（四半期報告書提出会社）が中間財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. 中間財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。